

独立行政法人農畜産業振興機構の
平成23年度に係る業務の実績に
関する評価結果

農林水産省独立行政法人評価委員会
農業分科会

業務実績の総合評価

総合評価：A

1. 評価に至った理由

法人から提出された自己評価シート及び業務実績報告書等の資料をもとに、法人の中期計画項目について評価基準に基づき評価を行った結果、小項目では2項目がb評価となったが、中項目、大項目の評価は、いずれもA評価となった。

また、「独立行政法人の業務の実績に関する評価の視点」（平成21年3月30日政策評価・独立行政法人評価委員会）、「平成23年度業務実績評価の具体的取組について」（平成24年5月21日政策評価・独立行政法人評価委員会）、「独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針」（平成22年12月7日閣議決定）（以下「見直しの基本方針」という。）及び「平成22年度における農林水産省所管独立行政法人の業務の実績に関する評価の結果等についての意見について」（平成23年12月9日政策評価・独立行政法人評価委員会）（以下「二次評価意見」という。）等を踏まえ、総合的に勘案した結果、平成23年度の業務は、中期計画の達成に向けて順調に行われていると判断し、総合評価はAとした。

なお、本年度においてS評価、D評価とする項目はなかった。

（参考）

小項目では、156項目中138項目がa評価、2項目がb評価、評価対象外が16項目
中項目では、24項目中18項目がA評価、評価対象外が6項目
大項目では、8項目中6項目がA評価、評価対象外が2項目

2. 業務運営に対する主な意見等

「第1 業務運営の効率化に関する目標を達成するため取るべき措置」について

① 事業費については、年度計画に設定した目標を上回る削減が行われている。なお、法人は、農林水産省からの政策的要請を受け、経済情勢、農畜産業をめぐる情勢等を踏まえた緊急対策を迅速かつ適正に実施しているが、事業費の削減実績は、これらの対策を除く事業について、効率的な実施に努めた結果である。

② 一般管理費については、引き続き随意契約の見直し等に積極的に取り組んだことから、年度計画に設定した目標を上回る削減が行われている。

③ 人件費については、給与水準及び管理職手当の引下げ、ポストオフ、管理職への昇格抑制等の取り組みにより、年度計画に設定した目標を上回る削減が行われている。この結果、職員の給与水準の年齢・地域・学歴を勘案した対国家公務員指数は、平成18年度の114.1から10.5ポイント改善され103.6と年度計画に設定した目標を上回る削減となり、着実な引き下げが図られている。また、給与水準の公表において、国に比べて給与水準が高くなっている定量的な理由、給与水準の適切性の検証等についての確に説明している。法人は、見直しの基本方針等を踏まえ、中期目標・中期計画の期中変更により平成24年度までに地域・学歴を勘案した対国家公務員指数を国家公務員と同程度とするとされたことから、職員のモチベーションを維持しつつ、更なる取組を進めることにより計画の確実な達成に努められたい。

④ 契約について

ア 総合評価落札方式や複数年度契約など契約事務細則で明確に定めており、「独立行政法人における契約の適正化について（依頼）」（平成20年11月14日総務省行政管理局長事務連絡）での要請事項が的確に措置されている。

イ 契約事務手続に係る審査体制については、随意契約等審査委員会及び法人外部の有識者等からなる契約監視委員会並びに監事を含む監査部門において、入札・契約に関するチェックが定期的に行われている。また、審査結果及び監査結果は理事長に報告されるとともに、法人のホームページで公表するなど、これらの審査体制が有効に機能するための措置が講じられている。

ウ 随意契約の適正化に向けた取組については、引き続き「随意契約見直し計画」に基づき、参加資格要件の緩和、総合評価方式の導入などの取組に加え、随意契約等審査委員会による審査により、真にやむを得ない契約を除く全ての契約を競争性のある契約とするなど、着実な実施が図られている。また、契約の状況を定期的にホームページに公表しているほか、外部専門家・有識者等からなる契約監視委員会を開催し、契約状況の点検を受けるなど、随意契約等における契約手続きの一層の厳格化に努めている。なお、平成23年度の随意契約20件については、事務室の賃貸借契約、官報公告などであり、競争性のある契約とするのは困難であることから、随意契約見直し計画の達成に向けた取組が着実に進められていると判断する。

エ 一者応札の解消に向けた取組については、平成20年9月に策定した「一者応札解消に向けた取組計画」に基づき公告期間の延長、システム仕様書等の開示などに努めた結果、着実な改善が図られている。また、一者応札となった契約については、入札辞退者等に対するアンケートにより不参加理由の分析・検証を行うとともに、契約の履行期間の充分な確保などの改善を行っており、今後とも一者応札の改善に向けた取組を期待する。

⑤ 業務執行の改善については、理事長は法人に与えられたミッションを有効かつ効率的に実施するため、理事長をトップとする幹部会を定期的開催し、業務運営の方向性を明確に伝えるとともに、課題の把握・対応等を協議し、その内容については、法人のネットワークシステム等を通じて職員に広く周知されている。

また、法人全体のリスクを把握するため、役員職員間ミーティングによる円滑な意思疎通、情報の共有化、ミッションの周知徹底を行うとともに、課題の把握、対応等について検討されている。

さらに、理事長自らが行う四半期ごとのヒアリングにより、業務の進捗状況を点検・分析し、法人のミッションの達

成状況、阻害要因など、内部統制の現状を適切に把握するとともに、抽出された問題点、課題等への対応を的確に指示し、確認することで、法人の業務運営の基本である年度計画の確実な達成に努めている。また、法令等の遵守状況の確認や適切な業務の執行を確保する観点から横断的な内部監査を実施しており、理事長によるトップマネジメントの下、必要に応じて速やかな改善等を図るなど、役職員が一丸となって業務執行の改善、効率性の向上等に努めている。

コンプライアンスの推進を含む内部統制の状況については、監事監査において特に留意した監査が行われ、その結果について理事長は、必要に応じて自らが行う四半期ごとのヒアリングの課題として対応の指示、確認を行うとともに、幹部会及び法人のネットワークシステム等を通じて広く職員に周知するなど、監事を含め、組織全体で内部統制の充実・強化に努めていると評価する。

情報開示の状況については、法令等により公開が義務付けられている事項並びに契約に関する情報等について、法人のホームページで確認したところ全て適正に公開されている。

- ⑥ 機能的で効率的な組織体制の整備については、地方事務所の地方農業者等への利便性等について検証し、その必要性を確認するなど適切な取組が実施されており、引き続き現行中期目標期間終了時まで、地方事務所の在り方について結論を出すため、様々な角度からの検証に努められたい。

また、見直しの基本方針を踏まえた中期目標の期中変更に伴い、業務が機能的かつ効率的に行われるよう畜産業務を実施する関係部の再編及び海外事務所の廃止に伴う調査情報部の組織体制を変更するとともに、東京電力株式会社福島第一原子力発電所事故の発生に伴う緊急対策への対応のため、畜産振興部内に「特別チーム」を設置し、機能的かつ効率的な体制の整備を図るなど、迅速かつ適切に対処している。今後も機能的・効率的な組織体制の整備を期待する。

- ⑦ 補助事業の効率化等

ア 補助事業の効率化等については、平成23年度の事業実施主体の公募において競争性を高める観点からホームページによる周知のほか、一者応募の解消に向けた公募期間の確保、公募要件の緩和等を実施し、着実な成果を挙げている。

また、事業の採択に当たり費用対効果分析等の評価手法を用いるなど、効率的かつ透明性の高い補助事業の実施が図られている。平成24年度の畜産振興事業についても、公募の推進に努めた結果、平成23年度中に事業実施主体を決定し、早期実施が図られたと評価する。今後も引き続き、公募の推進を期待する。

なお、施設整備事業の効率的かつ効果的な事業の実施のうち、費用対効果分析を実施している事業で設置した施設について、全件数に占める投資効率が1を超えた割合が75%にとどまったことから「b」評価とした。畜産を取り巻く情勢は厳しい状況にあるが、引き続き、事業実施主体と連携した投資効率の改善に取り組まれない。

イ 事業説明会、巡回指導等の補助事業に関する業務については、畜産振興事業における緊急対策を含む新規事業等について全国説明会等を適切に実施したことで、全ての新規事業が定められた期日までに着手できるなど、一定の成果を得ている。また、全国説明会でのアンケート結果等を踏まえ、補助事業の適正、効率的な実施にも努めている。

- ⑧ 畜産関係業務については、見直しの基本方針での指摘を踏まえ事業の見直し等が行われており、これに伴い法人の事業及び保有資金の縮減が図られている。また、畜産振興事業により造成した基金については、見直しの基本方針の指摘等を踏まえて基金の見直し等が実施され、平成23年度は、平成22年度の9基金（約980億円）から6基金（約760億円）に縮減を見込むなど、積極的な取り組みが行われている。

なお、基金の保有割合については、一定のルールに従い合理的に算出されたところであるが、法人の基金については、見直しの基本方針等を踏まえ、今後、さらなる保有資金及び公益法人に造成している基金の見直しを進め、規模の適正化に努められたい。

「第2 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置」について

- ① 経営安定対策

ア 畜産の経営安定対策については、酪農、肉用牛繁殖、肉用牛肥育、養豚等それぞれの特性に応じ、コストや販売価格の変動等による影響を緩和するための対策が講じられており、これら業務を適正に、かつ効率的に実施している。なお、平成23年度より、直接交付方式を全面的に実施した養豚経営安定対策事業については、年度計画に定めている交付期間内に、交付申請のあった3,827件全てについて生産者補填金が適切に交付されており、評価できる。

イ 野菜の経営安定対策については、生産者補給交付金等の迅速な交付に努めたほか、契約取引の拡大を図るため、全国規模の生産者と実需者との交流会を2回開催しているが、法人では二次評価意見を踏まえ、交流会開催の成果として商談が308件行われたことを確認しており、取り組みは十分であったと評価できる。なお、引き続き、さらなる商談件数の増加に向け積極的な取組が行われるよう期待する。

また、見直しの基本方針に基づき、契約取引を行う現場のニーズを踏まえた生産者への支援措置やモデル事業を実施しているところであるが、平成23年度の実績が少ないことから、積極的な事業の周知等に努められたい。

ウ 砂糖・でん粉関係業務については、生産者等への交付金の交付業務の迅速化に努めたほか、甘味資源作物に係る補助事業については、管理状況等の現地調査を実施し、導入効果の把握を行うなど適切なフォローアップに努めている。

- ② 需給調整・価格安定対策

ア 指定乳製品等については、国内外の需給動向を適切に判断した結果、国際約束に従って国が定める数量の全量（13万7千トン）の輸入契約が締結され、また、売渡計画に基づく売渡しが適切に実施された。

なお、平成23年8月5日付けで農林水産大臣より、バター2,000トンの緊急輸入の承認が下り、輸入入札の結果、中期目標に定められた期間内に一部、売渡入札を実施できなかったことから「b」評価とした。必要量を十分に確保するため農林水産省と協議の上、やむを得ず行ったものであるが、法人の次期中期計画策定の際には、船舶の輸送状況及び

国際的な乳製品の需給動向を勘案して期間を検討すべきである。

イ 学校給食用牛乳供給事業については、学校給食における牛乳供給日数が伸び悩む中で、学校給食供給目標に係る達成率の向上が図られた。

ウ 砂糖・でん粉関係業務については、輸入指定糖・異性化糖及び指定でん粉等の買入れ及び売戻しにおける月ごとの売買実績について、定められた期間内に、法人のホームページに公表している。

③ 緊急対策

法人本来のミッションとして、畜産関係業務においては、口蹄疫等の畜産に重大かつ甚大な影響を及ぼす家畜疾病等や畜産をめぐる情勢の変化等に対応した畜産農家及び畜産関係者への影響緩和対策等を行うとされているところであり、東日本大震災の発生に伴い、東京電力株式会社福島第一原子力発電所事故の影響により牛肉・稲わらからのセシウムが検出されたことを受け、法人の速やかな対応により、3つの緊急対策事業が早期に事業が実施されたことで、畜産農家の経済的負担の軽減及び経営の維持・安定が図られたものと評価する。

④ 資金の流れ等についての情報公開の推進

資金の流れに関する情報公開については、ホームページに公表するとともに、法人からの直接補助対象者等に係る情報公開についても、適切に公表している。また、平成22年度の実績については、国からの交付額、畜産業振興資金に繰り入れられた事業返還金を含む経理の流れ、事業返還金の活用理由等の付記などの情報を加え、積極的かつ分かりやすく公表されている。

⑤ 情報収集提供業務については、情報利用者等のニーズを的確に把握するため、専門家、情報利用者、消費者等による情報検討委員会を開催し、その意見等を反映させるとともに、需給及び生産者の経営安定に関連する重要情報等に加え、主要輸出国の農業政策等に関する各種情報提供を的確に行っている。

また、見直しの基本方針において、海外事務所を廃止することに伴い、事業に係る総コストが増加しないよう事業規模を縮減するとされているが、海外事務所の廃止や効率的な海外情報の収集等に努めた結果、事業規模の縮減が図られており、的確に対応したと評価する。

なお、海外情報については、海外事務所廃止後も一定の水準を維持できるよう、引き続き本部による積極的な収集・提供に努められたい。

「第3 予算（人件費の見積もりを含む）、収支計画及び資金計画」について

① 事務費及び一般管理費の削減に係る取組については、「第1 業務運営の効率化に関する目標を達成するために取るべき措置」の①及び②を参照。

② 事業資金等の法人の保有する資金の重要な性格にかんがみ、流動性の確保と元本保全を第一義として管理するものとし、併せて、安全性を守りつつ効率的な運用を行うことを基本とする資金管理運用基準に基づき、安全性に十分留意しつつ、効率的に運用されている。金融機関の選定にあたって、指定格付機関により発行体格付（長期）をされているものであってもいずれの発行体格付も投資適格以上と格付けされているものなどと規定されているほか、取引先金融機関、保有債券に係る情報収集について定期的に行うこととされている。また、資金の管理運用に関し、管理基準、危機管理対応等の重要事項等を決定するため、理事長を委員長とする資金管理委員会が設置されており、適切な資金管理が行われている。なお、具体的な運用については、事業資金等のうち流動性の確保が必要な資金について、余裕金の発生状況を把握し、主に大口定期預金による運用が毎月2回以上実施されている。また、資本金、事業資金の一部等については、満期償還の額や時期、新たに長期運用が可能な余裕金の発生状況の把握、有価証券による運用の実施により、効率的な運用が行われている。

③ 旧法人が実施していた債務保証業務に係る破産更生債権等については、法人発足時に承継し同額の貸倒引当金を計上しているが、更生債権の弁済計画に基づき求償権の回収が実施されている。

④ 関連法人等（25法人）に対する出資は、旧法人から承継したものであり、独立行政法人化以降は、新たな出資は行われていない。これら関係法人等については、全法人に対する決算ヒアリング等により、必要に応じて経営改善計画を提出させるなどの指導が行われ、出資等の管理は適切に実施されている。また、関連法人等への出資金については、その目的、必要性等が検討され、結果、関連法人等はいずれも出資目的に従って業務を着実に実施しており、引き続き出資金等を維持する必要性が確認されている。なお、関連会社（19社）及び関連公益法人（6財団）と法人の間には契約に係る取引はない。

「第4 短期借入金の限度額」について

① 運営費交付金の受入の遅延等による借入はなかった。

② 砂糖勘定の繰越欠損金については、法人が糖価調整制度を適切に運営した結果、生じたものである。当該制度においては、調整金収入の水準を決定する指定糖調整率や生産者等への交付金単価等は農林水産省が決定することになっているため、法人においては、直接、収支をコントロールできる仕組みとはなっていない。

収支改善を図るため、平成22年10月以降、制度関係者による指定糖調整率の引き上げや生産者交付金単価の引き下げ等の取組が実施されるとともに、平成23年度から生産者等による経営努力のインセンティブがより高まる取組が順次実

施されているところであり、この結果、平成23年度の収支においては113億円の改善が図られてきたところである。しかし一方で、平成23年度末における繰越欠損金は352億円であることから、今後もこうした取組を継続する必要がある。

なお、砂糖勘定の期中における短期借入金は限度額800億円の範囲内であり、でん粉勘定の期中における短期借入金は資金の状況を把握した結果、借入の必要はなかった。また、短期借入金の金利については、主要行による競争入札の結果、砂糖勘定は0.146%（参考：短期プライムレート1.475%）と低金利での借入が実現され、繰越欠損金の抑制のため、法人として実施可能な金利負担の軽減に努めている。

「第5 不要財産又は不要財産となることが見込まれる財産がある場合には、当該財産の処分に関する計画」について

- ① 緊急的な経済対策として平成21年度補正予算で措置された畜産業振興事業の実施に伴う返還金等については、計画通り納付申請し、国からの納入告知に基づき、1,669百万円の国庫納付が行われている。
- ② 見直しの基本方針において、野菜関係業務の未活用資金について、野菜関係業務の縮減に対応し不要となる資金について国庫納付するよう指摘がなされ、見直しを行った結果、事業規模縮減等に対応し不要となる資金10,682百万円について、速やかな国庫納付が行われている。また、平成22年度をもって終了した事業に係る資金の平成22年度における運用収入についても、国庫納付が行われている。

「第6 剰余金の使途」について

平成23年度は、該当がなかったため、評価を行わなかった。

なお、一部勘定で計上されている利益剰余金は、その発生要因等から使途が限定されるなど、独立行政法人会計基準等に定められている目的積立金として申請することができる基準である「国からの補助金等に基づく収益以外の収益から生じた利益であり、当該利益が独立行政法人の経営努力によるものであること」等に該当しないことから、目的積立金は申請されていない。各勘定における利益剰余金は、その発生要因や使途を考慮すると引き続き保有する必要があるものと考えられる。

「第7 重要な財産を譲渡し、又は担保に供しようとするときは、その計画」について

平成23年度は、計画がなかったため、評価を行わなかった。

なお、法人が保有する職員宿舎については、その利用状況が整理され、有効に利用されているところであるが、「独立行政法人の職員宿舎の見直し計画」（平成24年4月3日行政改革実行本部決定）により、改めてその必要性を厳しく見直すよう決定されているところである。については、法人の保有する宿舎について、必要性を整理されたい。

「第8 その他主務省令で定める業務運営に関する事項」について

- ① 職員の人事に関する計画については、超過勤務削減への対応、業務の内容や業務量に応じて、適材適所の観点から、職員の適正配置等が実施されている。
- ② 人件費の削減については、具体的な目標を設定し、平成17年12月から実施している「給与構造の見直し」を着実に遂行しているほか、平成19年度からは、新たな人事管理制度として、昇給幅の抑制、管理職へ昇格の抑制、管理職ポストオフ制度を導入し、一層の人件費削減に取り組んだこと等により、人件費総額は計画の2,033百万円に対して、1,821百万円と引き続き抑制されている。
- ③ 職員の総合的能力を養成させるための階層別、専門別研修については、年間を通じて計画的に実施されている。

「独立行政法人が支出する会費の見直しについて」（平成24年3月23日行政改革実行本部決定）の対応

平成24年度第1四半期の公表状況を法人のホームページで確認したところ、「該当なし」と速やかに公表されている。引き続き、公益法人等への会費の支出については、徹底した適正化・透明性を強化するよう努められたい。

「二次評価意見」のフォローアップについて

平成22年度業務実績評価に関する二次評価意見に対し法人は、法人の対応・取組を業務実績報告書等において明らかにしており、これを基に評価を行った結果、いずれも適切な対応であると評価する。

「独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針」（平成22年12月7日閣議決定）の対応

法人の対応・取組を業務実績報告書等において明らかにしており、これを基に評価を行った結果、いずれも適切な対応を行っている」と評価する。

法人の自然災害等に関するリスクへの対応に関する取組

法人では、東日本大震災の発生を契機とし、法人の役職員等が地震発生時に適切な行動が出来るよう、平成23年11月に地震発生時等の行動マニュアルを策定・支援する中で、役職員の安否確認を迅速に行うシステムを構築している。その内容については、法人のネットワークシステム等を通じて職員に広く周知されている。また、平成24年7月には、法人の業務のうち、首

都直下地震発生時に優先的に取り組むべき重要な業務を継続するための方針・手段を定める業務継続計画（BCP: Business Continuity Plan）を策定し、行政サービスの向上に努めており評価できる。

評 価 項 目 （ 大 項 目 ）	評 価
第 1 業務運営の効率化に関する目標を達成するためとるべき措置	A
第 2 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置	A
第 3 予算、収支計画及び資金計画	A
第 4 短期借入金の限度額	A
第 5 不要財産又は不要財産となることが見込まれる財産がある場合には、当該財産の処分に関する計画	A
第 6 剰余金の使途	—
第 7 重要な財産を譲渡し、又は担保に供しようとするときは、その計画	—
第 8 その他農林水産省令で定める業務運営に関する事項	A

評価単位ごとの評価シート（総括表）

評価項目（評価単位）	評価
<p>第1 業務運営の効率化に関する目標を達成するためとるべき措置</p> <ul style="list-style-type: none"> 1 事業費の削減・効率化 2 業務運営の効率化による経費の削減 3 業務執行の改善 4 機能的で効率的な組織体制の整備 5 補助事業の効率化等 	<p>A</p> <p>A</p> <p>A</p> <p>A</p> <p>A</p>
<p>第2 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置</p> <ul style="list-style-type: none"> 1 畜産関係業務 2 野菜関係業務 3 砂糖関係業務 4 でん粉関係業務 5 情報収集提供業務 	<p>A</p> <p>A</p> <p>A</p> <p>A</p> <p>A</p>
<p>第3 予算、収支計画及び資金計画</p> <ul style="list-style-type: none"> 1 事業費及び一般管理費の節減に係る取り組み（支出の削減についての具体的方針及び実績等） 2 法人運営における資金の配分状況（人件費、業務経費、一般管理費等法人全体の資金配分方針及び実績、関連する業務の状況、予算決定方式等） 3 「資金管理運用基準」に基づく、安全性に十分留意した効率的な運用 	<p>A</p> <p>A</p> <p>A</p>
<p>第4 短期借入金の限度額</p> <ul style="list-style-type: none"> 1 運営費交付金の受入の遅延等による資金の不足となる場合における短期借入金 2 国産糖価格調整事業の甘味資源作物交付金及び国内産糖交付金の支払資金の一時不足となる場合における短期借入金 3 でん粉価格調整事業のでん粉原料用いも交付金及び国内産いもでん粉交付金の支払資金の一時不足となる場合における短期借入金 	<p>A</p> <p>—</p> <p>A</p> <p>—</p>
<p>第5 不要財産又は不要財産となることが見込まれる財産がある場合には、当該財産の処分に関する計画</p> <ul style="list-style-type: none"> 1 緊急的な経済対策として平成21年度補正予算で措置された畜産業振興事業の実施に伴う返還金等の金銭による納付 2 指定野菜価格安定対策事業及び特定野菜等供給産地育成価格差補給事業の事業規模縮減等に対応し不要となる資金並びに平成22年度をもって終了した野菜構造改革促進特別対策事業に係る資金の平成22年度における運用収入の23年度中の金銭による納付 	<p>A</p> <p>A</p> <p>A</p>
<p>第6 剰余金の使途</p> <p>剰余金による成果</p> <p>（剰余金の使途について、中期計画に定めた使途にあてた結果、当該事業年度に得られた成果）</p>	<p>—</p> <p>—</p>
<p>第7 重要な財産を譲渡し、又は担保に供しようとするときは、その計画</p> <p>予定なし</p>	<p>—</p> <p>—</p>
<p>第8 その他主務省令で定める業務運営に関する事項</p>	<p>A</p>

1	職員の人事に関する計画（人員及び人件費の効率化に関する目標を含む。）	A
2	長期的な借入れを行う場合の留意事項	—
3	施設及び設備に関する計画	—
4	前期中期目標期間繰越積立金の処分	A

評価単位ごとの評価シート

(○中項目、◇小項目)

評価項目	達成状況	評価
<p>第1-1 事業費の削減・効率化</p>	<p>○ 事業費の削減・効率化 【評価結果】 指標の総数：1 評価aの指標数：1×2点＝2点 評価bの指標数：0×1点＝0点 評価cの指標数：0×0点＝0点 合計 2点（2／2＝100%）</p>	<p>A</p>
<p>【中期計画】 事業費については、補助事業の効率化等を通じ、中期目標期間中に、平成19年度（年度途中で開始した糖価調整事業及びでん粉価格調整事業については、平年度化した額とする。）比で10%削減する。 ただし、第2の1の（1）の①のAの肉用牛対策及びイの養豚対策のうち、生産者等からの抛出金に係るものを除く。 この場合、経済情勢、農畜産業を巡る情勢、国際環境の変化等を踏まえた政策的要請により影響を受けることについて配慮する。</p> <p>【年度計画】 事業費については、中期目標期間中に、平成19年度（年度途中で開始した糖価調整事業及びでん粉価格調整事業については、平年度化した額とする。）比で10%削減の目標を達成するため、補助事業の効率化等を行う。 ただし、第2の1の（1）の①のAの肉用牛対策及びイの養豚対策のうち、生産者等からの抛出金に係るものを除く。 この場合、経済情勢、農畜産業を巡る情勢、国際環境の変化等を踏まえた政策的要請により影響を受けることについて配慮する。</p>	<p>【評価指標】 ○ 事業費の削減・効率化 （事業費総額で、当該年度に計画した削減目標と実績との対比） 削減目標は、平成19年度事業費（年度途中で開始した糖価調整事業及びでん粉価格調整事業については、平年度化した額とする。）に対して、 平成20年度＝10%×1／5 平成21年度＝10%×2／5 平成22年度＝10%×3／5 平成23年度＝10%×4／5 平成24年度＝10%×5／5 a：達成度は、90%以上であった b：達成度は、50%以上90%未満であった c：達成度は、50%未満であった 削減度合いの算出に当たっては、経済情勢、農畜産業を巡る情勢、国際環境の変化等を踏まえた政策的要請又は緊急の事態が生じた若しくは生じる恐れがあった場合に対応した事業を除く。</p>	<p>a</p>
	<p>【業務実績報告書の記述】 平成23年度の事業費（経済情勢、農畜産業を巡る情勢等を踏まえた政策的要請により実施された緊急対策を除く。）については、平成19年度（年度途中で開始した糖価調整事業及びでん粉価格調整事業については、平年度化した額とする。）比で47%削減した。（PT別添1-1） なお、肉用牛肥育経営緊急支援事業、国産牛肉信頼回復対策事業、原子力発電所事故被災者稲わら等緊急供給支援対策事業等の緊急対策を実施した。 （※上記、「PT別添」とは、「第13回独立行政法人評価委員会農業分科会農畜産業振興機構チーム検討会配付資料・資料5『平成23年度業務実績の自己評価シート別添資料』」である。以下同じ。）</p>	

評価項目	達成状況	評価												
第1-2 業務運営の効率化による経費の削減	○ 業務運営の効率化による経費の削減 【評価結果】 指標の総数：12 評価aの指標数：12×2点＝24点 評価bの指標数：0×1点＝0点 評価cの指標数：0×0点＝0点 合計 24点 (24/24=100%)	A												
【中期計画】 (1) 一般管理費（人件費を除く。）については、定期的な日常業務の点検及び業務体系の見直し、業務の適切な進行管理、情報技術を活用した事務処理の効率化等により業務の効率化に努め、中期目標期間中に、平成19年度比で15%削減する。	◇(1) 経費の削減 【評価指標】 ① 当該年度に計画した具体的な削減額と実績との対比 a：達成度は、90%以上であった b：達成度は、50%以上90%未満であった c：達成度は、50%未満であった 【業務実績報告書の記述】 一般管理費（人件費を除く。）については、引き続き随意契約の見直し等に積極的に取り組むとともに、事務所面積の削減、一部事務室の照明をLED化することによる消費電力の削減、事務用品等調達の一元化等を行ったことにより、平成19年度比で18.8%削減した。	a												
【年度計画】 (1) 一般管理費（人件費を除く。）の削減目標（中期目標期間中に平成19年度比で15%削減）を達成するため、定期的な日常業務の点検及び業務体系の見直し、業務の適切な進行管理、情報技術を活用した事務処理の効率化等により業務運営の効率化に努め、平成19年度比で12%削減する。	【参考】 (百万円) <table border="1" data-bbox="566 869 933 974"> <thead> <tr> <th></th> <th>19年度</th> <th>22年度</th> <th>23年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>予算</td> <td>760</td> <td>664</td> <td>655</td> </tr> <tr> <td>決算</td> <td>612</td> <td>551</td> <td>617</td> </tr> </tbody> </table> （平成22年度決算額には、予算繰越分（平成22年度予算のうち、東日本大震災の発生により執行できなかった事務室改修）を含む。）		19年度	22年度	23年度	予算	760	664	655	決算	612	551	617	
	19年度	22年度	23年度											
予算	760	664	655											
決算	612	551	617											
	【評価指標】 ② 定期的な日常業務の点検及び業務体系の見直し a：取り組みは十分であった b：取り組みはやや不十分であった c：取り組みは不十分であった 【業務実績報告書の記述】 事務処理の迅速化を図る観点から決裁期間の確認を行うことにより、日常業務の点検を行った。平成23年度の決裁期間は、3.2業務日であった。 （平成21年度は3.2業務日） （平成22年度は3.1業務日）	a												
	【評価指標】 ③ 業務の適切な進行管理 a：取り組みは十分であった b：取り組みはやや不十分であった c：取り組みは不十分であった 【業務実績報告書の記述】 一般管理費予算に係る進捗状況について、四半期毎に確認するとともに、当該情報を関係部と共有し、進行管理を実施した。（PT別添1-2）	a												
	【評価指標】 ④ 情報技術を活用した事務処理の効率化 a：取り組みは十分であった b：取り組みはやや不十分であった c：取り組みは不十分であった 【業務実績報告書の記述】 更新時期が到来したPCについて、計画更新を行うとともに、ソフトウェアの追加導入を行い、事務の効率化を図った。	a												

評価項目	達成状況	評価
	<p>【参考】</p> <p>[追加導入ライセンス]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ acrobat (PDF作成ソフト) 110本 ・ 一太郎 (ワープロソフト) 50本 <p>ほか</p>	
<p>【中期計画】</p> <p>(2) 人件費（退職金及び福利厚生費（法定福利費及び法定外福利費）並びに人事院勧告を踏まえた給与改定部分を除く。）については、簡素で効率的な政府を実現するための行政改革の推進に関する法律（平成18年法律第47号）等に基づき、平成18年度からの5年間で5%以上を基本とする削減について引き続き着実に実施するとともに、経済財政運営と構造改革に関する基本方針2006（平成18年7月7日閣議決定）に基づき、人件費改革の取組を平成23年度まで継続する。</p>	<p>◇(2) 人件費の削減</p> <p>【評価指標】</p> <p>① 当該年度に計画した具体的な削減額と実績との対比</p> <ul style="list-style-type: none"> a：達成度合は、100%以上であった b：達成度合は、70%以上100%未満であった c：達成度合は、70%未満であった <p>【業務実績報告書の記述】</p> <p>人件費の削減については、平成17年12月1日から人件費改革として給与水準及び管理職手当の引下げ、国が導入している地域手当の不採用等の「給与構造の見直し」を着実に実施（平成23年4月1日付けで、「給与構造の見直し」の一環として、総括調整役▲1.4%、部長クラス▲0.8%等の職員の本俸水準の引下げ）するとともに、平成19年度から昇給幅の抑制、平成20年度からポストオフ、管理職への昇格抑制、業務専門職等を導入し、一層の人件費の削減に取り組んだ。この結果、人件費（退職金及び福利厚生費並びに人事院勧告を踏まえた給与改定部分を除く。）については、平成17年度比で13.4%削減した。（PT別添1-3）</p>	a
<p>また、国家公務員の給与構造改革等を踏まえ、平成17年12月1日から実施している「給与構造の見直し」を着実に推進する。</p> <p>これに加え、平成20年度以降、新たな人事管理制度を導入することにより、人件費改革を更に進めるとともに、平成25年4月1日までに管理職割合を3分の1に引き下げる。</p>	<p>【評価指標】</p> <p>② 給与構造の見直しの推進</p> <ul style="list-style-type: none"> a：取り組みは十分であった b：取り組みはやや不十分であった c：取り組みは不十分であった <p>【業務実績報告書の記述】</p> <p>人件費の削減については、平成17年12月1日から人件費改革として給与水準及び管理職手当の引下げ、国が導入している地域手当の不採用等の「給与構造の見直し」を着実に実施（平成23年4月1日付けで、「給与構造の見直し」の一環として、総括調整役▲1.4%、部長クラス▲0.8%等の職員の本俸水準の引下げ）するとともに、平成19年度から昇給幅の抑制、平成20年度からポストオフ、管理職への昇格抑制、業務専門職等を導入し、一層の人件費の削減に取り組んだ。この結果、人件費（退職金及び福利厚生費並びに人事院勧告を踏まえた給与改定部分を除く。）については、平成17年度比で13.4%削減した。（PT別添1-3）</p>	a
<p>なお、人件費の5%以上の削減を達成した独立行政法人緑資源機構から採用した職員に係る人件費については、「廃止等を行う独立行政法人の職員の受入に協力する独立行政法人等に係る人件費一律削減措置の取扱い」（平成20年6月9日付け行政改革推進本部事務局他から各府省担当官あて通知文書）に基づき、総人件費改革の対象外とする。</p>	<p>【評価指標】</p> <p>③ 新たな人事管理制度の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> a：取り組みは十分であった b：取り組みはやや不十分であった c：取り組みは不十分であった <p>【業務実績報告書の記述】</p> <p>人件費の削減については、平成17年12月1日から人件費改革として給与水準及び管理職手当の引下げ、国が導入している地域手当の不採用等の「給与構造の見直し」を着実に実施（平成23年4月1日付けで、「給与構造の見直し」の一環として、総括調整役▲1.4%、部長クラス▲0.8%等の職員の本俸水準の引下げ）するとともに、平成19年度から昇給幅の抑制、平成20年度からポストオフ、管理職への昇格抑制、業務専門職等を導入し、一層の人件費の削減に取り組んだ。この結果、人件費（退職金及び福利厚生費並びに人事院勧告を踏まえた給与改定部分を除く。）については、平成17年度比で13.4%削減した。（PT別添1-3）</p>	a
<p>給与水準については、国家公務員の給与水準を十分考慮し、手当てを含め役職員給与の在り方について、厳しく検証した上で、平成21年度の対国家公務員年齢・地域・学歴動向指数が107.1であることを踏まえ、引き続き、給与水準の見直しを行い、平成24年度までに国家公務員と同程度とし、検証結果や取組状況を公表する。</p>	<p>【評価指標】</p> <p>④ 管理職割合について当該年度に計画した具体的な目標率と実績との対比</p> <ul style="list-style-type: none"> a：達成度合は、90%以上であった b：達成度合は、50%以上90%未満であった 	a
<p>【参考】</p> <p>1. 管理職割合（平成19年4月1日）：42%</p>		

評価項目	達成状況	評価
<p>2. 地域・学歴を勘案した対国家公務員指数（平成18年度）：114.1</p> <p>【年度計画】</p> <p>人件費（退職金及び福利厚生費（法定福利費及び法定外福利費）並びに人事院勧告を踏まえた給与改定部分を除く。）については、簡素で効率的な政府を実現するための行政改革の推進に関する法律（平成18年法律第47号）等を踏まえ、平成17年度比で少なくとも6%を削減する。</p> <p>また、国家公務員の給与構造改革等を踏まえ、平成17年12月1日から実施している「給与構造の見直し」を着実に推進するとともに、新たな人事管理制度を適切に運用する。</p> <p>なお、人件費の5%以上の削減を達成した独立行政法人緑資源機構から採用した職員に係る人件費については、「廃止等を行う独立行政法人の職員の受入に協力する独立行政法人等に係る人件費一律削減措置の取扱い」（平成20年6月9日付け行政改革推進本部事務局他から各府省担当官あて通知文書）に基づき、総人件費改革の対象外とする。</p> <p>これらの取組により、管理職割合を平成24年度期初時点で3分の1を超えない範囲に、職員の給与水準について、対国家公務員年齢・地域・学歴勘案指数を104に引き下げるとともに、給与水準の適正性について検証し、その検証結果や取組状況について公表を行う。</p> <p>【中期計画】</p> <p>(3) 契約については、真にやむを得ないものを除き原則として一般競争入札等（競争入札及び企画競争入札・公募をいい、競争性のない随意契約は含まない。以下同じ。）によるものとし、随意契約の適正化を推進する観点から、「随意契約見直し計画」（平成19年12月21日19農畜機第3687号）に基づく取組を着実に実施するとともに、その取組状況を公表する。</p> <p>また、契約が一般競争入札等による場合であっても、特に企画競争、公募を行う場合には、競争性、透明性が確保される方法により実施する。</p> <p>さらに、監事及び会計監査人によ</p>	<p>c：達成度合は、50%未満であった</p> <p>【業務実績報告書の記述】</p> <p>これらの取組により、平成24年度期初の管理職割合は、目標である33.3%に対し、27.4%となった。（PT別添1-3）</p> <p>【評価指標】</p> <p>⑤ 職員の給与水準の地域・学歴を勘案した対国家公務員指数について当該年度に計画した具体的な目標値と実績との対比</p> <p>a：達成度合は、90%以上であった</p> <p>b：達成度合は、50%以上90%未満であった</p> <p>c：達成度合は、50%未満であった</p> <p>【業務実績報告書の記述】</p> <p>また、職員の給与水準の地域・学歴を勘案した対国家公務員指数は、目標値104に対し平成23年度は103.6に引き下げるとともに、取組状況等についてホームページで公表を行った。（PT別添1-3）</p>	a
<p>【中期計画】</p> <p>(3) 契約については、真にやむを得ないものを除き原則として一般競争入札等（競争入札及び企画競争入札・公募をいい、競争性のない随意契約は含まない。以下同じ。）によるものとし、随意契約の適正化を推進する観点から、「随意契約見直し計画」（平成19年12月21日19農畜機第3687号）に基づく取組を着実に実施するとともに、その取組状況を公表する。</p> <p>また、契約が一般競争入札等による場合であっても、特に企画競争、公募を行う場合には、競争性、透明性が確保される方法により実施する。</p> <p>さらに、監事及び会計監査人によ</p>	<p>◇ (3) 随意契約の見直しに向けた計画的取組</p> <p>【評価指標】</p> <p>① 「随意契約見直し計画」に基づく取組</p> <p>分母を随意契約等審査委員会への諮問件数（真にやむを得ない随意契約を除く）とし、分子を随意契約見直し計画に基づき競争性のある契約へ移行した契約件数とする。</p> <p>a：達成度合は、100%であった</p> <p>b：達成度合は、70%以上100%未満であった</p> <p>c：達成度合は、70%未満であった</p> <p>【業務実績報告書の記述】</p> <p>随意契約の適正化を推進する観点から、「随意契約見直し計画」に基づき、参加資格要件の緩和、総合評価方式の導入等の取組を着実に実施するとともに、随意契約等審査委員会による審査を行った結果、平成23年度の競争性のない随意契約は事務室の賃貸借契約、都道府県への委託費等真にやむを得ないもののみで、全体の12%となった（平成22年度実績10%）。（PT別添1-4、1-5）</p> <p>また、その取組状況をホームページにおいて公表した。</p> <p>さらに、外部専門家・有識者等からなる契約監視委員会を開催し、契約状況の</p>	a

評価項目	達成状況	評価
<p>る監査において、入札・契約の適正な実施についてチェックを受けるものとする。</p> <p>【年度計画】</p> <p>(3) 契約については、真にやむを得ないものを除き原則として一般競争入札等（競争入札及び企画競争入札・公募をいい、競争性のない随意契約は含まない。以下同じ。）によるものとし、随意契約の適正化を推進する観点から、「随意契約見直し計画」（平成19年12月21日19農畜機第3687号）に基づき、一般競争入札等競争性のある契約の範囲拡大や契約の見直し等の取組を着実に実施するとともに、その取組状況を公表する。</p> <p>また、契約が一般競争入札等による場合であっても、特に企画競争、公募を行う場合には、競争性、透明性が確保される方法により実施する。</p> <p>さらに、監事及び会計監査人による監査において、入札・契約の適正な実施についてチェックを受けるものとする。</p>	<p>点検を受けた。</p> <p>【参考】 （平成22年度） 一般競争入札等116件（90%）、競争性のない随意契約13件（10%） （平成23年度） 一般競争入札等152件（88%）、競争性のない随意契約20件（12%）</p> <p>【参考】 （契約に係る事務手続等） 契約事務については、会計規程、契約事務細則等に契約方式、手続等を規定している。</p> <p>契約方式は原則として一般競争入札によることとしているが、緊急の必要性、競争に付することが不利と認められる場合等にあつては随意契約ができることとしており、個別の契約締結にあつては、経理部担当理事、総務部及び経理部職員で構成する随意契約等審査委員会において、事前に審査を行っている。</p> <p>また、総合評価方式や複数年度契約に関しては、「独立行政法人における契約の適正化について（依頼）」（平成20年11月14日総務省行政管理局長事務連絡）に基づき、規程を定め、「総合評価方式について」（19農畜機第4914号）及び「複数年度契約について」（20農畜機第3538号）により適切に措置している。</p> <p>【参考】 （第三者への再委託） 契約の全てを第三者に委託させることは禁止している。やむを得ず契約の一部を第三者に再委託する場合には、契約事務細則に基づき書面により申請し機構の承認を得ることとされているが、平成23年度における再委託はなかった。</p>	
	<p>【評価指標】</p> <p>② 競争性、透明性の確保</p> <p>分母を企画競争・公募を実施した件数とし、分子を機構掲示板への掲示及びホームページへの掲載件数とする。</p> <p>a：達成度合は、100%であった b：達成度合は、70%以上100%未満であった c：達成度合は、70%未満であった</p> <p>【業務実績報告書の記述】</p> <p>また、一般競争契約はもとより、企画競争、公募を実施する場合も、競争性、透明性を確保するため、機構掲示板への掲示及びホームページへの掲載を行うとともに、その状況を四半期ごとに確認した。</p> <p>【参考】 （1者応札の解消に向けた取組）</p> <p>①公告期間の延長、②仕様書の作成に当たり、IT技術支援者から助言を得たうえでのシステム仕様書等の開示、③「メルマガ」機能の利用や機構ホームページでの入札予定の掲載、④入札に参加しなかった者に対するアンケートに基づき、契約の履行期間の十分な確保、⑤入札時期の前倒しの取組の一環として、次年度の入札予定をホームページに掲載等平成23年9月に見直した「1者応札解消に向けた取組計画」を確実に実施した。</p> <p>平成23年度の競争性のない随意契約を除いた応札数は152件あり、前年度の116件を大きく上回っているにも関わらず、1者応札の割合は、上記の取組みにより前年度と比べ0.9%減少した。</p> <p>（1者応札の割合） 平成22年度 9.5% 平成23年度 8.6% （PT別添1-6、1-7）</p> <p>【評価指標】</p>	a

評価項目	達成状況	評価
	<p>③ 入札・契約の適正な実施についてのチェック</p> <p>a : 取り組みは十分であった</p> <p>b : 取り組みはやや不十分であった</p> <p>c : 取り組みは不十分であった</p> <hr/> <p>【業務実績報告書の記述】</p> <p>さらに、監事に対しては、毎月、所定の様式により、各部の契約状況を報告するとともに、定期監査において入札・契約のチェックを受けた。また、会計監査人の求めに応じ、契約書等を提示することにより、その内容等のチェックを受けた。(PT別添1-8)</p>	a

評価項目	達成状況	評価
第1-3 業務執行の改善	○ 業務執行の改善 【評価結果】 指標の総数：15 評価aの指標数：14×2点＝28点 評価bの指標数：0×1点＝0点 評価cの指標数：0×0点＝0点 （評価対象外：1） 合計 28点（28/28＝100%）	A
【中期計画】 (1) 独立行政法人評価委員会の評価の効率的かつ効果的な実施に資するよう、機構自ら業務の点検・評価を行うとともに、外部専門家・有識者等から成る第三者機関による業務の点検・評価を行い、その結果を業務運営に反映させる。	◇ (1) 業務全体の点検・評価 【評価指標】 ① 業務全体の点検・分析を通じた業務運営の的確な進行管理 分母を年度当初に計画した回数とし、分子を業務運営の進行管理を実施した回数とする。 a：達成度は、100%であった b：達成度は、70%以上100%未満であった c：達成度は、70%未満であった	a
【年度計画】 (1) 業務全体の点検・評価 ① 業務の進行状況を四半期毎に点検・分析し、業務運営の的確な進行管理を図る。 ② 各四半期終了後を目途に、業務の進行状況についての自己評価を行う。	【業務実績報告書の記述】 年度計画を具体化するための「具体化推進シート（工程表）を年度初めに策定し、理事長は、四半期毎に実施したヒアリングの際、工程表の内容と実績とを比較し、業務の進捗状況を点検・分析することにより、ミッションの達成状況、阻害要因など、内部統制の現状を適切に把握した。また、抽出された問題点、課題等への対応を的確に指示し、確認することで、業務運営の適切な進行管理を図った。	
③ 平成22年度の業務実績について、自己評価をもとに第三者機関による点検・評価を実施する。 ④ 第三者機関による平成22年度の業務実績に係る点検・評価結果を必要に応じて業務運営に反映させる。	【参考】 平成23年度は4月、7月、10月、1月に実施。 【評価指標】 ② 第三者機関による点検・評価のための、業務の進行状況の自己評価 分母を年度当初に計画した回数とし、分子を自己評価を実施した回数とする。 a：達成度は、100%であった b：達成度は、70%以上100%未満であった c：達成度は、70%未満であった	a
	【業務実績報告書の記述】 理事長による四半期毎に実施したヒアリングの際、併せて業務の進行状況についての自己評価を行った。 【評価指標】 ③ 第三者機関による業務の点検・評価の実施 a：取り組みは十分であった b：取り組みはやや不十分であった c：取り組みは不十分であった	a
	【業務実績報告書の記述】 平成23年6月3日に「平成22年度業務実績について」等を議題とする、外部専門家・有識者からなる第9回機構評価委員会を開催し、平成22年度の業務実績に関する自己評価等について点検・評価を実施した。 【評価指標】 ④ 第三者機関による業務の点検・評価結果に基づいた、必要に応じた業務運営への反映 a：必要がなかった又は十分であった b：必要はあったが、やや不十分であった c：必要はあったが、不十分であった 【業務実績報告書の記述】 機構評価委員会による平成22年度の業務実績に係る点検・評価結果において、	a

評価項目	達成状況	評価
	業務運営に反映させるべき指摘事項はなかった。	
<p>【中期計画】</p> <p>(2) 補助事業について、毎事業年度の事業の達成状況等の自己評価を行うとともに、外部専門家等から成る第三者機関による事業の審査・評価を行い、必要に応じ業務の見直しを行う。</p> <p>【年度計画】</p> <p>(2) 補助事業の審査・評価</p> <p>① 平成23年度事業について、進行管理を的確に行う。</p> <p>② 平成22年度事業の達成状況等について、自己評価を行うとともに、第三者機関による事業の審査・評価を行い、必要に応じ業務の見直しを行う。</p>	<p>◇ (2) 補助事業の審査・評価</p> <p>【評価指標】</p> <p>① 進行管理の的確な実施</p> <p>a : 取り組みは十分であった</p> <p>b : 取り組みはやや不十分であった</p> <p>c : 取り組みは不十分であった</p> <p>【業務実績報告書の記述】</p> <p>理事長による四半期毎の点検・評価に係るヒアリングの際、補助事業実施各部の進行管理システムに基づき、平成23年度補助事業の実施状況確認等進行管理を的確に行った。</p> <p>【評価指標】</p> <p>② 事業の達成状況等の自己評価</p> <p>a : 取り組みは十分であった</p> <p>b : 取り組みはやや不十分であった</p> <p>c : 取り組みは不十分であった</p> <p>【業務実績報告書の記述】</p> <p>補助事業に関する業務執行規程に係る評価細則に基づき、各事業の達成状況等について自己評価を行い、平成23年6月27日(第16回)及び平成23年8月3日(第17回)に外部専門家・有識者からなる補助事業に関する第三者委員会を開催し、事業の評価等を行った。</p> <p>【評価指標】</p> <p>③ 第三者機関による事業の審査・評価</p> <p>a : 取り組みは十分であった</p> <p>b : 取り組みはやや不十分であった</p> <p>c : 取り組みは不十分であった</p> <p>【業務実績報告書の記述】</p> <p>補助事業に関する業務執行規程に係る評価細則に基づき、各事業の達成状況等について自己評価を行い、平成23年6月27日(第16回)及び平成23年8月3日(第17回)に外部専門家・有識者からなる補助事業に関する第三者委員会を開催し、事業の評価等を行った。</p> <p>【評価指標】</p> <p>④ 必要に応じた業務の見直し</p> <p>a : 必要がなかった又は十分であった</p> <p>b : 必要はあったが、やや不十分であった</p> <p>c : 必要はあったが、不十分であった</p> <p>【業務実績報告書の記述】</p> <p>なお、補助事業に関する第三者委員会(第16回及び第17回)における事業の評価等において、業務の見直しが必要な指摘事項はなかった。</p>	<p>a</p> <p>a</p> <p>a</p> <p>a</p>
<p>【中期計画】</p> <p>(3) 適正な業務の執行を確保する観点から、業務監査室による内部監査を実施するとともに、業務の適正な執行を図るため、外部有識者を含むコンプライアンス委員会を設置し、役職員の法令遵守を徹底するなど内部統制機能を強化する。</p>	<p>◇ (3) 内部統制機能の充実・強化</p> <p>【評価指標】</p> <p>① 内部監査マニュアルに基づく内部監査の実施</p> <p>分母を内部監査年度計画における被監査部署の数(テーマ別監査を含む。以下同じ。)とし、分子を内部監査を実施した被監査部署の数とする。</p> <p>a : 達成度は、100%であった</p> <p>b : 達成度は、70%以上100%未満であった</p> <p>c : 達成度は、70%未満であった</p>	<p>a</p>

評価項目	達成状況	評価
<p>【年度計画】</p> <p>(3) 内部監査体制の充実・強化</p> <p>① 平成23年度の内部監査年度計画における被監査部署について、内部監査マニュアルに基づく内部監査を実施する。</p> <p>② 事業活動に関する法令等の遵守を徹底する観点から、コンプライアンス委員会において審議された、平成23年度コンプライアンス推進計画に基づき、コンプライアンス推進に向けた計画的な取り組みを行う。</p> <p>③ 組織目標の達成等に必要な情報を適切に伝達し、役職員間の意思疎通及び情報の共有化を図るため、幹部会を定期的に開催するとともに、役職員間ミーティングを実施する。</p> <p>④ 個人情報の適正な取扱いを通じた個人の権利利益を保護するため、個人情報の保護対策を講じる。</p> <p>⑤ 情報技術を活用した事務処理の効率化を図る際、より高度化する外部からの不正アクセスやウィルス侵入等の危機を防ぐため、情報セキュリティ対策を講じる。</p> <p>⑥ 機構システムの最適化・効率化を推進するため、システムを統一的・横断的視点からの点検を行うとともに、システム情報の共有化等を進める。</p>	<p>【業務実績報告書の記述】</p> <p>平成23年度内部監査年度計画（平成23年3月28日付け22農畜機第5142号）に基づき、特産調整部及び特産業務部等の所掌業務、公文書管理法に基づく法人文書の管理状況並びに地方事務所について、内部監査規程及び内部監査マニュアルに基づき内部監査を実施し、当該被監査部署に対する内部監査報告書を取りまとめ、理事長に報告した。（PT別添1-9）</p> <p>-----</p> <p>【評価指標】</p> <p>② コンプライアンス委員会の設置【20年度のみ】</p> <p>-----</p> <p>【業務実績報告書の記述】</p> <p>—</p> <p>-----</p> <p>【評価指標】</p> <p>③ コンプライアンス推進に向けた計画的取組</p> <p>a：取り組みは十分であった</p> <p>b：取り組みはやや不十分であった</p> <p>c：取り組みは不十分であった</p> <p>-----</p> <p>【業務実績報告書の記述】</p> <p>平成23年度コンプライアンス推進計画に基づき、コンプライアンス推進相談等窓口の周知、講演会・研修の実施、内部監査の強化、推進状況の点検等の取り組みを行うとともに、「コンプライアンス推進の日」（毎四半期初月の第3木曜日）の取組、教育資料の導入等について計画どおり実施することができ、これらの取組及び内部監査を通じ、コンプライアンスに関する役職員の理解と認識を深めることができた。（PT別添1-10、1-11）</p> <p>-----</p> <p>【評価指標】</p> <p>④ 役職員間の意思疎通及び情報共有化の推進</p> <p>a：取り組みは十分であった</p> <p>b：取り組みはやや不十分であった</p> <p>c：取り組みは不十分であった</p> <p>-----</p> <p>【業務実績報告書の記述】</p> <p>組織に与えられたミッションを有効かつ効率的に実施するための内部統制を図るため、理事長のマネジメントにより毎月2回幹部会を開催し、業務運営の方向性を明確に伝えるとともに、組織として取り組むべき課題の把握・対応等を協議し、その内容をイントラネットに掲載するなどして役職員に広く周知を図った。さらに、四半期毎に理事長のマネジメントによる役職員間のミーティングを開催し、円滑な意思疎通、ミッションの周知徹底を図った。（PT別添1-12、1-13）</p> <p>-----</p> <p>【評価指標】</p> <p>⑤ 個人情報保護対策の推進</p> <p>a：取り組みは十分であった</p> <p>b：取り組みはやや不十分であった</p> <p>c：取り組みは不十分であった</p> <p>-----</p> <p>【業務実績報告書の記述】</p> <p>情報公開・個人情報保護制度の運用に関する研修会に職員（4月：1名、7月：2名）を参加させた。また、平成23年度採用職員等を対象とした「個人情報取扱い研修」を開催（8月及び3月）するなど、法人として所有する個人情報の適正な取扱いの重要性、保護対策等を職員に習得させ、個人情報保護対策を推進した。</p> <p>-----</p> <p>【評価指標】</p> <p>⑥ 情報セキュリティ対策の推進</p> <p>a：取り組みは十分であった</p> <p>b：取り組みはやや不十分であった</p> <p>c：取り組みは不十分であった</p>	<p>—</p> <p>a</p> <p>a</p> <p>a</p> <p>a</p> <p>a</p>

評価項目	達成状況	評価
	<p>【業務実績報告書の記述】</p> <p>また、情報セキュリティ対策マニュアルの見直しを行い、内容について役職員に説明を行うとともに、情報セキュリティについて、役職員が基本的な認識を持って職務を遂行できるよう、eラーニングを利用した研修を実施し、その結果を踏まえ必要なフォローを行うなど、内部統制機能の充実・強化に努めるなど、情報セキュリティ対策を講じた。</p> <p>-----</p> <p>【評価指標】</p> <p>⑦ 機構システムの最適化・効率化の推進</p> <p> a : 取り組みは十分であった</p> <p> b : 取り組みはやや不十分であった</p> <p> c : 取り組みは不十分であった</p> <p>-----</p> <p>【業務実績報告書の記述】</p> <p>業務システムの点検を行い、平成23年度のシステム改善計画等を取りまとめ、システム台帳を整備するとともに、業務内容に適したシステムを構築するため、技術審査委員会を開催し、最適なシステム要件を検討するなど、業務システムに関連する情報の共有化・効率化を進めた。</p>	a

評価項目	達成状況	評価
<p>第1-4 機能的で効率的な組織体制の整備</p>	<p>○ 機能的で効率的な組織体制の整備 【評価結果】 指標の総数：3 評価aの指標数：2×2点＝4点 評価bの指標数：0×1点＝0点 評価cの指標数：0×0点＝0点 (評価対象外：1) 合計 4点 (4/4＝100%)</p>	A
<p>【中期計画】 業務運営を機能的かつ効率的に推進する観点から、品目横断的かつ国内外一体的に情報収集提供業務を行う組織体制への再編等を行う。 また、札幌、鹿児島及び那覇の各事務所については、業務実績等を踏まえ、その在り方について検討し、必要に応じ見直しを行う。 さらに、諸情勢の変化等を踏まえ、必要に応じ、機能的で効率的な組織体制の整備を図る。</p>	<p>【評価指標】 ◇ (1) 情報収集提供業務を行う組織体制の再編【20年度のみ】 【業務実績報告書の記述】 — 【評価指標】 ◇ (2) 業務実績等を踏まえた地方事務所の在り方の検討 a：取り組みは十分であった b：取り組みはやや不十分であった c：取り組みは不十分であった</p>	—
<p>【年度計画】 札幌、鹿児島及び那覇の各事務所については、業務実績等を踏まえ、その在り方について検討し、必要に応じ見直しを行う。 また、諸情勢の変化等を踏まえ、必要に応じ、機能的で効率的な組織体制の整備を図る。</p>	<p>【業務実績報告書の記述】 「地方事務所の業務実績等点検チーム」の検討会を開催(4月、7月、12月、2月、3月)することにより、札幌、鹿児島及び那覇の各事務所における四半期毎の業務実績を確認した。(PT別添1-14) 【評価指標】 ◇ (3) その他必要に応じた機能的で効率的な組織体制の見直し a：必要がなかった又は十分であった b：必要はあったが、やや不十分であった c：必要はあったが、不十分であった 【業務実績報告書の記述】 また、中期目標の期中改正により、機構の業務の記述が品目別から対策別に変更されたこと等を受け、業務が機能的かつ効率的に行われるよう、平成23年4月に畜産3部を畜産経営対策部、畜産需給部及び畜産振興部に再編するとともに、調査情報部の組織体制を再編した。 また、平成23年9月に、東京電力株式会社福島第一原子力発電所事故の発生に伴う緊急対策への対応のため、畜産振興部内に「特別チーム」を設置し、機能的かつ効率的な体制の整備を図った。</p>	a

評価項目	達成状況	評価
第1-5 補助事業の効率化等	○ 補助事業の効率化等 【評価結果】 指標の総数：16 評価aの指標数：15×2点＝30点 評価bの指標数：1×1点＝1点 評価cの指標数：0×0点＝0点 合計 31点 (31/32=97%)	A
【中期計画】 (1) 効率的かつ透明性の高い事業の実施を図る観点から、畜産に係る補助事業についての事業実施主体の選定に当たり公募方式を導入する。 【年度計画】 (1) 効率的かつ透明性の高い事業の実施 畜産に係る補助事業についての事業実施主体の選定に当たり公募方式を導入する。	【評価指標】 ◇ (1) 効率的かつ透明性の高い事業の実施 畜産に係る補助事業についての事業実施主体の選定への公募方式の導入 a：公募方式を導入した c：公募方式を導入しなかった 【業務実績報告書の記述】 平成24年度の畜産業振興事業について、畜産・酪農関係事業の公表（平成23年12月）後、事業実施主体の選定に当たって公募を行った。	a
【中期計画】 (2) 効率的かつ効果的な施設整備事業の実施を図る観点から、以下の措置を講じる。 ① 事業実施計画の承認に当たり事業実施主体と協議を行う。 ② 費用対効果分析、コスト分析等の評価基準を満たしているものを採択する。 ③ 設置する施設等については、必要に応じて現地調査を行う。 ④ 費用対効果分析を実施している事業にあっては、施設設置後3年目（ただし、肉用牛生産の新規参入等を支援する事業にあっては5年目）までは利用状況の調査を行う。 また、3年（ただし、肉用牛生産の新規参入等を支援する事業にあっては5年）を経過した年に、事後評価を行うこととし、事業を実施した効用が費用を上回る件数の全件数に占める割合を90%以上にする。なお、必要に応じて現地調査を行い、利用率が低迷している場合には改善を行わせるよう指導する。 【年度計画】 (2) 施設整備事業の効率的かつ効果的な事業の実施 ① 事業実施計画承認申請の前に	◇ (2) 施設整備事業の効率的かつ効果的な事業の実施 【評価指標】 ① 事業実施主体との協議 分母を事業実施計画の整備件数とし、分子を事業実施計画承認申請前に協議（書面を含む）を行った整備件数とする。 a：達成度合は、90%以上であった b：達成度合は、50%以上90%未満であった c：達成度合は、50%未満であった 【業務実績報告書の記述】 事業実施計画の承認の申請があった施設整備件数（119件）について、事前に事業実施主体と協議（119件）を行った。 【評価指標】 ② 費用対効果分析・コスト分析等の評価基準を満たしているものの採択 a：評価基準を満たしているものを採択した c：評価基準を満たしているもの以外を採択した 【業務実績報告書の記述】 評価手法が開発されている施設整備事業については、効果が費用を上回ることが見込まれるもの又はコスト分析の評価基準を満たしているものを採択した。採択状況は以下のとおり。 （費用対効果・採択件数） 肉用牛経営安定対策補完事業 6件 食肉流通改善合理化支援事業 2件 畜産高度化支援リース事業 2件 （コスト分析・採択件数） 食肉流通改善合理化支援事業 1件 畜産高度化支援リース事業 73件 口蹄疫畜産再生基金事業 35件 計 119件	a
① 事業実施計画承認申請の前に	【評価指標】 ③ 設置する施設等についての必要に応じた現地調査の実施	a

評価項目	達成状況	評価
<p>事業実施主体と協議（書面によるものを含む。）を行う。</p> <p>② 費用対効果分析・コスト分析等の評価基準を満たしているものを採択する。</p> <p>③ 設置する施設等については、必要に応じて現地調査を行う。</p> <p>④ 費用対効果分析を実施している事業で設置した施設については、施設設置後3年目（ただし、肉用牛生産の新規参入等を支援する事業にあっては5年目）までのものの利用状況の調査を行う。</p> <p>また、3年（ただし、肉用牛生産の新規参入等を支援する事業にあっては5年）を経過した年に、事後評価を行うこととし、事業を実施した効用が費用を上回る件数の全件数に占める割合を90%以上にする。なお、必要に応じて現地調査を行い、利用率が低迷している場合には改善を行わせるよう指導する。</p>	<p>a：必要がなかった又は十分であった b：必要はあったが、やや不十分であった c：必要はあったが、不十分であった</p> <p>【業務実績報告書の記述】 採択した事業費5千万円以上の施設等（1件）について、工事の実施状況の現地調査を行い、実施計画に沿って実施していることを確認した。</p> <p>【評価指標】 ④ 設置後3年目（ただし、肉用牛生産の新規参入等を支援する事業にあっては5年目）までのものの利用状況の調査と必要に応じた現地調査の実施 a：必要がなかった又は十分であった b：必要はあったが、やや不十分であった c：必要はあったが、不十分であった</p> <p>【業務実績報告書の記述】 費用対効果分析を実施している事業で設置した対象施設全てについて、施設設置後3年目までのもの（60件）及び5年目までのもの（131件）について利用状況の調査を行った。（PT別添2-1）</p> <p>【評価指標】 ⑤ 事後評価 効用が費用を上回る件数の全件数割合を90%以上とする。 a：達成度合は、100%以上であった b：達成度合は、70%以上100%未満であった c：達成度合は、70%未満であった</p> <p>【業務実績報告書の記述】 また、目標年を3年（肉用牛生産の新規参入等を支援する事業にあっては5年）としている施設52件について、事後評価報告書を徴取し、効用が費用を上回ったか否かの審査・確認を行った。その結果、13件については、当初想定できなかった子牛価格の下落による収入減等で、繁殖雌牛の増頭ができなかった等の理由から、投資効率が1以下となり、全件数に占める投資効率1超の割合は75%であった（52件中39件）。 なお、投資効率が1以下のものについては全て改善策を提出させ、当初計画の今後の実行を指導した。（PT別添2-2）</p>	<p></p> <p>a</p> <p>b</p>
<p>【中期計画】</p> <p>(3) 補助事業に関する業務執行規程等に基づき以下の対応を行う。</p> <p>① 明確な審査基準に基づき事業を実施する。</p> <p>② 事業説明会、巡回指導等を実施し、事業実施主体に対する指導を徹底する。</p> <p>③ 事業の進行管理システムにより、事業の進行状況を把握する。</p> <p>④ 毎年度、ホームページにおいて、事業の目的、補助率、予算額、事業実施期間等の事業概要、事業実施地域等の採択した事業の概要を公表する。</p> <p>⑤ 事業実施主体からの要領及び事業実施計画の承認並びに補助金の交付決定については、速やかに行う。</p> <p>⑥ 新規等の補助事業については、事業効果を適切に評価できる手</p>	<p>◇ (3) 補助事業の適正、効率的な実施の確保</p> <p>【評価指標】 ① 業務執行規程等の基準に基づいた事業の審査 a：取り組みは十分であった b：取り組みはやや不十分であった c：取り組みは不十分であった</p> <p>【業務実績報告書の記述】 補助事業の適正、効率的な実施を確保するため、業務執行規程に基づいて作成した審査基準チェックシートを用い、事業採択に当たり、同シートにより基準に基づく審査を実施した（4,043件）。また、同シートを採択に係る全ての起案文書に添付し明確な審査基準に基づき事業を実施していることを確認した。 （内訳） 畜産分野—3,974件 野菜分野—69件 （PT別添2-3）</p> <p>【評価指標】 ② 巡回指導等の実施 分母を新規に実施した補助事業数（拡充事業を含む。）とし、分子を事業説明会を開催した又は巡回指導を行った事業数とする。 a：達成度合は、90%以上であった</p>	<p>a</p> <p>a</p>

評価項目	達成状況	評価
<p>法を導入するとともに、事業実施状況等を踏まえ、必要に応じ、評価手法等の改善を行う。</p> <p>⑦ 畜産業振興事業について、決算上の不用理由の分析を行うとともに、補助金経由の在り方及び各法人等における基金造成の在り方の見直しを行う。また、同事業により造成された基金について、補助金等の交付により造成した基金等に関する基準（平成18年8月15日閣議決定。以下「基金基準」という。）等に準じて定めた基準に基づき、国における事業の改廃に資するよう、中期目標期間中に全ての基金について見直しを実施する。保有資金及び公益法人に造成している基金については、真に必要な限度まで縮減する。</p>	<p>b：達成度合は、50%以上90%未満であった c：達成度合は、50%未満であった</p> <p>【業務実績報告書の記述】 補助事業の適正、効率的な実施を確保するため、畜産業振興事業における新規4事業・拡充4事業（緊急対策を含む。）について、事業実施主体に対する事業説明会（14回）、巡回指導等を実施した。なお、継続事業についても同様の会議（11回）等を実施した。 また、野菜農業振興事業において、新規に実施した契約野菜収入確保モデル事業（PQモデル事業）について、機構主催の会議等において事業説明を行うとともに、巡回指導計画に基づき、事業実施主体の現地確認調査を実施した。なお、全国説明会については、補助事業の適正、効率的な実施を確保する観点から、参加者に対してアンケートを実施し、会議内容等についての評価を得ることで、説明会の更なる向上に努めた。（PT別添2-4、2-5）</p>	
<p>【年度計画】</p> <p>(3) 補助事業の適正、効率的な実施を確保するため、業務執行規程等に基づき、以下の措置を講じる。</p> <p>① 明確な審査基準に基づき事業を実施する。</p>	<p>③ 事業の進行管理システムに基づいた進行管理の実施 a：取り組みは十分であった b：取り組みはやや不十分であった c：取り組みは不十分であった</p> <p>【業務実績報告書の記述】 事業の適正、効率的な実施を確保するため、事業の進行管理システムによる進行管理を毎月行った。（PT別添2-6）</p>	a
<p>② 新規事業を中心に、事業説明会、巡回指導等を実施し、事業実施主体に対する指導を徹底する。</p> <p>③ 事業の進行管理システムにより、事業の進行状況を把握し、その効率的な執行を確保する。</p>	<p>④ ホームページでの事業概要及び採択した事業の概要の公表 a：取り組みは十分であった b：取り組みはやや不十分であった c：取り組みは不十分であった</p> <p>【業務実績報告書の記述】 補助事業の適正、効率的な実施を図るため、ホームページ等で、事業の目的、補助率、予算額、事業実施期間等の事業の概要等を公表するとともに、事業採択後、速やかに補助先を公表した。また、各事業の終了時期を補助事業実施要綱等に明記し、公表した。（PT別添2-7）</p>	a
<p>④ ホームページにおいて、事業の目的、補助率、予算額、事業実施期間等の事業概要及び事業実施地域等の採択した事業の概要を公表する。</p> <p>⑤ 事務処理手続の迅速化、進行管理の徹底等を通じ、事業実施主体から要領及び事業実施計画を受領してから承認の通知を行うまでの期間並びに補助金の交付申請を受領してから交付決定の通知を行うまでの期間が10業務日以内である件数の全件数に占める割合を90%以上とする。ただし、地方の複数の事業実施主体に係る件数については、対象件数から除く。</p>	<p>⑤ 事務処理手続の迅速化 分母を受領した要領、実施計画及び交付申請の合計件数とし、分子を10業務日以内で行った要領、実施計画及び交付申請の合計件数とする。ただし、地方の複数の事業実施主体に係る事業については対象件数から除外する。 a：達成度合は、90%以上であった b：達成度合は、50%以上90%未満であった c：達成度合は、50%未満であった</p>	a
<p>⑥ 新規等の補助事業については、事業効果を適切に評価できる手</p>	<p>【業務実績報告書の記述】 進行管理システムによる進行管理の徹底等により、事業実施主体から要領及び事業実施計画を受領してから承認通知を行うまでの期間並びに補助金の交付申請を受領してから交付決定の通知を行うまでの期間が10業務日以内であった割合は、99.9%（4,501件/4,502件）であった（総受理件数4,502件に対し、10業務日以内に行った件数は4,501件）。 (内訳) 畜産分野 - 4,382件に対し4,381件 野菜分野 - 120件に対し 120件 (PT別添2-6)</p>	
<p>⑥ 新規等の補助事業については、事業効果を適切に評価できる手</p>	<p>【評価指標】 ⑥ 新規等の補助事業への適切な評価手法の導入</p>	a

評価項目	達成状況	評価
<p>法を導入する。また、事業実施状況等を踏まえ、必要に応じ評価手法等の改善を行う。</p> <p>⑦ 畜産業振興事業について、決算上の不用理由の分析を行う。</p> <p>⑧ 畜産業振興事業について、補助金経由の在り方及び各法人等における基金造成の在り方の見直しを行う。</p> <p>⑨ 畜産業振興事業により造成された基金について、補助金等の交付により造成した基金等に関する基準（平成18年8月15日閣議決定。以下「基金基準」という。）等に準じて定めた基準（平成20年度改正）に基づき基金の見直し等を行う。</p>	<p>a : 適切な評価手法を導入した c : 評価手法を導入しなかった</p>	
	<p>【業務実績報告書の記述】 肉用牛経営安定対策補完事業などの新規事業について費用対効果分析を導入したほか、各事業の共通経費に係るコスト分析手法及び目標設定・評価手法については、すべて適用した。</p>	
	<p>【評価指標】 ⑦ 評価手法の必要に応じた改善等 a : 必要がなかった又は十分であった b : 必要はあったが、やや不十分であった c : 必要はあったが、不十分であった</p>	a
	<p>【業務実績報告書の記述】 また、施設、器具、機材等の施設整備事業のうち、肉用牛経営安定対策補完事業の分析項目に「簡易給水施設」他2項目を追加し、それぞれ基準(上限額)等を新たに設定する等、「畜産業振興事業の実施について」の規程を5月25日付けで改正した。</p>	
	<p>【評価指標】 ⑧ 決算上の不用理由の分析 a : 取り組みは十分であった b : 取り組みはやや不十分であった c : 取り組みは不十分であった</p>	a
	<p>【業務実績報告書の記述】 平成22年度事業について、不用額の大きい事業の理由を分析し、平成23年6月27日に開催した補助事業に関する第三者委員会において、その結果を報告した。（PT別添2-8）</p>	
	<p>【評価指標】 ⑨ 補助金経由の在り方及び各法人等における基金造成の在り方の見直し a : 取り組みは十分であった b : 取り組みはやや不十分であった c : 取り組みは不十分であった</p>	a
	<p>【業務実績報告書の記述】 平成23年度事業の実施要綱の制定・改正を通じて、次の見直しを行った。（PT別添2-9）</p> <ul style="list-style-type: none"> 補助金経由の在り方 養豚経営安定対策事業について、生産者への直接交付方式がモデル実施から本格実施に変更した。 肉用牛肥育経営安定特別対策事業について、生産者への直接交付方式をモデル実施した。 各法人等における基金造成の在り方 単年度事業方式への変更したことに伴い、家畜飼料特別支援資金融通事業他2事業について、中央団体に造成していた基金を廃止した。 	
	<p>【評価指標】 ⑩ 基準等の見直し a : 取り組みは十分であった b : 取り組みはやや不十分であった c : 取り組みは不十分であった (実施した年度のみ評価を行う)</p>	a
	<p>【業務実績報告書の記述】 基金基準等に準じて定めた基準に準じて、食肉加工施設等整備リース事業貸付機械取得資金造成事業（貸付機械取得資金：日本ハム・ソーセージ工業協同組合）の見直しを実施し、基金規模が適正となるよう使用見込みの低い補助金部分について返納させた（2.5億円返還）。（PT別添2-10）</p>	

評価項目	達成状況	評価
第2-1 経営安定対策	○ 経営安定対策 【評価結果】 指標の総数：40 評価aの指標数：38×2点＝76点 評価bの指標数：0×1点＝0点 評価cの指標数：0×0点＝0点 （評価対象外：2） 合計 76点（76/76＝100%）	A
【中期計画】 (1) 畜産関係業務 ① 畜産業振興事業 畜産に係る補助事業は、畜産物の生産・流通の合理化を図るための事業その他の畜産業の振興に資するための事業で、国の補助事業を補完するためのものを対象とし、国等の行う事業・施策との整合性を確保しつつ、国、事業実施主体等との明確な役割分担と連携の下に、機動的かつ弾力的に実施するものとする。 ア 肉用牛対策 肉用牛生産者の経営の安定を図るため、価格の低落等により生産者の収益性が悪化した場合に的確に補填金の交付等を行う。 イ 養豚対策 養豚生産者の経営の安定を図るため、価格の低落等により生産者の収益性が悪化した場合に的確に補填金の交付等を行う。 ウ 補完対策 経営安定対策の補完対策を行う。ただし、本対策については、事業を縮減する。 (ア) 環境対策 家畜排せつ物の管理の適正化及び利用の促進のため、機械施設の整備等を行う。 (イ) 食肉等流通対策 食肉流通の合理化と安全・安心な食肉供給を図るため、産地食肉センターの効率化等に必要な設備の整備、食肉卸売・小売機能の高度化を図る対策等を行う。 (ウ) 家畜衛生対策 豚コレラ等の家畜伝染病のまん延防止を図るため、畜産農家等が自ら行う互助活動の支援等により養豚農家等の衛生水準を向上させる。	◇ (1) 畜産関係業務 ① 畜産業振興事業 ア 肉用牛対策 【評価指標】 (ア) 肉用牛肥育経営安定特別対策事業に係る所要（当面の必要額）の基金造成 a：取り組みは十分であった b：取り組みはやや不十分であった c：取り組みは不十分であった 【業務実績報告書の記述】 厳しい経営環境が続く肉用牛肥育経営の安定を図るため、肉用牛肥育経営安定特別対策事業に係る補填金の的確な交付を目的に、第1四半期分は四半期終了後に、第2四半期以降は月毎に、それぞれ生産者積立金に対応した基金造成必要額の造成を行った。 平成23年度基金造成額 382億1千万円 【評価指標】 (イ) 都道府県団体による生産者への迅速な交付について各種会議等での指導 a：取り組みは十分であった b：取り組みはやや不十分であった c：取り組みは不十分であった 【業務実績報告書の記述】 全国会議を開催するとともに、四半期、月毎に事務連絡文書を発出し、生産者への迅速な交付が行われるよう都道府県団体を指導した。また、年度途中において補填金の交付時期を四半期単位から月単位に変更したことから、急遽、全国会議を開催し事務処理上の変更点等について周知を図り、補填金の迅速な交付に努めた。（PT別添3-1） イ 養豚対策 【評価指標】 生産者補填金の21業務日以内の交付 分母を養豚補填金を交付した回数とし、分子を当該補填金を21業務日以内に交付した回数とする。 a：達成度合は、100%以上であった b：達成度合は、70%以上100%未満であった c：達成度合は、70%未満であった 【業務実績報告書の記述】 肉豚生産者からの交付申請については、交付申請書（3,827件）を受理した日から21業務日以内に生産者補填金等を交付した（3,827件）。 ウ 補完対策 【評価指標】 (ア) 環境対策 家畜排せつ物管理の適正化及び利用の促進 リース事業による整備の進捗状況の把握に基づく所要（当面の必要額）の貸付枠の設定等による機械施設の整備の推進 a：取り組みは十分であった	a

評価項目	達成状況	評価
<p>(エ) その他の対策</p> <p>負債の償還が困難な生産者及び後継者の経営継承の円滑化を図るための長期低利の借換資金の融通、BSE発生農家等への支援、肉骨粉の適正な処分を推進して安全な肉骨粉を供給する体制の整備等を行う。</p>	<p>b : 取り組みはやや不十分であった</p> <p>c : 取り組みは不十分であった</p> <p>【業務実績報告書の記述】</p> <p>家畜排せつ物の管理の適正化及び利用の促進に関する法律（平成11年法律第112号）を踏まえ、年度当初に貸付枠を設定するとともに、リース事業の採択状況を四半期ごとに事業実施主体から徴して、進捗状況を把握した。</p> <p>【評価指標】</p> <p>(イ) 食肉等流通対策</p> <p>a 衛生・環境関連の施設整備計画の優先的な採択</p> <p>a : 取り組みは十分であった</p> <p>b : 取り組みはやや不十分であった</p> <p>c : 取り組みは不十分であった</p>	a
<p>【年度計画】</p> <p>(1) 畜産関係業務</p> <p>① 畜産振興事業</p> <p>畜産に係る補助事業は、国等の行う事業・施策との整合性を確保しつつ、国、事業実施主体等との明確な役割分担と連携の下に、以下のとおり事業の重点化を図るとともに、機動的かつ弾力的に実施する。</p>	<p>【業務実績報告書の記述】</p> <p>食肉処理施設の整備等について、需要調査により要望を把握した8者から整備計画を徴し、衛生・環境関連の施設整備1件について優先的にヒアリングを行い採択した。（PT別添3-2）</p> <p>【評価指標】</p> <p>b 情報提供機能や価格形成機能等の強化のための指導等の実施</p> <p>a : 取り組みは十分であった</p> <p>b : 取り組みはやや不十分であった</p> <p>c : 取り組みは不十分であった</p>	a
<p>ア 肉用牛対策</p> <p>(ア) 肉用牛肥育経営安定特別対策事業について、補填金を迅速・的確に交付するため、補填金の交付状況等に応じて所要の基金造成を適切に行う。</p> <p>(イ) 都道府県団体から生産者への迅速な交付が行われるよう、都道府県団体を指導する。</p>	<p>【業務実績報告書の記述】</p> <p>事業実施主体が実施する、買参人を通じて提供すべき情報の内容や提供方法等の検討を行う委員会（4回）と、加工・量販店需要を市場購買に誘引するための検討を行うブロック会議（4回）に全て参加し、情報提供機能や価格形成機能等の強化を支援した。（PT別添3-3）</p> <p>【評価指標】</p> <p>(ウ) 家畜衛生対策</p> <p>養豚農家等の衛生水準の向上のための指導等の実施</p> <p>a : 取り組みは十分であった</p> <p>b : 取り組みはやや不十分であった</p> <p>c : 取り組みは不十分であった</p>	a
<p>イ 養豚対策</p> <p>肉豚生産者からの交付申請を受理した日から21業務日以内に生産者補填金等を交付する。</p>	<p>【業務実績報告書の記述】</p> <p>畜産農家等が自ら行う互助活動への支援を行うことを目的とした家畜衛生互助制度について、制度の普及と事業の円滑な推進を図るための全国会議（3回）及びブロック会議（4回）全てに参加し、指導を行った。（PT別添3-4）</p> <p>【評価指標】</p> <p>(エ) その他の対策</p> <p>a 長期低利の借換資金の融通等に係る指導等の実施</p> <p>a : 取り組みは十分であった</p> <p>b : 取り組みはやや不十分であった</p> <p>c : 取り組みは不十分であった</p>	a
<p>ウ 補完対策</p> <p>(ア) 環境対策</p> <p>家畜排せつ物の管理の適正化及び利用の促進に関する法律（平成11年法律第112号）を踏まえ、たい肥の調整・保管に必要な機械施設等を整備するための貸付枠の設定を適切に行う。</p> <p>(イ) 食肉等流通対策</p> <p>a 食肉処理施設の整備等については、豚副産物の分別を含むBSE関連規則に対応した施設整備等衛生・環境関連の計画を優先的に採択する。</p> <p>b 食肉流通機能の高度化等については、事業実施主体が実施する全国会議等に積極的に参加し、情報提供機能や価格形成機能等の強化を支援する。</p>	<p>【業務実績報告書の記述】</p> <p>負債の償還が困難な生産者及び後継者の経営継承の円滑化を図るため、長期低利の借換資金の融通等のための利子補給を実施するとともに、指導計画に基づき8道県の現地調査を実施し、融資取扱状況等を確認した。（PT別添3-5）</p> <p>【評価指標】</p> <p>b BSE発生農家等への支援</p> <p>(a) BSE患畜の発生に伴う、生産農家等への支援</p> <p>a : 取り組みは十分であった</p>	—

評価項目	達成状況	評価
<p>(ウ) 家畜衛生対策 事業実施主体が実施するブロック会議に積極的に参加し、家畜衛生互助制度の普及等に努めることにより、養豚農家等の衛生水準の向上、家畜伝染病のまん延防止等を支援する。</p>	<p>b : 取り組みはやや不十分であった c : 取り組みは不十分であった</p> <p>【業務実績報告書の記述】 平成23年度は、BSEの発生農家がなかったため、事業は実施しなかった。</p> <p>【評価指標】 (b) 畜産副産物のレンダリング処理及び肉骨粉の適正な処分を推進するための現地調査の実施 a : 取り組みは十分であった b : 取り組みはやや不十分であった c : 取り組みは不十分であった</p>	a
<p>(エ) その他の対策 a 負債の償還が困難な生産者及び後継者の経営承継の円滑化を図るため、長期低利の借換資金の融通等を行うとともに、生産者、県団体等に対する現地指導を行う。 b BSE発生農家等への支援を行うとともに、畜産副産物のレンダリング処理及び肉骨粉の適正な処分を推進するための現地指導を行う。</p>	<p>【業務実績報告書の記述】 また、畜産副産物のレンダリング処理及び肉骨粉の適正な処分を推進するため、平成22年9月の補助金返還事例を契機に実施した総点検の結果を踏まえた再発防止策を適切に導入するため、12都道府県・17事業場での現地調査計画を作成し、これを全て実施した。(PT別添3-6)</p>	
<p>【中期計画】 (1) 畜産関係業務 ② 加工原料乳生産者補給金の交付 ア 生産者補給交付金については、事務処理の迅速化等により、指定生乳生産者団体からの交付申請を受理した日から18業務日以内に交付する。ただし、指定生乳生産者団体から18業務日を超えた支払希望がある場合を除く。 〔参考〕平成18年度実績：18業務日</p>	<p>◇ (1) 畜産関係業務 ② 加工原料乳生産者補給金の交付 ア 交付業務の迅速化</p> <p>【評価指標】 (ア) 18業務日以内の交付 分母を支払請求件数とし、分子を18業務日以内に交付した件数とする。 a : 達成度合は、100%以上であった b : 達成度合は、70%以上100%未満であった c : 達成度合は、70%未満であった</p> <p>【業務実績報告書の記述】 指定生乳生産者団体からの加工原料乳生産者補給交付金の交付申請については、支払請求件数44件に対して、18業務日以内に交付を行った件数は44件であった。(PT別添3-7)</p>	a
<p>イ ホームページ等において、事務手続の合理化等により、指定生乳生産者団体別の受託数量、加工原料乳認定数量等に係る情報を、全都道府県からの報告が終了した日から9業務日以内に公表する。 〔参考〕平成18年度実績：9業務日</p>	<p>【評価指標】 (イ) 指定生乳生産者団体に対する指導 a : 取り組みは十分であった b : 取り組みはやや不十分であった c : 取り組みは不十分であった</p> <p>【業務実績報告書の記述】 また、このため、「事務処理の迅速化等について」の文書を指定生乳生産者団体に送付し、加工原料乳生産者補給金交付業務の円滑な事務処理について指導を行った。(PT別添3-8)</p>	a
<p>【年度計画】 ② 加工原料乳生産者補給金の交付 ア 指定生乳生産者団体からの交付申請を受理した日から18業務日以内に生産者補給交付金を交付する。ただし、指定生乳生産者団体から18業務日を超えた支払希望がある場合を除く。 このため、指定生乳生産者団体</p>	<p>イ 受託数量、加工原料乳認定数量等に係る情報の公表</p> <p>【評価指標】 (ア) 9業務日以内の公表 分母を公表回数とし、分子を9業務日以内に公表した回数とする。 a : 達成度合は、100%以上であった b : 達成度合は、70%以上100%未満であった c : 達成度合は、70%未満であった</p> <p>【業務実績報告書の記述】 指定生乳生産者団体別の受託数量、加工原料乳認定数量等に係る情報の公表については、公表回数12回に対して、9業務日以内に公表した回数は12回</p>	a

評価項目	達成状況	評価
<p>における円滑な事務処理についての指導等を行う。</p> <p>イ ホームページ等において、指定生乳生産者団体別の受託数量、加工原料乳認定数量等に係る情報を、全都道府県からの報告が終了した日から9業務日以内に公表する。</p> <p>このため、都道府県及び指定生乳生産者団体との連携を図る。</p>	<p>であった。(PT別添3-9)</p> <p>【評価指標】</p> <p>(イ) 都道府県及び指定生乳生産者団体との連携</p> <p>a : 取り組みは十分であった</p> <p>b : 取り組みはやや不十分であった</p> <p>c : 取り組みは不十分であった</p> <p>【業務実績報告書の記述】</p> <p>また、このため、事務処理の迅速化等についての文書を都道府県及び指定生乳生産者団体に送付し、都道府県及び指定生乳生産者団体との相互連絡等について指導を行った。(PT別添3-10)</p>	a
<p>【中期計画】</p> <p>(1) 畜産関係業務</p> <p>③ 肉用子牛生産者補給交付金の交付</p> <p>ア 交付業務の迅速化</p> <p>生産者補給交付金等については、事務処理の迅速化等により、指定協会からの交付申請を受理した日から14業務日以内に交付する。</p> <p>[参考] 平成18年度実績：14業務日</p>	<p>(1) 畜産関係業務</p> <p>③ 肉用子牛生産者補給交付金の交付</p> <p>ア 交付業務の迅速化</p> <p>【評価指標】</p> <p>(ア) 14業務日以内の交付</p> <p>分母を肉用子牛生産者補給交付金を交付した回数と生産者積立助成金を交付した回数の合計回数とし、分子をそれぞれの交付金等を14業務日以内に交付を完了した回数とする。</p> <p>a : 達成度合は、100%以上であった</p> <p>b : 達成度合は、70%以上100%未満であった</p> <p>c : 達成度合は、70%未満であった</p>	a
<p>イ 交付状況に係る情報の公表</p> <p>ホームページ等において、事務処理体制の整備等により、生産者補給交付金の交付状況に係る情報を、全指定協会に対する生産者補給交付金の交付を終了した日から5業務日以内に公表する。</p> <p>また、生産者に対して生産者補給金等交付通知書(葉書)を送付すること等により、情報提供の質の向上を図る。</p>	<p>【業務実績報告書の記述】</p> <p>平成22年度第4四半期分～23年度第3四半期分に係る生産者補給交付金等については、指定協会からの交付申請書を受領した日から14業務日以内に全て交付した(8回/8回)。</p> <p>【評価指標】</p> <p>(イ) 指定協会に対する指導</p> <p>a : 取り組みは十分であった</p> <p>b : 取り組みはやや不十分であった</p> <p>c : 取り組みは不十分であった</p> <p>【業務実績報告書の記述】</p> <p>また、このため、全国会議を開催して事務処理スケジュールの遵守の徹底等を図るとともに、指定協会に対して四半期毎に事務連絡文書を発して周知した。(PT別添3-1、3-11)</p>	a
<p>【年度計画】</p> <p>ア 指定協会からの交付申請を受領した日から14業務日以内に生産者補給交付金等を交付する。また、必要に応じて会議を開催し、早期の交付申請等について指定協会に対する指導を行う。</p>	<p>イ 交付状況に係る情報の公表</p> <p>【評価指標】</p> <p>(ア) 5業務日以内の公表</p> <p>分母を肉用子牛生産者補給交付金を交付した回数とし、分子を5業務日以内に公表を行った回数とする。</p> <p>a : 達成度合は、100%以上であった</p> <p>b : 達成度合は、70%以上100%未満であった</p> <p>c : 達成度合は、70%未満であった</p>	a
<p>イ 交付状況に係る情報の公表</p> <p>(ア) ホームページ等において、生産者補給交付金の交付状況に係る情報を、全指定協会に対し交付を終了した日から5業務日以内に公表する。また、指定協会を対象とした事務処理の適正実施のための会議を開催する。</p> <p>(イ) 肉用子牛生産者補給金制度の適切な運用に資する目的で生産者に提供する情報の質の向上を図</p>	<p>【業務実績報告書の記述】</p> <p>全指定協会に対する生産者補給交付金の交付実績の公表については、公表回数4回に対して、交付を終了した日から5業務日以内に公表した回数は4回であった。</p> <p>また、指定協会に対し、事務処理の適正実施を図るため、平成23年4月26日に全国会議を開催し事務処理上の重要事項を周知徹底した。(PT別添3-1)</p> <p>【評価指標】</p> <p>(イ) 生産者補給金交付通知書(葉書)の活用</p> <p>a : 取り組みは十分であった</p> <p>b : 取り組みはやや不十分であった</p>	a

評価項目	達成状況	評価
<p>るため、生産者補給金交付通知書（葉書）等の活用を行う。</p>	<p>c：取り組みは不十分であった</p> <p>【業務実績報告書の記述】</p> <p>肉用子牛生産者補給金制度の適切な運用に資するため、生産者補給交付金通知書（葉書）の裏面を活用し、肉用子牛生産者に対し、肉用子牛個体登録の期限厳守等の呼びかけを行った。</p> <p>特に、東日本大震災の発生への対応については、これを活用し、生産者負担金の納付期限延長措置や販売保留の速やかな報告について周知することができた。（PT別添3-12）</p>	
<p>【中期計画】</p> <p>(2) 野菜関係業務</p> <p>野菜については、基本計画に掲げる農業・農村の6次産業化の推進、消費者ニーズに即した商品の安定的な供給、経営安定の確保等に資するとともに、「独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針」における資金の保有率の低減等に対応しつつ、これらの対策の推進に係る不可欠なセーフティネット機能を有する野菜の価格安定に係る業務等を以下のとおり実施する。</p> <p>① 指定野菜価格安定対策事業</p> <p>指定野菜価格安定対策事業に係る生産者補給交付金等については、事務処理の合理化を図ることにより、登録出荷団体等からの交付申請を受理した日から11業務日以内に交付する。</p> <p>また、農林水産省から機構に移管された同事業に係る指定野菜の供給計画数量と出荷実績数量との乖離の度合いの認定業務を適切に実施する。</p> <p>【参考】平成18年度実績：12業務日</p>	<p>(2) 野菜関係業務</p> <p>① 指定野菜価格安定対策事業</p> <p>指定野菜価格安定対策事業に係る生産者補給交付金等の交付申請を受理した日から11業務日以内の交付</p> <p>【評価指標】</p> <p>ア 生産者補給交付金等の11業務日以内の交付</p> <p>分母を登録出荷団体等別の品目ごとの交付申請の総件数とし、分子をそのうち11業務日以内に交付した件数とする。</p> <p>a：達成度合は、100%以上であった</p> <p>b：達成度合は、70%以上100%未満であった</p> <p>c：達成度合は、70%未満であった</p> <p>【業務実績報告書の記述】</p> <p>生産者補給交付金等の交付申請の総件数1,421件に対し、登録出荷団体等から交付申請を受理した日から11業務日以内に交付した件数は、1,421件であった。（PT別添3-13）</p>	a
<p>① 指定野菜価格安定対策事業</p> <p>指定野菜価格安定対策事業に係る生産者補給交付金等については、事務処理の合理化を図ることにより、登録出荷団体等からの交付申請を受理した日から11業務日以内に交付する。</p> <p>また、農林水産省から機構に移管された同事業に係る指定野菜の供給計画数量と出荷実績数量との乖離の度合いの認定業務を適切に実施する。</p> <p>【参考】平成18年度実績：12業務日</p>	<p>【参考】指定野菜</p> <p>消費量が相対的に多く、又は多くなることが見込まれる野菜であって、その種類、通常の出荷時期等により政令で定める種別に属するもの。現在、キャベツ、だいこん、たまねぎ等の14種類の野菜が指定されている。</p> <p>【評価指標】</p> <p>イ 登録出荷団体による早期交付申請及び生産者への迅速な交付について各種会議等での指導及び現地指導の実施</p> <p>a：取り組みは十分であった</p> <p>b：取り組みはやや不十分であった</p> <p>c：取り組みは不十分であった</p> <p>【業務実績報告書の記述】</p> <p>機構主催のブロック会議等（4月・5月・6月・7月・3月、8件）及び県、県連又は野菜価格安定法人主催の野菜価格安定事業担当者研修会等（4月・5月・6月・8月・10月・11月、10件）（以下「ブロック会議等」という。）並びに機構の現地実態調査における現地指導（11月～2月、10団体）において、登録出荷団体等に対して早期の交付申請及び生産者への迅速な交付について指導した。（PT別添2-5）</p>	a
<p>【年度計画】</p> <p>(2) 野菜関係業務</p> <p>① 指定野菜価格安定対策事業</p> <p>指定野菜価格安定対策事業に係る生産者補給交付金等については、登録出荷団体等からの交付申請を受理した日から11業務日以内に交付する。</p> <p>また、登録出荷団体からの早期の交付申請及び登録出荷団体から生産者への迅速な交付が行われるよう、登録出荷団体を指導する。</p> <p>さらに、同事業に係る指定野菜の供給計画数量と出荷実績数量</p>	<p>【評価指標】</p> <p>② 指定野菜の供給計画数量と出荷実績数量との乖離の度合いの認定の円滑かつ適正な実施</p> <p>a：取り組みは十分であった</p> <p>b：取り組みはやや不十分であった</p> <p>c：取り組みは不十分であった</p> <p>【業務実績報告書の記述】</p> <p>乖離度の認定業務については、乖離度の認定件数2,312件の全てを、3業務日以内に業務区分ごとに関係団体等に通知した。（PT別添3-14）</p>	a

評価項目	達成状況	評価
との乖離の度合いの認定業務を適切に実施する。		
<p>【中期計画】</p> <p>(2) 野菜関係業務</p> <p>② 契約指定野菜安定供給事業</p> <p>契約指定野菜安定供給事業に係る生産者補給交付金等については、事務処理の合理化を図ることにより、登録出荷団体等からの交付申請を受理した日から22業務日以内に交付する。</p> <p>また、契約取引の実態を踏まえ、リレー出荷による周年供給に取り組む生産者への支援を行う。 〔参考〕平成18年度実績：24業務日</p>	<p>(2) 野菜関係業務</p> <p>契約指定野菜安定供給事業に係る生産者補給交付金等の交付申請を受理した日から22業務日以内の交付</p> <p>③ 契約指定野菜安定供給事業</p> <p>【評価指標】</p> <p>ア 生産者補給交付金等の22業務日以内の交付</p> <p>a：達成度合は、100%以上であった</p> <p>b：達成度合は、70%以上100%未満であった</p> <p>c：達成度合は、70%未満であった</p> <p>【業務実績報告書の記述】</p> <p>生産者補給交付金等の交付申請の総件数18件に対し、登録出荷団体等からの交付申請を受理した日から22業務日以内に交付した件数は18件であった。 (PT別添3-15)</p>	a
<p>【年度計画】</p> <p>(2) 野菜関係業務</p> <p>② 契約指定野菜安定供給事業</p> <p>契約指定野菜安定供給事業に係る生産者補給交付金等については、登録出荷団体等からの交付申請を受理した日から22業務日以内に交付する。</p>	<p>【評価指標】</p> <p>イ 登録出荷団体による早期交付申請及び生産者への迅速な交付について各種会議等での指導及び現地指導の実施</p> <p>a：取り組みは十分であった</p> <p>b：取り組みはやや不十分であった</p> <p>c：取り組みは不十分であった</p> <p>【業務実績報告書の記述】</p> <p>ブロック会議等において、登録出荷団体等に対して早期の交付申請及び生産者への迅速な交付について指導した。(PT別添2-5)</p>	a
<p>また、登録出荷団体からの早期の交付申請及び登録出荷団体から生産者への迅速な交付が行われるよう、登録出荷団体を指導する。</p>	<p>【評価指標】</p> <p>ウ 契約取引の拡大に向けた取組</p> <p>a：取り組みは十分であった</p> <p>b：取り組みはやや不十分であった</p> <p>c：取り組みは不十分であった</p>	a
<p>あわせて、加工・業務用需要への対応を促進する観点から、農林水産省及び関係機関と協力して、生産者と実需者との全国規模の交流会及び表彰事業等を実施することにより、契約取引の拡大に向けた取り組みを行う。</p>	<p>【業務実績報告書の記述】</p> <p>全国規模の交流会を平成23年7月及び平成24年2月に開催した。今年度は、新たな取り組みとして、出展者の概要をまとめた「野菜契約取引マッチング・ゲート」をホームページに掲載したほか、実需者と生産者とを個別に結び付ける特別商談会を実施するなど、交流会のさらなる活性化を目指した結果、延べ140ブースの出展、約750名の参加者を得るとともに、合わせて308件の商談が行われたことを出展者へのアンケート調査で確認した。</p> <p>なお、「国産野菜の生産・利用拡大優良事業者表彰事業」については、東日本大震災の影響等を考慮した結果、実施を見送った。(PT別添2-5、3-16)</p>	
<p>さらに、登録出荷団体等の研修会等を通じて制度の普及を図る。</p>	<p>【評価指標】</p> <p>エ 登録出荷団体等の研修会等を通じた制度の普及</p> <p>a：取り組みは十分であった</p> <p>b：取り組みはやや不十分であった</p> <p>c：取り組みは不十分であった</p>	a
<p>リレー出荷に取り組む生産者への支援を確実にを行うため、制度改正の内容の周知を行う。</p>	<p>【業務実績報告書の記述】</p> <p>さらに、制度の普及を図るため、ブロック会議等において、制度の説明を行ったほか、契約事業等のPRのためパンフレットを作成し、大規模生産者等に配布した。</p> <p>また、登録出荷団体及び大規模生産者等にPR文書を送付した。(PT別添2-5)</p>	
	<p>【評価指標】</p> <p>オ 各種会議等での指導及び現地指導の実施による制度改正内容の周知徹底</p> <p>a：取り組みは十分であった</p>	a

評価項目	達成状況	評価
	<p>b : 取り組みはやや不十分であった c : 取り組みは不十分であった</p> <p>【業務実績報告書の記述】 リレー出荷に仕組み生産者への支援を確実に行うため、ブロック会議等に加え、個別説明、法人協会等を通じたパンフの配布、技術普及員あてのメールマガジンの配信等により、制度改正の内容の周知を図った。(PT別添2-5)</p>	
<p>【中期計画】 (2) 野菜関係業務 ③ 特定野菜等供給産地育成価格差補給事業 ①又は②の業務に準ずるものとして都道府県野菜価格安定法人が行う業務に係る助成金については、事務処理の合理化を図ることにより、都道府県の野菜価格安定法人からの交付申請を受理した日から11業務日以内に交付する。 【参考】平成18年度実績：12業務日</p>	<p>(2) 野菜関係業務 ④ 特定野菜等供給産地育成価格差補給事業 【評価指標】 ア 助成金の11業務日以内の交付 分母を都道府県の野菜価格安定法人別の品目ごとの交付申請の総件数とし、分子をそのうち11業務日以内に交付した件数とする。 a : 達成度合は、100%であった b : 達成度合は、70%以上100%未満であった c : 達成度合は、70%未満であった</p> <p>【業務実績報告書の記述】 助成金の交付申請の総件数980件に対し、交付申請を受理した日から11業務日以内に交付した件数は、980件であった。(PT別添3-17)</p> <p>【評価指標】 イ 都道府県の野菜価格安定法人による早期交付申請及び生産者への迅速な交付について各種会議等での指導及び現地指導の実施 a : 取り組みは十分であった b : 取り組みはやや不十分であった c : 取り組みは不十分であった</p>	a
<p>【年度計画】 (2) 野菜関係業務 ③ 特定野菜等供給産地育成価格差補給事業 ①又は②の業務に準ずるものとして都道府県野菜価格安定法人が行う業務に係る助成金については、都道府県の野菜価格安定法人からの交付申請を受理した日から11業務日以内に交付する。 また、都道府県の野菜価格安定法人からの早期の交付申請及び都道府県の野菜価格安定法人から生産者への迅速な交付が行われるよう、都道府県の野菜価格安定法人を指導する。</p>	<p>【業務実績報告書の記述】 ブロック会議等及び特定野菜等事業実態調査における現地指導（平成23年11月～平成24年2月、5法人）において、野菜価格安定法人に対して、早期の交付申請及び生産者への迅速な交付について指導した。(PT別添2-5)</p>	a
<p>【中期計画】 (2) 野菜関係業務 ④ 野菜農業振興事業 野菜農業振興事業は、野菜生産農家の経営安定を図るため、野菜の生産・流通の合理化を図るための事業その他の野菜農業の振興に資する事業で、国の補助事業を補完するためのものを対象とし、国等の行う事業・施策との整合性を確保しつつ、国、事業実施主体等との明確な役割分担と連携の下に、機動的かつ弾力的に実施するものとする。 また、契約取引の実態を踏ま</p>	<p>(2) 野菜関係業務 ⑤ 野菜農業振興事業 【評価指標】 ア 国、事業実施主体等との連携に基づく野菜農業振興事業の機動的・弾力的な実施 a : 取り組みは十分であった b : 取り組みはやや不十分であった c : 取り組みは不十分であった (実施した年度のみ評価を行う。)</p> <p>【評価指標】 イ 契約取引の実態を踏まえ、野菜の価格・数量変動へ対応したモデル事業の実施 a : 取り組みは十分であった b : 取り組みはやや不十分であった c : 取り組みは不十分であった</p>	— a

評価項目	達成状況	評価
<p>え、野菜の価格・数量変動へ対応したモデル事業を実施する。</p> <p>なお、今中期目標期間におけるモデル事業の実施状況を踏まえて制度化を行う際には、契約指定野菜安定供給事業の実施を取りやめるものとする。</p> <p>【年度計画】</p> <p>(2) 野菜関係業務</p> <p>④ 野菜農業振興事業</p> <p>野菜農業振興事業は、野菜生産農家の経営安定を図るため、野菜の生産・流通の合理化を図るための事業その他の野菜農業の振興に資する事業で、国の補助事業を補完するためのものを対象とし、国等の行う事業・施策との整合性を確保しつつ、国、事業実施主体等との明確な役割分担と連携の下に、機動的かつ弾力的に実施する。</p> <p>また、契約取引の実態を踏まえ、野菜の価格・数量変動へ対応したモデル事業を実施する。</p>	<p>(実施した年度のみ評価を行う。)</p> <p>【業務実績報告書の記述】</p> <p>契約取引の実態を踏まえ、野菜の価格・数量変動へ対応したモデル事業(契約野菜収入確保モデル事業(PQモデル事業))の積極的なPRに努めた結果、2回(平成23年4、8月)の公募を通じ、21事業実施主体(28契約)を採択した。</p>	
<p>【中期計画】</p> <p>(2) 野菜関係業務</p> <p>⑤ ホームページによる業務内容等の公表</p> <p>ホームページ等において、透明性を確保する観点から、事務処理体制の整備等により、野菜価格安定制度の対象となっている各品目及び出荷時期ごとの交付予約数量、価格等に関する情報を、原則として毎月公表する。</p> <p>【参考】平成18年度実績：年12回</p>	<p>(2) 野菜関係業務</p> <p>⑥ ホームページによる業務内容等の公表</p> <p>【評価指標】</p> <p>ア 野菜価格安定制度の対象となっている各品目及び出荷時期ごとの交付予約数量及び交付金額を原則として毎月、ホームページにおいて公表する。</p> <p>分母を12月とし、分子を上記のとおり公表した月数とする。</p> <p>a：達成度は、100%以上であった</p> <p>b：達成度は、70%以上100%未満であった</p> <p>c：達成度は、70%未満であった</p>	a
<p>【年度計画】</p> <p>(2) 野菜関係業務</p> <p>⑤ ホームページによる業務内容等の公表</p> <p>ホームページ等において、</p> <p>ア 野菜価格安定制度の対象となっている各品目及び出荷時期ごとの交付予約数量及び交付金額を原則として毎月公表する。</p> <p>イ 指定野菜価格安定対策事業の対象となっている各品目の旬別又は月別の平均販売価額を公表</p>	<p>【業務実績報告書の記述】</p> <p>野菜価格安定制度の対象となっている各品目及び出荷時期ごとの交付予約数量及び交付金額について、毎月、交付金額等をホームページで公表した。(PT別添3-18)</p> <p>【評価指標】</p> <p>イ 指定野菜価格安定対策事業の対象となっている各品目の旬別又は月別の平均販売価額をホームページにおいて公表する。</p> <p>分母を算定対象旬又は月の数とし、分子を上記のとおり公表した旬又は月の数とする。</p> <p>a：達成度は、100%以上であった</p> <p>b：達成度は、70%以上100%未満であった</p> <p>c：達成度は、70%未満であった</p> <p>【業務実績報告書の記述】</p> <p>また、対象出荷期間の終了月の翌月に、指定野菜価格安定対策事業の対象となっている各品目の旬別又は月別の平均販売価額をホームページで公表した。(PT別添3-19)</p>	a

評価項目	達成状況	評価
<p>する。</p> <p>【中期計画】</p> <p>(3) 砂糖関係業務</p> <p>糖価調整制度の収支改善に向けた取組を踏まえ、甘味資源作物生産者及び国内産糖製造事業者に対する交付金の交付業務等を以下のとおり実施するものとする。</p> <p>① 甘味資源作物交付金の交付</p> <p>甘味資源作物交付金については、事務処理システムの整備、その適切な運用等により、機構が指定する電磁的方法による概算払請求において、対象甘味資源作物生産者からの概算払請求書を受理した日から8業務日以内に交付する。</p> <p>② 国内産糖交付金の交付</p> <p>国内産糖交付金については、事務処理の迅速化等により、対象国内産糖製造事業者からの交付申請を受理した日から18業務日以内に交付する。</p> <p>〔参考〕平成18年度実績：18業務日</p> <p>③ 砂糖に係る補助</p> <p>砂糖に係る補助事業は、平成18年度限りで廃止されたが、以下の事業について、既執行分に係る事業実施主体に対するフォローアップを適切に行うとともに、その実績について引き続き適切な評価を実施する。</p> <p>ア てん菜の生産構造の改革を進めるための事業</p> <p>てん菜について、生産コストの低減を図りつつ、計画的な生産に向けた取組を強化するため、直播の導入による省力化の推進、需要に応じた計画的生産の推進及び省力化・低コスト化を推進する技術開発等を行う。〔平成18年度に造成した基金の取崩期間は、平成21年度まで〕</p> <p>イ さとうきび増産プロジェクトを踏まえた事業</p> <p>「さとうきび増産プロジェクト基本方針」を踏まえ、さとうきびの増産に向けて、担い手の育成等の経営基盤の強化、余剰バガスの還元等の生産基盤の強化及び地</p>	<p>(3) 砂糖関係業務</p> <p>【評価指標】</p> <p>① 甘味資源作物交付金の交付業務の迅速化</p> <p>8業務日以内の交付</p> <p>分母を機構が指定する電磁的方法による概算払請求があった、甘味資源作物交付金の概算払請求の総件数とし、分子を8業務日以内に交付を完了した件数とする。</p> <p>a：達成度は、100%以上であった</p> <p>b：達成度は、70%以上100%未満であった</p> <p>c：達成度は、70%未満であった</p> <p>【業務実績報告書の記述】</p> <p>甘味資源作物交付金については、概算払い請求があった165件全てについて、8業務日以内に交付金を交付した。(PT別添3-20)</p> <p>【評価指標】</p> <p>② 国内産糖交付金の交付業務の迅速化</p> <p>18業務日以内の交付</p> <p>分母を交付申請があった、てん菜糖、鹿児島県産甘しや糖、沖縄県産甘しや糖の申請書受理期の合計とし、分子を18業務日以内に交付を完了した期の合計とする。</p> <p>a：達成度は、100%以上であった</p> <p>b：達成度は、70%以上100%未満であった</p> <p>c：達成度は、70%未満であった</p> <p>【業務実績報告書の記述】</p> <p>国内産糖交付金については、交付申請があった139件全ての申請について、18業務日以内に交付金を交付した。(PT別添3-21)</p> <p>【評価指標】</p> <p>③ 砂糖に係る補助</p> <p>ア てん菜の生産構造の改革を進めるための事業</p> <p>既執行分に係る事業実施主体に対するフォローアップの実施</p> <p>a：取り組みは十分であった</p> <p>b：取り組みはやや不十分であった</p> <p>c：取り組みは不十分であった</p> <p>【業務実績報告書の記述】</p> <p>てん菜の生産構造の改革を進めるための事業については、地方事務所と連携を図り、調査対象事業の選定（共同利用機械導入事業の全自動ビート移植機の導入）を行うとともに、4地区の現地調査を実施し、管理状況については適切に維持・管理されていたこと、また、利用状況においても移植時期が限られているなかで移植スピードも向上し作業時間の軽減が図られ導入効果があったことを確認した。</p> <p>【評価指標】</p> <p>イ さとうきび増産プロジェクトを踏まえた事業</p> <p>既執行分に係る事業実施主体に対するフォローアップの実施</p> <p>a：取り組みは十分であった</p> <p>b：取り組みはやや不十分であった</p> <p>c：取り組みは不十分であった</p> <p>【業務実績報告書の記述】</p> <p>さとうきび増産プロジェクトを踏まえた事業については、地方事務所と連携を図り、調査対象事業の選定（機械化推進事業の株揃機及び株出管理機の導入）を行うとともに、7地区の現地調査を実施し、管理状況については適切に維持・管理されていたこと、また、利用状況においても、さとうきび収穫後の作業が短時間で終わるなど作業時間の軽減が図られ導入効果があった</p>	<p>a</p> <p>a</p> <p>a</p> <p>a</p> <p>a</p>

評価項目	達成状況	評価
<p>域に適応した新品種への転換等の生産技術対策を推進する。[平成18年度に造成した基金の取崩期間は平成21年度まで]</p> <p>④ ホームページによる業務内容等の公表</p> <p>ホームページ等において、制度の仕組みを公開するとともに、事務手続の合理化等により、甘味資源作物交付金及び国内産糖交付金の月ごとの交付決定数量を翌月の15日までに公表する。 [参考] 平成18年度実績：翌月の20日</p> <p>【年度計画】</p> <p>(3) 砂糖関係業務</p> <p>① 甘味資源作物交付金の交付</p> <p>甘味資源作物交付金については、事務処理システムの整備、その適切な運用等により、機構が指定する電磁的方法による概算払請求において、対象甘味資源作物生産者からの概算払請求書を受理</p> <p>② 国内産糖交付金の交付</p> <p>国内産糖交付金については、事務処理の迅速化等により、対象国内産糖製造事業者からの交付申請を受理した日から18業務日以内に交付する。</p> <p>③ 砂糖に係る補助</p> <p>砂糖に係る補助事業は、平成18年度限りで廃止されたが、既執行分に係る事業実施主体に対するフォローアップを適切に行う。</p> <p>④ ホームページによる業務内容等の公表</p> <p>ホームページ等において、事務手続の合理化等により、甘味資源作物交付金及び国内産糖交付金の月ごとの交付決定数量を翌月の15日までに公表する。</p>	<p>ことを確認した。</p> <p>【評価指標】</p> <p>④ ホームページによる業務内容等の公表</p> <p>甘味資源作物交付金及び国内産糖交付金の交付決定数量の公表翌月の15日までの公表</p> <p>分母を公表回数とし、分子を翌月15日までに公表した回数とする。</p> <p>a：達成度合は、100%以上であった</p> <p>b：達成度合は、70%以上100%未満であった</p> <p>c：達成度合は、70%未満であった</p> <p>【業務実績報告書の記述】</p> <p>甘味資源作物交付金及び国内産糖交付金の月ごとの交付決定数量を翌月の15日までに、ホームページで公表した。(PT別添3-22)</p>	a
<p>【中期計画】</p> <p>(4) でん粉関係業務</p> <p>① でん粉原料用いも交付金の交付</p> <p>でん粉原料用いも交付金については、事務処理システムの整備、その適切な運用等により、機構が指定する電磁的方法による概算払請求において、対象でん粉原料用いも生産者からの概算払請求</p>	<p>(4) でん粉関係業務</p> <p>【評価指標】</p> <p>① でん粉原料用いも交付金交付業務の迅速化</p> <p>8業務日以内の交付</p> <p>分母を機構が指定する電磁的方法による概算払請求があった、でん粉原料用いも交付金の概算払請求の総件数とし、分子を8業務日以内に交付を完了した件数とする。</p> <p>a：達成度合は、100%であった</p> <p>b：達成度合は、70%以上100%未満であった</p> <p>c：達成度合は、70%未満であった</p>	a

評価項目	達成状況	評価
<p>書を受理した日から8業務日以内に交付する。</p> <p>② 国内産いもでん粉交付金の交付</p> <p>国内産いもでん粉交付金については、事務処理システムの整備、その適切な運用等により、対象国内産いもでん粉製造事業者からの交付申請を受理した日から18業務日以内に交付する。</p> <p>③ ホームページによる業務内容等の公表</p> <p>ホームページ等において、制度の仕組みを公開するとともに、でん粉原料いも交付金及び国内産いもでん粉交付金の月ごとの交付決定数量を翌月の15日までに公表する。</p> <p>【年度計画】</p> <p>(4) でん粉関係業務</p> <p>① でん粉原料いも交付金の交付</p> <p>でん粉原料いも交付金については、事務処理システムの整備、その適切な運用等により、機構が指定する電磁的方法による概算払請求において、対象でん粉原料いも生産者からの概算払請求書を受理した日から8業務日以内に交付する。</p> <p>② 国内産いもでん粉交付金の交付</p> <p>国内産いもでん粉交付金については、事務処理システムの整備、その適切な運用等により、対象国内産いもでん粉製造事業者からの交付申請を受理した日から18業務日以内に交付する。</p> <p>③ ホームページによる業務内容等の公表</p> <p>ホームページ等において、でん粉原料いも交付金及び国内産いもでん粉交付金の月ごとの交付決定数量を翌月の15日までに公表する。</p>	<p>【業務実績報告書の記述】</p> <p>でん粉原料いも交付金については、概算払い請求があった93件全ての請求について、8業務日以内に交付金を交付した。(PT別添3-23)</p> <p>【評価指標】</p> <p>② 国内産いもでん粉交付金交付業務の迅速化</p> <p>18業務日以内の交付</p> <p>分母を交付申請があった、国内産いもでん粉の申請書受理期の合計とし、分子を18業務日以内に交付を完了した期の合計とする。</p> <p>a：達成度合は、100%であった</p> <p>b：達成度合は、70%以上100%未満であった</p> <p>c：達成度合は、70%未満であった</p>	a
<p>ホームページ等において、制度の仕組みを公開するとともに、でん粉原料いも交付金及び国内産いもでん粉交付金の月ごとの交付決定数量を翌月の15日までに公表する。</p> <p>【年度計画】</p> <p>(4) でん粉関係業務</p> <p>① でん粉原料いも交付金の交付</p> <p>でん粉原料いも交付金については、事務処理システムの整備、その適切な運用等により、機構が指定する電磁的方法による概算払請求において、対象でん粉原料いも生産者からの概算払請求書を受理した日から8業務日以内に交付する。</p> <p>② 国内産いもでん粉交付金の交付</p> <p>国内産いもでん粉交付金については、事務処理システムの整備、その適切な運用等により、対象国内産いもでん粉製造事業者からの交付申請を受理した日から18業務日以内に交付する。</p> <p>③ ホームページによる業務内容等の公表</p> <p>ホームページ等において、でん粉原料いも交付金及び国内産いもでん粉交付金の月ごとの交付決定数量を翌月の15日までに公表する。</p>	<p>【業務実績報告書の記述】</p> <p>国内産いもでん粉交付金については、交付申請があった65件全ての申請について、18業務日以内に交付金を交付した。(PT別添3-24)</p> <p>【評価指標】</p> <p>③ ホームページによる業務内容等の公表</p> <p>でん粉原料いも交付金及び国内産いもでん粉交付金の交付決定数量の公表</p> <p>翌月の15日までの公表</p> <p>分母を公表回数とし、分子を翌月15日までに公表した回数とする。</p> <p>a：達成度合は、100%であった</p> <p>b：達成度合は、70%以上100%未満であった</p> <p>c：達成度合は、70%未満であった</p>	a
<p>でん粉原料いも交付金については、事務処理システムの整備、その適切な運用等により、機構が指定する電磁的方法による概算払請求において、対象でん粉原料いも生産者からの概算払請求書を受理した日から8業務日以内に交付する。</p> <p>② 国内産いもでん粉交付金の交付</p> <p>国内産いもでん粉交付金については、事務処理システムの整備、その適切な運用等により、対象国内産いもでん粉製造事業者からの交付申請を受理した日から18業務日以内に交付する。</p> <p>③ ホームページによる業務内容等の公表</p> <p>ホームページ等において、でん粉原料いも交付金及び国内産いもでん粉交付金の月ごとの交付決定数量を翌月の15日までに公表する。</p>	<p>【業務実績報告書の記述】</p> <p>でん粉原料いも交付金及び国内産いもでん粉交付金の月ごとの交付決定数量の公表を、翌月の15日までにホームページで公表した。(PT別添3-25)</p>	

評価項目	達成状況	評価
第2-2 需給調整・価格安定対策	○ 需給調整・価格安定対策 【評価結果】 指標の総数：20 評価aの指標数：15×2点＝30点 評価bの指標数：1×1点＝1点 評価cの指標数：0×0点＝0点 (評価対象外：4) 合計 31点 (31/32=97%)	A
【中期計画】 (1) 畜産関係業務 ① 指定食肉の売買 指定食肉の価格安定を図るため、指定食肉の需給動向を定期的に把握するとともに、ホームページ等においてその情報を公表する。また、指定食肉の買入れ・売渡しを決定した場合は、決定した日から30業務日以内に売買業務を実施する。	◇ (1) 畜産関係業務 ① 指定食肉の売買 【評価結果】 ア 指定食肉の需給動向を毎月、公表する。 分母を12月とし、分子を上記のとおり公表した月数とする。 a：達成度合は、100%であった b：達成度合は、70%以上100%未満であった c：達成度合は、70%未満であった 【業務実績報告書の記述】 指定食肉の価格安定を図るため、日々の卸売価格、機構が行う各種調査の結果を取りまとめ、毎日、週単位、月単位でホームページに公表した。また、牛肉及び豚肉の需給動向に関する情報を情報誌に掲載するとともに、需給予測を毎月、ホームページで公表した。(PT別添4-1、4-2、4-3) さらに、予測と実績の乖離の状況、今後の需給予測に関する課題等について、生産、流通等の関係者を交えた需給予測意見交換会を開催するとともに、乖離の状況等について分析した結果等を平成24年1月にホームページに公表した。(PT別添4-3) 【評価指標】	a
② 生産者団体等が行う畜産物の調整保管事業に対する補助 畜産物の価格安定を図るため、畜産物の需給動向を定期的に把握するとともに、国が保管計画の認定を行った場合は、認定された日から14業務日以内に調整保管に係る補助金の交付決定を行う。 【参考】平成4年度実績：16業務日	イ 30業務日以内の買入れ又は売渡しの実施 分母を指定食肉の買入れ又は売渡しの実施回数とし、分子を当該買入れ又は売渡しを決定した日から30業務日以内に買入れ又は売渡しを実施した回数とする。 a：達成度合は、100%であった b：達成度合は、70%以上100%未満であった c：達成度合は、70%未満であった (実施した年度のみ評価を行う) 【業務実績報告書の記述】 なお、平成23年度は、指定食肉の買入れ・売渡しを実施しなかった。 【評価指標】	—
③ 指定乳製品等の輸入・売買 ア 指定乳製品等の価格が著しく騰貴し、又は騰貴するおそれがあると認められる場合において指定乳製品等の輸入を行うときには、事務処理の迅速化、輸入業務関係者に対する指導の強化等により、農林水産大臣が輸入を承認した日から50日以内(大洋州産以外のものについては80日以内)に売渡しを行う。 【参考】平成9年度実績：57日(大洋州産以外のものは84日) イ 国家貿易機関として、国際約束に従って国が定めて通知する数量の指定乳製品等について、毎年度、その全量を確実に輸入する。	② 生産者団体等が行う畜産物の調整保管事業に対する補助 ア 畜産物の需給動向の把握 a：取り組みは十分であった b：取り組みはやや不十分であった c：取り組みは不十分であった 【業務実績報告書の記述】 畜産物の価格安定を図るため、牛肉、豚肉、鶏卵については日々の卸売価格を、また、乳製品は毎月の大口需要者価格を、それぞれ確認・把握し、需給動向を分析するとともに、情報誌にそれぞれの需給動向に関する情報を掲載するとともに、併せて需給予測をホームページで公表した。(PT別添4-1、4-2) 【評価指標】	a
ウ 指定乳製品の生産条件及び需給事情その他の経済事情を考慮し、指定乳製品の消費の安定に資することを旨として国が指示する方針により、指定乳製品等を的確に売り渡す。 エ 指定乳製品等の輸入・売買を的	② 生産者団体等が行う畜産物の調整保管事業に対する補助 イ 14業務日以内の調整保管の開始 分母を国が保管計画の認定を行った回数とし、分子を当該保管計画の認	—

評価項目	達成状況	評価
<p>確に実施するため、生乳及び牛乳・乳製品の需給に関する情報を把握するとともに、生乳及び牛乳・乳製品の需給の安定に資するため、ホームページ等において情報を公表する。</p>	<p>定日から14業務日以内に調整保管の交付決定を行った回数とする。 a：達成度合は、100%であった b：達成度合は、70%以上100%未満であった c：達成度合は、70%未満であった （実施した年度のみ評価を行う）</p>	
<p>オ ホームページ等において、事務処理体制の整備等により、指定乳製品等の買入れ・売戻しにおける月ごとの売買実績を翌月の19日までに公表する。</p>	<p>【業務実績報告書の記述】 なお、平成23年度は、法定の生産者団体等が行う畜産物の調整保管事業について実施しなかった。</p>	
<p>④ 学校給食用牛乳供給事業 酪農及び肉用牛生産の振興に関する法律（昭和29年法律第182号）に基づき定められている学校給食供給目標について、供給条件の不利な地域における輸送費等の掛増し経費の助成等を行うことにより、供給日数に係る達成率を毎事業年度90%以上とする。</p>	<p>【評価指標】 ③ 指定乳製品等の輸入・売買 ア 価格が著しく騰貴し、又は騰貴するおそれがあると認められる場合の指定乳製品等の輸入及び売渡し</p>	b
<p>【年度計画】 （1）畜産関係業務 ① 指定食肉の売買 指定食肉の価格安定を図るため、指定食肉の需給動向を毎月（価格動向については毎日）把握するとともに、ホームページ等においてその情報を公表する。 また、指定食肉の買入れ・売渡しを決定した場合は、決定した日から30業務日以内に売買業務を実施する。 ② 生産者団体等が行う畜産物の調整保管事業に対する補助 畜産物の価格安定を図るため、畜産物の需給動向を毎月（指定食肉及び鶏卵の価格動向については毎日）把握するとともに、国が保管計画の認定を行った場合は、認定された日から14業務日以内に調整保管に係る補助金の交付決定を行う。 ③ 指定乳製品等の輸入・売買 ア 指定乳製品等の価格が著しく騰貴し、又は騰貴するおそれがあると認められる場合において指定乳製品等の輸入を行うときは、農林水産大臣が輸入を承認した日から50日以内（大洋州産以外のものについては80日以内）に指定乳製品等の輸入及び売渡しを行う。</p>	<p>（ア）農林水産大臣が輸入を承認した日から50日以内（大洋州産以外のものについては80日以内）の売渡しの実施 分母を農林水産大臣の輸入承認に係る輸入の実施回数とし、分子を当該輸入に係る乳製品を50日以内（大洋州産以外のものについては80日以内）に売渡入札に付した回数とする。 a：達成度合は、100%であった b：達成度合は、70%以上100%未満であった c：達成度合は、70%未満であった （実施した年度のみ評価を行う）</p> <p>【業務実績報告書の記述】 バター生産量が伸びず、平成23年末の需要期に向けて在庫水準が低下する可能性も否定できないことから、十分な供給量を確保し、価格の高騰を未然に防ぐため、農林水産大臣から、平成23年8月5日付けで2,000トンの輸入承認を受けた。 輸入入札の結果、合計29件の輸入業務委託契約を締結し、このうち24件については、50日以内（大洋州産以外のものについては80日以内）に売渡入札を実施したが、残りの5件（すべて大洋州産）については、80日目（平成23年10月24日）に売渡入札を実施した。 この結果、バターの需要が最大となる同年末までに追加輸入分のバターを供給することができ、同年末のバター需給は大きな混乱なく推移した。 なお、船舶の輸送状況及び乳製品の国際的な需給が厳しい状況であったことを勘案し、必要量を確実に確保するために、農林水産省と協議のうえ、やむを得ず、大洋州産の売渡しについては「農林水産大臣が輸入を承認した日から80日以内」とすることとした。（PT別添4-4、4-5）</p>	b
<p>【評価指標】 （イ）指定商社に対する説明・指導 a：取り組みは十分であった b：取り組みはやや不十分であった c：取り組みは不十分であった</p>	<p>【業務実績報告書の記述】 輸入業務の委託先となる指定商社31社を参集し、迅速な輸入手続き等に関する説明・指導の会議を開催した。（PT別添4-6）</p>	a
<p>【業務実績報告書の記述】 輸入指定乳製品等の寄託先となる指定倉庫52社を参集し、万全な荷扱い等に関する説明・指導の会議を開催した。（PT別添4-7）</p>	<p>【業務実績報告書の記述】 輸入指定乳製品等の寄託先となる指定倉庫52社を参集し、万全な荷扱い等に関する説明・指導の会議を開催した。（PT別添4-7）</p>	a

評価項目	達成状況	評価																																							
<p>このため、以下のとおり輸入業務関係者に対する指導強化等を行う。</p> <p>(ア) 輸入業務の委託先となる指定商社に対し、迅速な輸入手続き等に係る説明・指導を行う。</p> <p>(イ) 輸入指定乳製品等の寄託先となる指定倉庫に対し、万全な荷扱い等に係る説明・指導を行う。</p> <p>イ 国家貿易機関として、平成23年度に国から通知を受けた指定乳製品等の輸入数量を輸入手当てとする。</p> <p>ウ 指定乳製品の生産条件及び需給事情その他の経済事情を考慮し、指定乳製品の消費の安定に資することを旨として国が指示する方針により、指定乳製品等を的確に売り渡す。</p>	<p>【評価指標】</p> <p>イ 国が定めて通知する数量の指定乳製品等の全量の輸入手当て 分母を国から通知を受けた輸入数量とし、分子を輸入入札に付した数量とする。 a：達成度合は、100%であった b：達成度合は、70%以上100%未満であった c：達成度合は、70%未満であった</p> <p>-----</p> <p>【業務実績報告書の記述】</p> <p>国家貿易機関として、平成23年度に国際約束に従って国が定めて機構に通知する数量の全量について、需給状況を踏まえて品目、数量等を決定し、輸入契約を締結した。</p> <p>i) 国から通知を受けた数量 137,202トン</p> <p>ii) 輸入入札に付した数量</p> <table border="0"> <tr><td>バター</td><td>7,459トン</td></tr> <tr><td>ホエイ・調製ホエイ</td><td>4,500トン</td></tr> <tr><td>デリースプレッド</td><td>800トン</td></tr> <tr><td>バターオイル</td><td>300トン</td></tr> <tr><td>全乳換算</td><td>137,211トン</td></tr> </table>	バター	7,459トン	ホエイ・調製ホエイ	4,500トン	デリースプレッド	800トン	バターオイル	300トン	全乳換算	137,211トン	a																													
バター	7,459トン																																								
ホエイ・調製ホエイ	4,500トン																																								
デリースプレッド	800トン																																								
バターオイル	300トン																																								
全乳換算	137,211トン																																								
<p>エ 指定乳製品等の輸入・売買を的確に実施するため、毎月、生乳及び牛乳・乳製品の需給に関する情報を把握するとともに、生乳及び牛乳・乳製品の需給の安定に資するため、ホームページ等において情報を公表する。</p> <p>オ ホームページ等において、指定乳製品等の買入れ・売戻しの月ごとの売買実績を翌月の19日までに公表する。</p>	<p>ウ 国が指示する方針による、指定乳製品の的確な売り渡し等</p> <p>【評価指標】</p> <p>(ア) 指定乳製品等の的確な売り渡し 分母を国が指定する方針による売渡計画の数量とし、分子を売渡入札に付した数量とする。 a：達成度合は、100%であった b：達成度合は、70%以上100%未満であった c：達成度合は、70%未満であった (売渡計画において、売渡を行わない場合を除く。)</p>	a																																							
<p>④ 学校給食用牛乳供給事業 酪農及び肉用牛生産の振興に関する法律（昭和29年法律第182号）に基づき定められている学校給食供給目標について、供給条件の不利益な地域における輸送費等の増し経費の助成等を行うことにより、供給日数に係る達成率を90%以上とする。</p>	<p>【業務実績報告書の記述】</p> <p>四半期ごとに農林水産省生産局長あてに届け出ている売渡計画に基づき、バター、ホエイ及び調製ホエイ、デリースプレッド並びにバターオイルを売渡入札に付した。</p> <p>i) バター (単位：トン)</p> <table border="0"> <tr><td></td><td>売渡計画</td><td>売渡入札</td></tr> <tr><td>第1四半期</td><td>4,785</td><td>4,785</td></tr> <tr><td>第2四半期</td><td>4,798</td><td>4,798</td></tr> <tr><td>第3四半期</td><td>2,726</td><td>2,726</td></tr> <tr><td>第4四半期</td><td>2,000</td><td>2,000</td></tr> <tr><td>合計</td><td>14,309</td><td>14,309</td></tr> </table> <p>ii) ホエイ (単位：トン)</p> <table border="0"> <tr><td>第1四半期</td><td>3,000</td><td>3,000</td></tr> <tr><td>第3四半期</td><td>1,500</td><td>1,500</td></tr> <tr><td>第4四半期</td><td>3,000</td><td>3,000</td></tr> <tr><td>合計</td><td>7,500</td><td>7,500</td></tr> </table> <p>iii) デリースプレッド (単位：トン)</p> <table border="0"> <tr><td>第1四半期</td><td>800</td><td>800</td></tr> <tr><td>合計</td><td>800</td><td>800</td></tr> </table> <p>iv) バターオイル (単位：トン)</p> <table border="0"> <tr><td>第1四半期</td><td>300</td><td>300</td></tr> </table>		売渡計画	売渡入札	第1四半期	4,785	4,785	第2四半期	4,798	4,798	第3四半期	2,726	2,726	第4四半期	2,000	2,000	合計	14,309	14,309	第1四半期	3,000	3,000	第3四半期	1,500	1,500	第4四半期	3,000	3,000	合計	7,500	7,500	第1四半期	800	800	合計	800	800	第1四半期	300	300	a
	売渡計画	売渡入札																																							
第1四半期	4,785	4,785																																							
第2四半期	4,798	4,798																																							
第3四半期	2,726	2,726																																							
第4四半期	2,000	2,000																																							
合計	14,309	14,309																																							
第1四半期	3,000	3,000																																							
第3四半期	1,500	1,500																																							
第4四半期	3,000	3,000																																							
合計	7,500	7,500																																							
第1四半期	800	800																																							
合計	800	800																																							
第1四半期	300	300																																							

評価項目	達成状況	評価
	<p>合計 300 300</p> <p>【評価指標】 (イ) 需要者との意見交換の実施による需要者の要望、意向の把握 a : 取り組みは十分であった b : 取り組みはやや不十分であった c : 取り組みは不十分であった</p> <p>【業務実績報告書の記述】 また、指定乳製品の輸入・売渡し業務の透明性を図るため、四半期ごとに大手需要者との情報交換会議を開催し、外国産指定乳製品等に関して意見交換を行ったほか、機構の売渡入札における落札需要者から輸入乳製品に関する要望・意見等を把握した。(PT別添4-8)</p> <p>【評価指標】 エ 生乳及び牛乳・乳製品の需給に関する情報を毎月、公表する。 分母を12月とし、分子を上記のとおり公表した月数とする。 a : 達成度合は、100%であった b : 達成度合は、70%以上100%未満であった c : 達成度合は、70%未満であった</p> <p>【業務実績報告書の記述】 毎月、生乳生産量、用途別処理量、バター及び脱脂粉乳の生産量等を把握するとともに、バターの品目別在庫量調査を実施しホームページに公表した。 また、バター及び脱脂粉乳の需給予測を行い、毎月ホームページで公表した。 なお、需給予測については、予測と実績のかい離状況等を検証の上、取りまとめ、平成24年2月にホームページで公表した。(PT別添4-9、4-10)</p> <p>【評価指標】 オ 売買実績に係る情報の公表 翌月の19日までの公表 分母を公表回数とし、分子を翌月19日までに公表した回数とする。 a : 達成度合は、100%であった b : 達成度合は、70%以上100%未満であった c : 達成度合は、70%未満であった</p> <p>【業務実績報告書の記述】 前月分の指定乳製品等の買入れ・売戻しの実績について、翌月の19日までにホームページで公表した。(PT別添4-11、4-12)</p> <p>④ 学乳給食用牛乳供給事業 【評価指標】 学校給食供給目標の供給日数に係る達成率の向上 学校給食供給目標に係る達成率 供給日数に係る達成率を、分母を小中学校の供給目標日数とし、分子を総供給実績数量を総供給人員で除して得た実績供給日数(1人1日当たり1本供給)とし、90%以上とする。 a : 達成度合は、100%であった b : 達成度合は、70%以上100%未満であった c : 達成度合は、70%未満であった</p> <p>【業務実績報告書の記述】 平成23年度の供給日数は、前年度に比べて1.0日増加し、181.2日となった。このため、供給目標(195日)に対する供給日数の達成率は92.9%(181.2日/195日)となり、目標の90%を上回った。</p>	<p>a</p> <p>a</p> <p>a</p> <p>a</p> <p>a</p>

評価項目	達成状況	評価
<p>【中期計画】</p> <p>(2) 野菜関係業務</p> <p>① 野菜農業振興事業</p> <p>野菜農業振興事業は、野菜の需給調整を図るため、野菜の需給の調整に関する事業その他の野菜農業の振興に資する事業で、国の補助事業を補完するためのものを対象とし、国等の行う事業・施策との整合性を確保しつつ、国、事業実施主体等との明確な役割分担と連携の下に、機動的かつ弾力的に実施するものとする。</p> <p>また、重要野菜等緊急需給調整事業のうち、公益法人が実施している資金造成や登録出荷団体等への交付金の交付等を、機構において一元的に行う体制に移行して、適正な業務運営を図る。</p> <p>② ホームページによる業務内容等の公表</p> <p>ホームページ等において、需給動向に的確に対応し得るような農業経営者を育成する等の観点から、事務処理体制の整備等により、野菜の需給・価格等に関する的確な情報を、原則として毎月公表する。</p> <p>〔参考〕平成18年度実績：年12回</p>	<p>◇(2) 野菜関係業務</p> <p>① 野菜農業振興事業</p> <p>【評価指標】</p> <p>ア 国、事業実施主体等との連携に基づく野菜農業振興事業の機動的・弾力的な実施。</p> <p>a：取り組みは十分であった b：取り組みはやや不十分であった c：取り組みは不十分であった</p> <p>【業務実績報告書の記述】</p> <p>産地情報調査員設置事業、消費拡大推進事業を機動的・弾力的に実施するとともに、以下のとおり、各種会議、ホームページ等を活用して、緊急需給調整費用交付金の交付に係る事業の普及・推進や情報発信を行った。</p> <p>ア 野菜需給協議会等各種会議（20回）の場を活用して、事業の普及・推進を行った。</p> <p>イ 野菜の緊急時における関係者との打合せを4月に行い、需給状況や消費拡大活動等について検討を行った。</p> <p>ウ ホームページの中にある、野菜需給協議会の専用コーナーを利用するなど、情報発信を積極的に行った。（PT別添4-13）</p> <p>【評価指標】</p> <p>イ 重要野菜等緊急需給調整事業に係る交付金の交付等を機構において一元的に行う新たな事業形態への移行のための検討の実施〔20年度のみ〕</p> <p>a：取り組みは十分であった b：取り組みはやや不十分であった c：取り組みは不十分であった</p> <p>【評価指標】</p> <p>ウ 交付金の11業務日以内の交付</p> <p>分母を登録出荷団体等別の品目ごとの交付申請の総件数とし、分子をそのうち11業務日以内に交付した件数とする。</p> <p>a：達成度合は、100%であった b：達成度合は、70%以上100%未満であった c：達成度合は、70%未満であった</p> <p>【業務実績報告書の記述】</p> <p>緊急需給調整費用交付金の交付は実施にはいたらなかった。</p>	<p>a</p> <p>—</p> <p>—</p>
<p>【年度計画】</p> <p>(2) 野菜関係業務</p> <p>① 野菜農業振興事業</p> <p>野菜農業振興事業は、国等の行う事業・施策との整合性を確保しつつ、国、事業実施主体等との明確な役割分担と連携の下に、機動的かつ弾力的に実施する。</p> <p>また、重要野菜等緊急需給調整事業のうち、緊急需給調整費用交付金の交付業務については、登録出荷団体等からの交付申請を受理した日から11業務日以内に交付するとともに、生産者への迅速な交付が行われるよう登録出荷団体を指導する。</p> <p>② ホームページによる業務内容等の公表</p>	<p>【評価指標】</p> <p>エ 登録出荷団体による早期交付申請及び生産者への迅速な交付について各種会議等での指導及び現地指導の実施</p> <p>a：達成度合は、100%であった b：達成度合は、70%以上100%未満であった c：達成度合は、70%未満であった</p> <p>【業務実績報告書の記述】</p> <p>なお、野菜需給推進懇談会、ブロック会議等、全農主催の野菜制度研修会及び重要野菜等事業実態調査における現地指導（1月・2月、2件）を通じ、登録出荷団体からの早期の交付申請及び登録出荷団体から生産者への迅速な交付について指導した。（PT別添2-5）</p> <p>【評価指標】</p> <p>② ホームページによる業務内容等の公表</p> <p>野菜の需給・価格等に関する的確な情報を、原則として毎月ホームページにおいて公表する。</p> <p>分母を12月とし、分子を上記のとおり公表した月数とする。</p>	<p>a</p> <p>a</p>

評価項目	達成状況	評価
<p>ホームページ等において、需給動向に的確に対応し得るような農業経営者を育成する等の観点から、事務処理体制の整備等により、野菜の需給・価格等に関する的確な情報を、原則として毎月公表する。</p>	<p>a : 達成度合は、100%であった b : 達成度合は、70%以上100%未満であった c : 達成度合は、70%未満であった</p> <p>【業務実績報告書の記述】 生産者の経営判断に資するよう、野菜の需給・価格に関する統計データ等について毎月公表するとともに、野菜需給協議会等の概要についても全て公表した。(PT別添4-14)</p>	
<p>【中期計画】 (3) 砂糖関係業務 砂糖については、輸入に係る指定糖の買入れ及び売戻し等の業務を行い、ホームページ等において、制度の仕組みを公開するとともに、輸入指定糖・異性化糖等の買入れ・売戻しにおける月ごとの売買実績を速やかに公表する。</p>	<p>◇ (3) 砂糖関係業務 【評価指標】 輸入指定糖・異性化糖等の売買実績の公表 翌月の15日までの公表 分母を公表回数とし、分子を翌月15日までに公表した回数とする。 a : 達成度合は、100%であった b : 達成度合は、70%以上100%未満であった c : 達成度合は、70%未満であった</p>	a
<p>【年度計画】 (3) 砂糖関係業務 砂糖については、輸入に係る指定糖の買入れ及び売戻し等の業務を行い、ホームページ等において、事務手続の合理化等により、輸入指定糖・異性化糖等の買入れ・売戻しにおける月ごとの売買実績を翌月の15日までに公表する。</p>	<p>【業務実績報告書の記述】 輸入指定糖・異性化糖等の買入れ及び売戻しにおける月ごとの売買実績を翌月の15日までにホームページで公表した。(PT別添4-15)</p> <p>【評価指標】 ◇ (4) でん粉関係業務 輸入指定でん粉等の売買実績の公表 翌月の15日までの公表 分母を公表回数とし、分子を翌月15日までに公表した回数とする。 a : 達成度合は、100%であった b : 達成度合は、70%以上100%未満であった c : 達成度合は、70%未満であった</p>	a
<p>【中期計画】 (4) でん粉関係業務 でん粉については、輸入に係る指定でん粉等の買入れ及び売戻し等の業務を行い、ホームページ等において、制度の仕組みを公開するとともに、輸入指定でん粉等の買入れ・売戻しにおける月ごとの売買実績を翌月の15日までに公表する。</p> <p>【年度計画】 (4) でん粉関係業務 でん粉については、輸入に係る指定でん粉等の買入れ及び売戻し等の業務を行い、ホームページ等において、輸入指定でん粉等の買入れ・売戻しにおける月ごとの売買実績を翌月の15日までに公表する。</p>	<p>【業務実績報告書の記述】 輸入指定でん粉等の買入れ及び売戻しにおける月ごとの売買実績を翌月の15日までにホームページで公表した。(PT別添4-15)</p>	

評価項目	達成状況	評価
<p>第2-3 緊急対策</p>	<p>○ 砂糖関係業務 【評価結果】 指標の総数：3 評価aの指標数：1×2点＝2点 評価bの指標数：0×1点＝0点 評価cの指標数：0×0点＝0点 (評価対象外：2) 合計 2点 (2/2=100%)</p>	A
<p>【中期計画】 (1) 畜産関係業務 口蹄疫等悪性伝染病発生時等に、畜産農家及び畜産関係者への影響緩和対策等を行うとともに、畜産物に係る知識の普及及び安全性のPRを行う。 また、事業の実施及び評価に当たっては、口蹄疫及び高病原性鳥インフルエンザの発生・まん延や畜産物・飼料価格の著しい変動等の危機的状況への対応のため、年度途中に機動的な対応が必要となることについて配慮するものとする。</p>	<p>3 緊急対策 ◇ (1) 畜産関係業務 【評価指標】 ア 口蹄疫等悪性伝染病発生時等における畜産農家及び畜産関係者への影響緩和対策等の実施 a：取り組みは十分であった b：取り組みはやや不十分であった c：取り組みは不十分であった (実施した年度のみ評価を行う) 【業務実績報告書の記述】 東京電力株式会社福島第一原子力発電所事故の影響により牛肉・稲わらからのセシウムが検出されたことを受けて、畜産農家及び畜産関係者の経済的負担軽減、経営の維持と安定を図るため、以下の3事業を実施した。 ・肉用牛肥育経営緊急支援事業 ・国産牛肉信頼回復対策事業 ・原子力発電所事故被災者稲わら等緊急供給支援対策事業 また、肉用牛肥育経営緊急支援事業及び原子力発電所事故被災者稲わら等緊急供給支援対策事業については、24年4月1日の食品中の放射性物質に係る新基準値の施行を踏まえた対応ができるよう、23年度中に実施要綱を見直した。</p>	a
<p>【年度計画】 (1) 畜産関係業務 口蹄疫等悪性伝染病発生時等に、国と連携して、畜産農家及び畜産関係者への影響緩和対策、畜産物に係る知識の普及、安全性のPR等を速やかに行う。 また、事業の実施及び評価に当たっては、口蹄疫及び高病原性鳥インフルエンザの発生・まん延や畜産物・飼料価格の著しい変動等の危機的状況への対応のため、年度途中に機動的な対応が必要となることについて配慮するものとする。</p>	<p>【業務実績報告書の記述】 なお、口蹄疫等悪性伝染病発生時等における畜産物に係る知識の普及、安全性のPRは実施に至らなかった。</p>	—
<p>【中期計画】 (2) 野菜関係業務 野菜については、基本計画に掲げる消費者ニーズに即した商品の安定的な供給や経営安定の確保等に資するよう、これらの対策の推進に不可欠なセーフティネット機能を有する野菜の緊急需給調整に係る業務等を実施する。 【年度計画】 (2) 野菜関係業務 野菜については、基本計画に掲</p>	<p>◇ (2) 野菜関係業務 【評価指標】 野菜の緊急需給調整に係る業務等の実施 a：取り組みは十分であった b：取り組みはやや不十分であった c：取り組みは不十分であった 【業務実績報告書の記述】 平成23年度は、発動すべき事態が発生しなかったため、実施しなかった。</p>	—

評価項目	達成状況	評価
<p>げる消費者ニーズに即した商品の安定的な供給や経営安定の確保等に資するよう、これらの対策の推進に不可欠なセーフティネット機能を有する野菜の緊急需給調整に係る業務等を実施する。</p>		

評価項目	達成状況	評価
<p>第2-4 資金の流れ等についての情報公開の推進</p>	<p>○ 資金の流れ等についての情報公開の推進 【評価結果】 指標の総数：9 評価aの指標数：9×2点＝18点 評価bの指標数：0×1点＝0点 評価cの指標数：0×0点＝0点 合計 18点 (18/18＝100%)</p>	A
<p>【中期計画】 (1) 畜産関係業務 機構が実施する補助事業等の運営状況等について、国民に十分な説明責任を果たす等の観点から、機構からの直接の補助対象者のみならず、そこから更に補助を受けた者の団体名、金額、実施時期等を公表する。 また、それと併せ、生産者等に渡った資金の事業別・地域別の総額も公表する。これらの事項については、その総額等を毎年度取りまとめ、翌年度9月末までに公表する。 さらに、機構からの補助金により、事業実施主体等において造成された基金については、基金基準等の趣旨を踏まえ、機構から直接交付を受けた補助金による基金のみならず、公益法人等を経由し間接的に機構の補助金の交付を受けて設置されているものも含め、全ての保有状況、今後の使用見込み等を3年度毎に取りまとめ、当該年度中に機構において公表する。 このほか、会計処理の透明性を確保する観点から、資金の規模及び畜産業振興資金に繰り入れられた事業返還金を含む経理の流れを公表するとともに、事業返還金の活用に当たっては、その会計処理についての分かりやすい説明を付記することを始め、積極的に説明責任を果たすものとする。</p>	<p>◇(1) 畜産関係業務 【評価指標】 ア 機構からの直接補助対象者等に係る情報公開の推進 a：取り組みは十分であった b：取り組みはやや不十分であった c：取り組みは不十分であった 【業務実績報告書の記述】 機構からの直接の補助対象者及びそこから更に補助を受けた者の団体名、金額、実施時期等について、平成23年9月にホームページで公表した。(PT別添5-1) 【評価指標】 イ 生産者等への資金に係る情報公開の推進 a：取り組みは十分であった b：取り組みはやや不十分であった c：取り組みは不十分であった 【業務実績報告書の記述】 生産者等にわたった資金の事業別・地域別の総額について、平成23年9月にホームページで公表した。(PT別添5-2) 【評価指標】 ウ 機構からの補助金による基金に係る情報公開の推進 a：取り組みは十分であった b：取り組みはやや不十分であった c：取り組みは不十分であった (実施した年度のみ評価を行う) 【業務実績報告書の記述】 基金基準等に準じて定めた基準に準じて、食肉加工施設等整備リース事業貸付機械取得資金造成事業(貸付機械取得資金：日本ハム・ソーセージ工業協同組合)1基金の見直しを実施し、その結果を平成23年6月にホームページで公表した。 【評価指標】 エ 事業返還金を含む経理の流れに係る情報公開の推進 a：取り組みは十分であった b：取り組みはやや不十分であった c：取り組みは不十分であった</p>	a
<p>【年度計画】 (1) 畜産関係業務 機構が実施する補助事業等の運営状況等について、国民に十分な説明責任を果たす等の観点から、以下の措置を講ずる。 ア 機構からの直接の補助対象者及びそこから更に補助を受けた者の団体名、金額、実施時期等を9月末までに公表する。 イ 生産者等にわたった資金の事業</p>	<p>【業務実績報告書の記述】 平成22年度の実績に係る畜産業振興資金に繰り入れられた補助事業の事業返還金を含む経理の流れを事業返還金の活用理由等を付記した上で、平成23年9月にホームページで公表した。 なお、生産者からの拠出金の受け入れや口蹄疫畜産再生基金の項目の追加等を行った。(PT別添5-3) ◇(2) 野菜関係業務 【評価指標】 ア 機構からの直接補助対象者等に係る情報公開の推進 a：取り組みは十分であった b：取り組みはやや不十分であった</p>	a

評価項目	達成状況	評価
<p>別・地域別の総額を9月末までに公表する。</p> <p>ウ 機構から直接交付を受けた補助金による基金、公益法人等を経由し間接的に機構の補助金の交付を受けて設置造成されているもの等の保有状況、使用見込み等を、基金基準等に準じて定めた基準に基づき年度中に公表する。</p> <p>エ 畜産業振興資金に繰り入れられた事業返還金を含む経理の流れを事業返還金の活用理由等を付記した上で9月末までに公表する。</p>	<p>c : 取り組みは不十分であった</p> <p>【業務実績報告書の記述】</p> <p>平成22年度の事業（指定野菜、特定野菜等、契約指定野菜等）別に、登録出荷団体ごとに交付金額をとりまとめ、平成23年9月にホームページで公表した。（PT別添5-4）</p> <p>【評価指標】</p> <p>イ 生産者等への資金に係る情報公開の推進</p> <p>a : 取り組みは十分であった</p> <p>b : 取り組みはやや不十分であった</p> <p>c : 取り組みは不十分であった</p>	a
<p>【中期計画】</p> <p>(2) 野菜関係業務</p> <p>機構が実施する補助事業等の運営状況等について、国民に十分な説明責任を果たす等の観点から、機構からの直接の補助対象者のみならず、そこから更に補助を受けた者の団体名、金額、実施時期等を公表する。また、それと併せ、生産者等に渡った資金の事業別・地域別の総額も公表する。</p> <p>これらの事項については、その総額等を毎年度取りまとめ、翌年度9月末までに公表する。</p> <p>【年度計画】</p> <p>(2) 野菜関係業務</p> <p>機構が実施する補助事業等の運営状況等について、国民に十分な説明責任を果たす等の観点から、以下の措置を講ずる。</p> <p>ア 機構からの直接の補助対象者及びそこから更に補助を受けた者の団体名、金額、実施時期等を9月末までに公表する。</p> <p>イ 生産者等にわたった資金の事業別・地域別の総額を9月末までに公表する。</p>	<p>【業務実績報告書の記述】</p> <p>平成22年度の事業（指定野菜、特定野菜等、契約指定野菜等）別に、県別に交付金額をとりまとめ、平成23年9月にホームページで公表した。（PT別添5-4、5-5）</p>	a
<p>【中期計画】</p> <p>(3) 砂糖関係業務</p> <p>機構からの補助金により事業実施主体等において造成された基金については、基金基準等の趣旨を踏まえ、機構から直接交付を受けた補助金による基金の保有状況、今後の使用見込み等を毎年度取りまとめ、翌年度9月末までに機構において公表</p>	<p>【評価指標】</p> <p>◇(3) 砂糖関係業務</p> <p>ア 機構からの補助金による基金等に係る情報公開の推進</p> <p>a : 取り組みは十分であった</p> <p>b : 取り組みはやや不十分であった</p> <p>c : 取り組みは不十分であった</p> <p>【業務実績報告書の記述】</p> <p>機構から事業実施主体に造成された基金の保有状況及び今後の使用見込みについて平成23年9月にホームページで公表した。</p>	a

評価項目	達成状況	評価
<p>する。</p> <p>また、機構が実施する調整金徴収及び交付金交付業務等の運営状況等について、国民に十分な説明責任を果たす等の観点から、機構が輸入指定糖等から徴収した調整金の総額及び機構からの交付金交付対象者に交付した交付金の事業別・地域別の総額を四半期毎に取りまとめ、その実績及び収支状況について、翌月末までに公表する。</p> <p>【年度計画】</p> <p>機構からの補助金により事業実施主体等において造成された基金については、基金基準等の趣旨を踏まえ、機構から直接交付を受けた補助金による基金の保有状況、今後の使用見込み等を9月末までに公表する。</p> <p>また、機構が実施する調整金徴収及び交付金交付業務等の運営状況について、国民に十分な説明責任を果たす等の観点から、機構が輸入指定糖等から徴収した調整金の総額及び機構からの交付金交付対象者に交付した交付金の事業別・地域別の総額を四半期毎に取りまとめ、その実績及び収支状況について、翌月末までに公表する。</p>	<p>【評価指標】</p> <p>イ 機構から交付金交付対象者への交付金等に係る情報公開の推進</p> <p>a : 取り組みは十分であった</p> <p>b : 取り組みはやや不十分であった</p> <p>c : 取り組みは不十分であった</p> <p>-----</p> <p>【業務実績報告書の記述】</p> <p>また、機構が徴収した調整金の総額及び機構から交付金交付対象者に交付した交付金の事業別・地域別の総額を四半期毎に取りまとめ、その実績及び収支状況をホームページにおいて翌月末までにホームページで公表した。(PT別添5-6)</p>	a
<p>【中期計画】</p> <p>(4) でん粉関係業務</p> <p>機構が実施する調整金徴収及び交付金交付業務等の運営状況等について、国民に十分な説明責任を果たす等の観点から、機構が輸入指定でん粉等から徴収した調整金の総額及び機構からの交付金交付対象者に交付した交付金の事業別・地域別の総額を四半期毎に取りまとめ、その実績及び収支状況について、翌月末までに公表する。</p> <p>【年度計画】</p> <p>(2) でん粉関係業務</p> <p>機構が実施する調整金徴収及び交付金交付業務等の運営状況等について、国民に十分な説明責任を果たす等の観点から、機構が輸入指定でん粉等から徴収した調整金の総額及び機構から交付金交付対象者に交付した交付金の事業別・地域別の総額を四半期毎に取りまとめ、その実績及び収支状況について、翌月末までに公表する。</p>	<p>【評価指標】</p> <p>◇(4) でん粉関係業務</p> <p>機構から交付金交付対象者への交付金等に係る情報公開の推進</p> <p>a : 取り組みは十分であった</p> <p>b : 取り組みはやや不十分であった</p> <p>c : 取り組みは不十分であった</p> <p>-----</p> <p>【業務実績報告書の記述】</p> <p>機構が徴収した調整金の総額及び機構から交付金交付対象者に交付した交付金の事業別・地域別の総額を四半期毎に取りまとめ、その実績及び収支状況を翌月末までにホームページで公表した。(PT別添5-7)</p>	a

評価項目	達成状況	評価
額を四半期毎に取りまとめ、その実績及び収支状況について、翌月末までに公表する。		

評価項目	達成状況	評価
第2-5 情報収集提供業務	○ 情報収集提供業務 【評価結果】 指標の総数：20 評価aの指標数：20×2点＝40点 評価bの指標数：0×1点＝0点 評価cの指標数：0×0点＝0点 合計 40点 (40/40=100%)	A
【中期計画】 (1) 需給関連情報の的確な収集と提供 ① 農畜産物の需給動向の判断や経営の安定に資する情報等（以下「需給等関連情報」という。）の収集に当たっては、その的確な実施を図るため、調査テーマの重点化等業務の合理化を進めつつ、需給等関連情報の収集、需給に影響を与える要因に関する調査等について、計画段階で情報利用者等の参画を得て開催する委員会において検討する。 ② ①の委員会における検討結果等に基づき、需給関連情報を提供する。 また、外部の者を対象とした調査報告会の開催や外部からの講演依頼への対応等に積極的に取り組むことにより、調査成果の普及と情報ニーズの把握に努める。	◇(1) 需給関連情報の的確な収集と提供 【評価指標】 ① 情報検討委員会における、当該年度の実施状況及び次年度の計画についての検討 a：取り組みは十分であった b：取り組みはやや不十分であった c：取り組みは不十分であった 【業務実績報告書の記述】 農畜産物の動向、情報利用者等のニーズを的確に把握するため、情報検討委員会を分野ごとに開催し、平成23年度の業務の実施状況及び平成24年度の計画について検討した。 なお、海外駐在事務所廃止後の情報業務を的確かつ適切に実施するため情報検討委員会を臨時に開催し、専門家、情報利用者等に対して、これまでの実績を説明するとともに意見等を聴いた。 臨時：平成23年9月6日 畜産：平成24年2月22日、野菜：2月21日 砂糖類：平成24年2月24日、でん粉3月1日	a
③ また、外部の者を対象とした調査報告会の開催や外部からの講演依頼への対応等に積極的に取り組むことにより、調査成果の普及と情報ニーズの把握に努める。	【評価指標】 ② 需給及び生産者の経営安定に関連する重要情報の提供 a：取り組みは十分であった b：取り組みはやや不十分であった c：取り組みは不十分であった 【業務実績報告書の記述】 需給及び生産者の経営安定に関連する重要情報、具体的には、経営安定や国内外の農畜産物の需給・価格に関する情報に加え、主要輸出国の農業政策や食料・農業・農村基本計画の実施に資する6次産業化等に関する情報等を提供した。(PT別添6-1)	a
【年度計画】 (1) 需給関連情報の的確な収集と提供 ① 需給等関連情報の収集に当たっては、その的確な実施を図るため、調査テーマの重点化等業務の合理化を進めつつ、農畜産物の需給動向に関する情報の収集、需給に影響を与える要因に関する調査等について、情報利用者等の参画を得た情報検討委員会を開催し、平成23年度の実施状況及び平成24年度の計画について検討する。 ② 情報検討委員会における検討結果等に基づき、需給及び生産者の経営安定に関連する重要情報を提供する。	【評価指標】 ③ 調査報告会の開催、講演依頼への対応等の調査成果普及等の取組 a：取り組みは十分であった b：取り組みはやや不十分であった c：取り組みは不十分であった 【業務実績報告書の記述】 外部の方を対象とした調査報告会の開催や外部の方からの講演依頼への対応に以下のとおり積極的に取り組み、調査情報の普及と情報ニーズの把握を努めた。 ①調査報告会の開催：13回（平成22年度9回） ②外部からの講演依頼：13回（平成22年度8回） ③新聞等での引用等：1,313件（平成22年度1,174件） ④面談等による個別説明会の要請等：30件（平成22年度21件） (PT別添6-2)	a

評価項目	達成状況	評価
<p>③ 外部の者を対象とした調査報告会の開催や外部からの講演依頼への対応等に積極的に取り組むことにより、調査成果の普及と情報ニーズの把握に努める。</p>		
<p>【中期計画】 (2) 情報提供の効果測定等 情報提供の質の向上を図るため、アンケート調査等の実施により、提供した情報について効果測定を実施する。</p>	<p>◇(2) 情報提供の効果測定等 【評価指標】 ① アンケート調査の実施 a : 取り組みは十分であった b : 取り組みはやや不十分であった c : 取り組みは不十分であった</p>	a
<p>また、中期目標期間中の各事業年度における情報利用者の満足度を指標化し、5段階評価で4.0以上となるようにする。</p> <p>さらに、アンケート調査結果等を踏まえ、情報提供内容等について必要な改善及び業務の合理化を行うとともに、紙媒体での情報提供について、利用者のニーズを踏まえつつ、より効率的な情報提供とするため、情報提供の効果を検証した上で、ホームページによる情報提供への重点化、紙媒体での情報提供の合理化等の見直しを行う。</p>	<p>【業務実績報告書の記述】 提供した情報やその提供方法について、その効果を測定するため、「畜産の情報」、「野菜情報」、「砂糖類情報」、「でん粉情報」について、全ての読者にアンケートを実施した。 (配布5,200件、回答1,891件、回収率36.4%) (PT別添6-3)</p>	
<p>【評価指標】 ② 情報利用者の満足度を5段階評価で4.0以上とする 分母を5段階評価の4.0とし、分子を畜産、野菜、砂糖、でん粉の各情報提供についてのアンケート調査結果の5段階評価の平均値とする。</p> <p>a : 達成度合は、100%以上であった b : 達成度合は、70%以上100%未満であった c : 達成度合は、70%未満であった</p>	<p>【業務実績報告書の記述】 情報利用者の満足度を把握するため、平成23年度のアンケート調査を実施し、その集計結果は、5段階評価で4.2であり、その目標の4.0を上回った。 「畜産の情報」の評価結果 : 4.3 (前年度4.2) 「野菜情報」の評価結果 : 4.2 (前年度4.2) 「砂糖類情報」の評価結果 : 4.3 (前年度4.3) 「でん粉情報」の評価結果 : 4.2 (前年度4.2) (PT別添6-3)</p>	a
<p>【年度計画】 (2) 情報提供の効果測定等 ① 提供した情報について、その効果を測定するためのアンケート調査等を実施する。</p> <p>② (1)及び(3)の措置の着実な実施を通じ、情報利用者の満足度が5段階評価で4.0以上となるようにする。</p> <p>③ 情報検討委員会におけるアンケート調査結果の議論等を踏まえ、情報提供内容等について必要な改善及び業務の合理化を行う。</p> <p>④ 紙媒体での情報提供の効果を検証し、ホームページによる情報提供への重点化、紙媒体での情報提供の合理化等の見直しを行う。</p>	<p>【評価指標】 ③ 情報提供内容等の改善等 a : 必要がなかった又は十分であった b : 必要はあったが、やや不十分であった c : 必要はあったが、不十分であった</p>	a
<p>【業務実績報告書の記述】 情報検討委員会におけるアンケート調査結果の議論等を踏まえ、ホームページにおける統計情報を情報誌と同じように一覧で印刷できる機能を追加するなど、提供形式を多様化し、情報利用者の利便性を改善した。 また、情報誌の巻末統計を平成23年4月号から廃止したことに伴い、情報利用者の便宜を図るため、統計情報をとりまとめた冊子を年に1回発行した。</p>	<p>【評価指標】 ④ 紙媒体での情報提供の実施効果の検証 a : 取り組みは十分であった b : 取り組みはやや不十分であった c : 取り組みは不十分であった</p>	a

評価項目	達成状況	評価
	<p>【業務実績報告書の記述】 紙媒体の更なる合理化のため、別途全配布者を対象に利用状況等を確認するためのアンケートを実施した。</p>	
	<p>【評価指標】 ⑤ ④を踏まえたホームページによる情報提供への重点化等の取組み a：必要がなかった又は十分であった c：必要はあったが、不十分であった</p>	a
<p>【中期計画】 (3) 需給関連情報の迅速な提供 情報の提供は、迅速に行うこととし、情報の種類に応じて年度計画に定める期間内に公表を行う。 また、情報利用者等からの問合せ等には迅速に対応する。</p> <p>【年度計画】 (3) 需給関連情報の迅速な提供 需給関連統計情報については情報収集の翌週まで、需給動向情報については情報収集の翌月までの期間内に公表を行う。 また、情報利用者等からの問合せ等には迅速に対応する。</p>	<p>◇(3) 需給関連情報の迅速な提供 【評価指標】 ① 情報の期間内の公表 分母を年度計画に掲げる情報についての提供件数とし、分子を期間内に公表した提供件数とする。 a：達成度合は、100%であった b：達成度合は、70%以上100%未満であった c：達成度合は、70%未満であった</p>	a
	<p>【業務実績報告書の記述】 情報件数1,044件（うち需給関連統計情報467件、需給動向情報577件）の全てを期間内に公表した。</p>	
	<p>【評価指標】 ② 情報利用者等からの問合せ等があった場合の迅速な対応 a：必要がなかった又は十分であった b：必要はあったが、やや不十分であった c：必要はあったが、不十分であった</p>	a
<p>【中期計画】 (4) 消費者等への情報提供 消費者等への情報の提供については、消費者等の視点に立ってその要望に応えた分かりやすい情報とするため、以下の措置を講じる。 ① 消費者等のニーズ把握のためのアンケート調査結果等を踏まえ、農畜産物に関する正しい知識の普及、食の安全・安心関連情報等、消費者等の関心の高い情報を積極的に提供する。 ② 消費者等との意見交換会等を通じた双方向・同時的な情報や意見の交換を行うことにより、消費者等の理解の促進を図る。</p>	<p>◇(4) 消費者等への情報提供 【評価指標】 ① 消費者の情報ニーズ、ホームページ、業務紹介用パンフレットに関するアンケート調査の実施 a：取り組みは十分であった b：取り組みはやや不十分であった c：取り組みは不十分であった</p>	a
<p>【年度計画】 (4) 消費者等への情報提供 消費者等への情報の提供について</p>	<p>【業務実績報告書の記述】 消費者ニーズ把握のため、消費者ニーズ、ホームページ及び業務紹介用パンフレットに関するアンケートの内容等について検討し、平成23年12月にアンケートを実施した。この結果、ホームページ及び業務紹介用パンフレットについて、回答者の半数以上からやや分かりやすい、分かりやすいと評価を受けた。一方で、新着情報とトピックスの違いが分からないとの指摘も受けるなど、さらに改善を図るための消費者ニーズを把握することができた。（10代～60代の無作為抽出による男女個人を調査対象とし、有効サンプル数は202であった。）（PT別添6-5）</p> <p>【評価指標】 ② ホームページでの「消費者コーナー」等の充実を通じた消費者等への分かりやすい情報提供の推進 a：取り組みは十分であった</p>	a

評価項目	達成状況	評価
<p>は、消費者等の視点に立ってその要望に応えた分かりやすい情報とするため、以下の措置を講じる。</p>	<p>b：取り組みはやや不十分であった c：取り組みは不十分であった</p>	
<p>① 消費者の情報ニーズ、ホームページ、業務紹介用パンフレットに関するアンケート調査を実施することにより、消費者等の情報ニーズを把握する。</p>	<p>【業務実績報告書の記述】 平成22年度のアンケート調査結果等を踏まえ、「野菜ブック」について、内容等の改善を再検討し、データを刷新することとし、追加13品目のデータ作成を行った。</p>	
<p>② ①のアンケート調査結果等を踏まえ、ホームページの「消費者コーナー」の充実等を図ることにより、消費者等への分かりやすい情報提供を推進する。</p>	<p>【評価指標】 ③ 消費者等の理解の促進を図るための消費者等との意見交換会等の開催 a：取り組みは十分であった b：取り組みはやや不十分であった c：取り組みは不十分であった</p>	a
<p>③ 消費者等との意見交換会等を通じた双方向・同時的な情報や意見の交換を行うことにより、消費者等の理解の促進を図る。</p>	<p>【業務実績報告書の記述】 消費者等の理解促進を図るため、平成23年11月4日・5日の2日間、農林水産省・財団法人日本農林漁業振興会の主催による平成23年度（第50回）農林水産祭「実りのフェスティバル」への出展するとともに平成23年11月25日、砂糖の正しい知識の普及・啓発のため、消費者代表の方々との意見交換会を実施した。（PT別添6-6）</p>	
<p>【中期計画】</p>	<p>◇(5) ホームページの活用</p>	
<p>(5) ホームページの活用等</p>	<p>【評価指標】</p>	
<p>① 国民に対する情報提供の充実を図るため、アンケート調査結果等を踏まえたホームページによる情報提供内容の改善等を通じ、ホームページへの年間アクセス件数が、543万件以上になるようにする。 〔参考〕平成18年度実績：543万件（ただし、シルク情報及び畜産情報ネットワークに係るアクセス件数を除く。）</p>	<p>① ホームページのアクセス件数を543万件以上とする a：達成度合は、100%以上であった b：達成度合は、70%以上100%未満であった c：達成度合は、70%未満であった</p>	a
<p>【参考】平成18年度実績：543万件（ただし、シルク情報及び畜産情報ネットワークに係るアクセス件数を除く。）</p>	<p>【業務実績報告書の記述】 平成23年度のホームページのアクセス件数は574万件で、年度計画の目標値（543万件）の達成率は105.8%となった。（PT別添6-7～6-10）</p>	
<p>② また、消費者の要望する情報について月2回以上ホームページの掲載情報の更新を行う。</p>	<p>② 上記の目的を達成するための措置 【評価指標】 ア ホームページの活用状況の集計・分析 a：取り組みは十分であった b：取り組みはやや不十分であった c：取り組みは不十分であった</p>	a
<p>【年度計画】</p>	<p>【業務実績報告書の記述】 ホームページのアクセス件数を関係部署に提供するとともに、アクセス減少の要因分析等を行った。併せてアクセス件数の取扱いに関して中長期の対処方法の検討を行った。</p>	
<p>(5) ホームページの活用</p>	<p>【評価指標】</p>	
<p>① ホームページの23年度のアクセス件数が543万件以上になるようにする。</p>	<p>イ アンケート調査結果等の検討結果を踏まえ、必要に応じたホームページへの反映 a：必要がなかった又は十分であった b：必要はあったが、やや不十分であった c：必要はあったが、不十分であった</p>	a
<p>② 上記の目的を達成するため、以下の措置を講じる。</p>	<p>【業務実績報告書の記述】 ホームページのアクセス件数を関係部署に提供するとともに、アクセス減少の要因分析等を行った。併せてアクセス件数の取扱いに関して中長期の対処方法の検討を行った。</p>	
<p>ア ホームページの改善等に反映させるため、ホームページの活用状況の集計・分析を行う。</p>	<p>【業務実績報告書の記述】 アンケート調査結果等を踏まえ、東日本大震災及び放射性物質が農畜産物に与える影響等について、「注目トピックス」及び「消費者コーナー」を通じて、情報発信を行った。</p>	
<p>イ アの集計・分析結果、アンケート調査結果、情報検討委員会の意見等を踏まえた検討を行い、必要に応じてその結果をホームページに反映させる。</p>	<p>また、「消費者コーナー」から同コーナーの他ページに誘導する仕組み「関連情報キーワード」を設置した。さらに、ホームページのアクセス数の増又は利便性の向上につながるSNS（コミュニティー型サービス）のシェアボタンと更新情報配信機能（RSS）の設置及び外部からの検索用情報を新たに追加するなどの措置を行った。（PT別添6-5）</p>	
<p>ウ 消費者の要望する情報について月2回以上ホームページの掲載情報更新を行う。</p>		

評価項目	達成状況	評価
	<p>【評価指標】</p> <p>ウ 消費者の要望する情報（ホームページの「消費者コーナー」）について、月2回以上の掲載情報更新</p> <p>a：達成度は、100%以上であった</p> <p>b：達成度は、70%以上100%未満であった</p> <p>c：達成度は、70%未満であった</p> <p>【業務実績報告書の記述】</p> <p>消費者の関心の高い情報を積極的に提供するため、ホームページの掲載情報について、毎月、月2回以上の更新を行った。（PT別添6-11）</p>	a
<p>【中期計画】</p> <p>(6) 機構の業務運営に対する国民の理解を深めるため、広報活動を推進する。</p> <p>【年度計画】</p> <p>(6) 広報活動の推進</p> <p>広報活動の強化を図るため、広報推進委員会を開催し、改善策を検討する。</p>	<p>【評価指標】</p> <p>◇(6) 広報推進委員会における広報活動の改善策についての検討</p> <p>a：取り組みは十分であった</p> <p>b：取り組みはやや不十分であった</p> <p>c：取り組みは不十分であった</p> <p>【業務実績報告書の記述】</p> <p>各部の幹部職員から構成される広報・システム推進委員会を4回開催し、ホームページやその他の広報活動の改善・強化につながるための方策等を検討した。（PT別添6-12）</p>	a
<p>【中期計画】</p> <p>(7) 照会事項に対する対応等</p> <p>独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律（平成13年法律第140号）に基づく情報の開示を行うほか、情報提供した事項に関する照会に対しては、迅速かつ確実な対応をすることとし、関連する保有情報については、原則として翌営業日以内に対応する。</p> <p>【年度計画】</p> <p>(7) 照会事項に対する対応等</p> <p>独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律（平成13年法律第140号）に基づく情報の開示を行うほか、情報提供した事項に関する照会に対しては、迅速かつ確実な対応をすることとし、関連する保有情報については、原則として翌営業日以内に対応する。</p>	<p>【評価指標】</p> <p>◇(7) 照会事項に対する対応等</p> <p>情報提供した事項に関する照会についての原則として翌営業日以内の対応</p> <p>a：達成度は、90%以上であった</p> <p>b：達成度は、50%以上90%未満であった</p> <p>c：達成度は、50%未満であった</p> <p>【業務実績報告書の記述】</p> <p>照会件数776件のうち、翌営業日以内の回答は768件であった。（PT別添6-13）</p>	a
<p>【中期計画】</p> <p>(8) 事業規模の縮減</p> <p>業務の実施に当たっては、海外事務所の廃止に伴い、事業に係る総コストが増加しないよう事業規模を縮減する。</p> <p>【年度計画】</p>	<p>【評価指標】</p> <p>◇(8) 事業規模の縮減</p> <p>事業に係る総コストの縮減</p> <p>a：計画どおりに実施された</p> <p>c：計画どおりに実施できなかった</p>	a

評価項目	達成状況	評価
<p>業務の実施に当たっては、海外事務所の廃止前（平成21年度）と比較し、事業に係る総コストが増加しないよう事業規模を縮減する。</p>	<p>【業務実績報告書の記述】 海外事務所の廃止前（平成21年度）と比較し、事業に係る総コストを縮減した。</p>	

評価項目	達成状況	評価
第3-1 事業費及び一般管理費の節減に係る取り組み（支出の削減についての具体的方針及び実績等）	○ 事業費及び一般管理費の節減に係る取り組み （支出の削減についての具体的方針及び実績等） 【評価結果】 指標の総数：1 評価aの指標数：1×2点＝2点 評価bの指標数：0×1点＝1点 評価cの指標数：0×0点＝0点 合計 2点（2/2＝100%）	A
【中期目標】 — 【年度目標】 1～3 [略]	第3 予算、収支計画及び資金計画 【評価結果】 1 事業費及び一般管理費の節減に係る取組 （支出の削減についての具体的方針及び実績等） a：取り組みは十分であった b：取り組みはやや不十分であった c：取り組みは不十分であった 【業務実績報告書の記述】 平成23年度の事業費（経済情勢、農畜産業を巡る情勢等を踏まえた政策的要請により実施された緊急対策を除く。）については、平成19年度比で47%削減した。 一般管理費（人件費を除く。）については、平成19年度比で18.8%削減、人件費（退職金及び福利厚生費並びに人事院勧告を踏まえた給与改定部分を除く。）については、平成17年度比で13.4%削減した。	a

評価項目	達成状況	評価
第3-2 法人運営における資金の配分状況 （人件費、業務経費、一般管理費等法人全体の資金配分方針及び実績、関連する業務の状況、予算決定方式等）	○ 法人運営における資金の配分状況 （人件費、業務経費、一般管理費等法人全体の資金配分方針及び実績、関連する業務の状況、予算決定方式等） 【評価結果】 指標の総数：1 評価aの指標数：1×2点＝2点 評価bの指標数：0×1点＝1点 評価cの指標数：0×0点＝0点 合計 2点（2/2＝100%）	A
【中期目標】 — 【年度目標】 —	【評価結果】 2 法人運営における資金の配分状況 （人件費、業務経費、一般管理費等法人全体の資金配分方針及び実績、関連する業務の状況、予算決定方式等） a：効果的な資金の配分は十分であった c：効果的な資金の配分は不十分であった 【業務実績報告書の記述】 東京電力株式会社福島第一原子力発電所事故の発生に伴う緊急対策の追加により、畜産勘定において、畜産振興事業費における各事業の予算額を変更するとともに、その後、当該案件に対して990億円の追加予算が措置されたことにより、年度計画の変更を行い、畜産関係部署への予算の配賦替えを適切に実施した。	a

評価項目	達成状況	評価
<p>第3-3</p> <p>「資金管理運用基準」に基づく、安全性に十分留意した効率的な運用</p>	<p>○ 「資金管理運用基準」に基づく、安全性に十分留意した効率的な運用</p> <p>【評価結果】</p> <p>指標の総数：1</p> <p>評価aの指標数：1×2点＝2点</p> <p>評価bの指標数：0×1点＝1点</p> <p>評価cの指標数：0×0点＝0点</p> <p>合計 2点（2/2＝100%）</p>	A
<p>【中期目標】</p> <p>—</p> <p>【年度目標】</p> <p>4 「資金管理運用基準」に基づき、安全性に十分留意しつつ、以下により効率的な運用を行う。</p> <p>(1) 事業資金等のうち流動性の確保が必要な資金については、支払計画に基づき余裕金の発生状況を把握し、主に大口定期預金による運用を毎月2回以上実施する。</p> <p>(2) 資本金、事業資金の一部については、満期償還の有無、長期運用が可能な余裕金の発生状況を把握し、有価証券による運用を実施する。</p>	<p>【評価結果】</p> <p>○ 「資金管理運用基準」に基づく、安全性に十分留意した効率的な運用</p> <p>a：運用は適切であった</p> <p>c：運用は不適切であった</p> <p>この場合、経済情勢、農畜産業を巡る情勢、国際環境の変化等を踏まえた政策的要因による影響を受けることについて配慮する。</p> <p>【業務実績報告書の記述】</p> <p>(1) 「資金管理運用基準」に基づき、事業資金等のうち流動性の確保が必要な資金については、支払計画に基づき余裕金の発生状況を把握し、主に大口定期預金による運用を毎月2回以上実施した。(PT別添7-1、7-2、7-3)</p> <p>(2) 資本金、事業資金の一部については、満期償還の額や時期、新たに長期運用が可能な余裕金の発生状況を把握し、有価証券による運用を実施した。(PT別添7-2、7-3)</p>	a
	<p>【参考】</p> <p>(資金の保有状況等)</p> <p>畜産関係の資金として、調整資金77,043百万円及び畜産産業振興資金184,664百万円(関連法人等に対する出資金見合等8,063百万円を含む。)、野菜関係の資金として、野菜生産出荷安定資金65,371百万円及び野菜農業振興資金15,499百万円を平成23年度末で保有しているが、国庫等から受け入れた事業財源の当期末残高であり、翌年度以降の事業等に充てるため、「独立行政法人会計基準」に基づき長期預り補助金等として整理している。</p> <p>なお、「独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針」(平成22年12月7日閣議決定)による指摘を踏まえ、畜産関係の資金については、23年度において、資源循環型酪農推進事業及び鶏卵需給安定緊急支援事業は国直轄事業で実施、生乳需要創出緊急対策支援事業は廃止。結果として、経営安定対策は400億円超の減額。23年3月に中期目標の期中改定を行い、畜産産業振興事業の補完対策(その他畜産産業振興事業)について「本対策については、事業を縮減する」と明記しており、自給飼料、家畜改良、消費拡大、施設整備関係を中心に国直轄事業へ移行するなど大幅に見直し、60億円程度を削減。</p> <p>また、「保有資金及び公益法人に造成している基金については、真に必要な限度まで縮減する」と明記しており、保有資金の残高(固定資産等を除く)は、22年度末は1,429億円、23年度末は828億円、24年度末は138億円となる見込み。公益法人等に造成している基金については、21年度末は26基金で約1,400億円であったが、22年度末は9基金で約980億円、23年度末は6基金で約760億円(その大半が生産者等に貸し付けているリース物件等の貸付残)の見込み。平成23年度の規模は大幅に縮減される見込みである。</p> <p>また、野菜関係の資金については、指定野菜価格安定対策事業及び特定野菜等供給産地育成価格差補給事業の国費負担分について、国庫債務負担行為限度額を50%から70%へ引き上げる等により保有資金を低減し、捻出した資金を23年度予算額に活用する(予算額0)とともに国庫納付した。</p> <p>【参考】</p> <p>(破産更生債権等の管理状況等)</p> <p>旧農畜産業振興事業団が実施していた債務保証業務に係る破産更生債権等については、機構法附則第7条に基づき、機構発足時に2乳業者について破産更生債権等(2.9億円)を承継し同額の貸倒引当金を計上したところであるが、うち1者</p>	

	<p>は19年度に連帯保証人の破産により債権回収が不可能となったことから求償権の償却（0.9億円）を行った。残る1者について更生債権の弁済計画に基づき求償権の回収に努めている。</p> <p>なお、債務保証業務については、平成15年10月の独立行政法人化とともに廃止し、新たな債務保証は行っていない。（PT別添7-4）</p> <p>【参考】 （関連法人等に対する出資）</p> <p>関連法人等（25法人）に対する出資は、旧農畜産業振興事業団から承継したものであり、機構法附則第8条及び業務方法書第252条に基づき適切に出資に係る株式又は持分の管理を行っている。</p> <p>これら25の関連法人等については、平成23年5月～24年2月の間に全法人に対して決算ヒアリング等を行い、その経営状況の分析を踏まえ、多額の損失を抱える法人については、合理性・効率性・収益性の観点から経営改善計画を提出させるなどの指導を行った。</p> <p>なお、当該出資は、①と畜業務、又は生乳の需給不均衡を解消するという公共的な性格を有する業務について地方公共団体及び関係農業団体の出資と一体となって行われたもの、②畜産物の生産、流通の合理化を図る政策目的に即して民法第34条の規定により設立されたものに対して行われたものであり、地元資本の出資を誘引することを目的としていたため一方的に出資を引き上げるのは妥当ではないこと、③ヒアリング等を通じて各法人等は現在も出資目的に従って業務を着実に実施していることを確認できたこと等から、引き続き出資等を維持することが必要である。</p> <p>なお、平成15年10月の独立行政法人化以降、新たな出資は行っていない。（PT別添7-5～7-7）</p> <p>【参考】 （関連法人との契約の状況）</p> <p>関連会社（19社）及び関連公益法人等（6財団）と当機構の間には契約に係る取引はない。</p>	
--	--	--

評価項目	達成状況	評価
<p>第4-1 運営費交付金の受入の遅延等による資金の不足となる場合における短期借入金</p>	<p>○ 運営費交付金の受入の遅延等による資金の不足となる場合における短期借入金</p> <p>【評価結果】 指標の総数：1 評価aの指標数：0×2点＝0点 評価bの指標数：0×1点＝0点 評価cの指標数：0×0点＝0点 （評価対象外：1） 合計 0点（0/0＝100%）</p>	—
<p>【中期計画】 運営費交付金の受入れの遅延等による資金の不足となる場合における短期借入金の限度額は、単年度4億円とする。</p> <p>【年度計画】 運営費交付金の受入れの遅延等による資金の不足となる場合における短期借入金の限度額は、4億円とする。</p>	<p>【評価指標】 ○ 運営費交付金の受入の遅延等による資金の不足となる場合における短期借入金 a：借入に至った理由等は適切であった c：借入に至った理由等是不適切であった</p> <p>【業務実績報告書の記述】 資金の状況を常に把握した結果、借入実績はなかった。</p>	—

評価項目	達成状況	評価
<p>第4-2 国産糖価格調整事業の甘味資源作物交付金及び国内産糖交付金の支払資金の不足となる場合における短期借入金</p>	<p>○ 国産糖価格調整事業の甘味資源作物交付金及び国内産糖交付金の支払資金の不足となる場合における短期借入金</p> <p>【評価結果】 指標の総数：1 評価aの指標数：1×2点＝2点 評価bの指標数：0×1点＝0点 評価cの指標数：0×0点＝0点 合計 2点（2/2＝100%）</p>	A
<p>【中期計画】 国内産糖価格調整事業の甘味資源作物交付金及び国内産糖交付金の支払資金の一時不足となる場合における短期借入金の限度額は、単年度800億円とする。</p> <p>【年度計画】 国内産糖価格調整事業の甘味資源作物交付金及び国内産糖交付金の支払資金の一時不足となる場合における短期借入金の限度額は、800億円とする。</p>	<p>○ 国産糖価格調整事業の国内産糖交付金の支払資金の一時不足となる場合における短期借入金</p> <p>a：借入に至った理由等は適切であった c：借入に至った理由等は不適切であった</p> <p>【業務実績報告書の記述】</p> <p>① 期中における短期借入金は、借入限度額の範囲内であった。</p> <p>② 期中における交付金等支払額50,325百万円に充てるため、また期首の借入金残高74,586百万円を償還するための財源として、調整金収入等93,374百万円のほか交付金支払時の不足額38,320百万円について借入が生じた。借入金総額112,906百万円のうち、81,287百万円については調整金収入等により償還し、償還することができない31,619百万円について借換えを行った。機構は輸入糖等から調整金を徴収し、これを主な財源として、甘味資源作物生産者等に交付金を交付する国内産糖価格調整事業を実施しており、当該事業の支払財源である調整金収入の単価や生産者等への交付金単価等は、農林水産省が決定することとなっている。砂糖勘定の短期借入金は、機構が制度を的確に運営した結果、甘味資源作物交付金及び国内産糖交付金の支払資金等の不足額を借入れたものである。（PT別添7-8）</p> <p>③ 砂糖勘定における短期借入金の金利については、入札を実施した結果、平成23年度通算では0.146%の借入利率となり、低く抑え金利負担の軽減を図った。（短期プライムレート：1.475%）</p> <p>【参考】 （砂糖勘定の繰越欠損金） 繰越欠損金は、国内産糖価格調整事業を砂糖の価格調整制度に基づき運営した結果として発生した調整金収支差である。 平成23年度においては、調整金等収入514億円及び糖価調整緊急対策交付金収入329億円に対し、交付金等支出402億円で442億円の当期利益が生じたことから、これを前年度末の繰越欠損金に加えた結果、23年度末における繰越欠損金は352億円となった。 なお、「独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針」（平成22年12月7日閣議決定）による指摘を踏まえ、砂糖勘定の累積欠損を低減するため、平成22年10月から精製糖・異性化糖製造企業による調整金の負担水準を定める指定糖・異性化糖調整率を引き上げるとともに、平成23年度における甘味資源作物生産者交付金単価を引き下げる等の取組を実施。これにより平成23年度において113億円の収支改善が図られた。また、生産者等による経営努力のインセンティブがより高まるよう、平成22年産から生産者に対する交付金交付要件として作業規模拡大に向けて共同利用組織での防除等の作業を位置づけるとともに、平成23年産からより糖度の高いさとうきび生産が図られるよう基準糖度帯を引き上げるなど枠組みの見直しを行った。</p>	a

評価項目	達成状況	評価
<p>第4-3</p> <p>でん粉価格調整事業のでん粉原料用いも交付金及び国内産いもでん粉交付金の支払資金の一時不足となる場合における短期借入金</p>	<p>○ でん粉価格調整事業のでん粉原料用いも交付金及び国内産いもでん粉交付金の支払資金の一時不足となる場合における短期借入金</p> <p>【評価結果】</p> <p>指標の総数：1</p> <p>評価aの指標数：1×2点＝2点</p> <p>評価bの指標数：0×1点＝0点</p> <p>評価cの指標数：0×0点＝0点</p> <p>合計 2点（2/2＝100%）</p>	—
<p>【中期計画】</p> <p>でん粉価格調整事業のでん粉原料用いも交付金及び国内産いもでん粉交付金の支払資金の一時不足となる場合における短期借入金の限度額は、単年度120億円とする。</p> <p>【年度計画】</p> <p>でん粉価格調整事業のでん粉原料用いも交付金及び国内産いもでん粉交付金の支払資金の一時不足となる場合における短期借入金の限度額は、120億円とする。</p>	<p>【評価指標】</p> <p>○ でん粉価格調整事業のでん粉原料用いも交付金及び国内産いもでん粉交付金の支払資金の一時不足となる場合における短期借入金</p> <p>a：借入に至った理由等は適切であった</p> <p>c：借入に至った理由等是不適切であった</p> <p>【業務実績報告書の記述】</p> <p>資金の状況を把握した結果、借入の必要はなかった。（PT別添7-9）</p>	—

評価項目	達成状況	評価
<p>第5-1</p>	<p>○ 緊急的な経済対策として平成21年度補正予算で措置された畜産業振興事業の実施に伴う返還金等の金銭による納付</p> <p>【評価結果】</p> <p>指標の総数：1</p> <p>評価aの指標数：1×2点＝2点</p> <p>評価bの指標数：0×1点＝0点</p> <p>評価cの指標数：0×0点＝0点</p> <p>合計 2点（2/2＝100%）</p>	A
<p>【中期計画】</p> <p>[略]</p> <p>【年度計画】</p> <p>[略]</p>	<p>【評価指標】</p> <p>○ 緊急的な経済対策として平成21年度補正予算で措置された畜産業振興事業の実施に伴う返還金等の金銭による納付</p> <p>a：計画どおりに実施された</p> <p>c：計画どおりに実施できなかった</p> <p>【業務実績報告書の記述】</p> <p>緊急的な経済対策として平成21年度補正予算で措置された畜産業振興事業の実施に伴う返還金等については、計画通り納付申請し、国からの納入告知に基づき、平成23年6月23日に1,669百万円の国庫納付を行った。</p>	a

評価項目	達成状況	評価
第5-2 指定野菜価格安定対策事業及び特定野菜等供給産地育成価格差補給事業の事業規模縮減等に対応し不要となる資金並びに平成22年度をもって終了した野菜構造改革促進特別対策事業に係る資金の平成22年度における運用収入107億円に係る23年度中の金銭による納付〔23年度のみ〕	○ 指定野菜価格安定対策事業及び特定野菜等供給産地育成価格差補給事業の事業規模縮減等に対応し不要となる資金並びに平成22年度をもって終了した野菜構造改革促進特別対策事業に係る資金の平成22年度における運用収入107億円に係る23年度中の金銭による納付〔23年度のみ〕 【評価結果】 指標の総数：1 評価aの指標数：1×2点＝2点 評価bの指標数：0×1点＝0点 評価cの指標数：0×0点＝0点 合計 2点（2/2＝100%）	A
【中期計画】 [略]	【評価指標】 ○ 指定野菜価格安定対策事業及び特定野菜等供給産地育成価格差補給事業の事業規模縮減等に対応し不要となる資金並びに平成22年度をもって終了した野菜構造改革促進特別対策事業に係る資金の平成22年度における運用収入107億円に係る23年度中の金銭による納付〔23年度のみ〕 a：計画どおりに実施された c：計画どおりに実施できなかった	a
【年度計画】 [略]	【業務実績報告書の記述】 「独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針」（平成22年12月7日閣議決定）による指摘を踏まえ、見直しを行った指定野菜価格安定対策事業及び特定野菜等供給産地育成価格差補給事業の事業規模縮減等に対応した不要となる資金については、計画通り納付申請し、国からの納入告知に基づき、平成23年6月23日に10,682百万円の国庫納付を行った。 また、平成22年度をもって終了した野菜構造改革促進特別対策事業に係る資金の平成22年度における運用収入についても、計画どおり納付申請し、国からの納入告知に基づき、平成23年9月30日に54,238円の国庫納付を行った。	

評価項目	達成状況	評価
第6 剰余金の使途 剰余金による成果（剰余金の使途について、中期計画に定めた使途にあてた結果、当該事業年度に得られた成果）	○ 剰余金による成果 （剰余金の使途について、中期計画に定めた使途にあてた結果、当該事業年度に得られた成果） 【評価結果】 指標の総数：1 評価aの指標数：0×2点＝0点 評価bの指標数：0×1点＝0点 評価cの指標数：0×0点＝0点 （評価対象外：1） 合計 0点（0/0＝100%）	—
【中期計画】 人材育成のための研修、職場環境等の充実など業務運営に必要なものに充てる。	【評価指標】 ○ 剰余金による成果 （剰余金の使途について、中期計画に定めた使途にあてた結果、当該事業年度に得られた成果） a：得られた成果は十分であった b：得られた成果はやや不十分であった c：得られた成果は不十分であった 当該評価を下すに至った経緯、中期目標、中期計画に記載されている事項以外の業務等特筆すべき事項を併せて記載する。（中期計画に定めた剰余金の使途に充てた年度のみ評価を行う。）	—
【年度計画】 人材育成のための研修、職場環境等の充実など業務運営に必要なものに充てる。		

	<p>【業務実績報告書の記述】 該当なし。</p> <p>【参考】 (利益剰余金の発生要因等) 各勘定の利益剰余金(当期総利益)の発生要因等は次のとおりであるが、当該利益剰余金は、独立行政法人会計基準等に定められている目的積立金として申請することができる基準である「国からの補助金等に基づく収益以外の収益から生じた利益であり、当該利益が独立行政法人の経営努力によるものであること」等に該当しないことから、目的積立金を申請していない。</p> <p>○砂糖勘定における当期利益442億円は、調整金等の収支差によるものであり、同勘定においては調整金の収支差に起因する繰越欠損金を有していることから当期利益によりこれを減額している。</p> <p>○でん粉勘定における当期利益19億円は、でん粉調整金等の収支差によるものであり、平成23年度においては42億の利益剰余金が生じることとなるが、積立金は、でん粉原料用いも交付金及び国内産いもでん粉交付金の財源として保有していくものであり、引き続き事業を実施していく上で、保有する必要がある。</p> <p>○補給金等勘定における当期利益1,350百万円は、輸入乳製品の売買益を加工原料乳生産者補給金に充当した残高により発生するものであり、暫定措置法第20条の3の規定により、当期利益の80パーセントに当たる1,080百万円を畜産勘定に繰り入れた後、14,773百万円の利益剰余金が生ずることとなるが、積立金は、輸入乳製品買入れ及び加工原料乳生産者補給金の財源として保有しているものであり、引き続き事業を実施していく上で、保有する必要がある。</p> <p>○債務保証勘定における当期利益2,125百万円は、政府出資金の運用益と業務経費等の収支差である。</p>	
--	--	--

評価項目	達成状況	評価
<p>第7 重要な財産を譲渡し、又は担保に供しようとするときは、その計画</p>	<p>○ 重要な財産を譲渡し、又は担保に供しようとするときは、その計画 (評価対象外 : 1)</p>	—
<p>【中期計画】 予定なし</p>	<p>【評価指標】 —</p>	—
<p>【年度計画】 予定なし</p>	<p>【業務実績報告書の記述】 (参考) 【重要な財産の譲渡について】 重要な財産の譲渡等については、平成23年度には実績がない。</p> <p>なお、機構が所有する職員宿舎については、平成23年度の利用率は91%(平成22年度:89%)となっている。</p>	

評価項目	達成状況	評価
<p>第8-1 職員の人事に関する計画（人員及び人件費の効率化に関する目標を含む。）</p>	<p>○ 職員の人事に関する計画 （人員及び人件費の効率化に関する目標を含む。）</p> <p>【評価結果】 指標の総数：4 評価aの指標数：4×2点＝8点 評価bの指標数：0×1点＝0点 評価cの指標数：0×0点＝0点 合計 8点（8/8＝100%）</p>	A
<p>【中期計画】 (1) 方針 業務運営の効率化に努め、業務の質や量に対応した職員の適正な配置を進めるとともに、職員の業務運営能力等の育成を図る。 また、機構の組織・業務運営の一層の活性化を図るため、人事評価制度、管理職への昇格者数の抑制、管理職ポストオフ制度、適正な新規採用等を着実に実施する。 さらに、職員の部門間の交流等を通じ、機動的で柔軟な業務運営ができる体制を整備する。</p> <p>【年度計画】 (1) 方針 業務運営の効率化に努め、業務の質・量に対応した職員の適正な配置を進めるとともに、職員の業務運営能力等の育成を図る。 また、機構の組織・業務運営の一層の活性化を図るため、人事評価制度、管理職への昇格者数の抑制、管理職ポストオフ制度、適正な新規採用等を着実に実施する。 さらに、職員の部門間の交流等を通じ、機動的で柔軟な業務運営ができる体制を整備する。</p>	<p>【評価指標】 ◇(1) 職員の人事に関する方針 （指標＝職員の適正な配置、部門間の交流等） a：方針どおり順調に実施された b：概ね方針どおり順調に実施された c：方針どおりに実施できなかった</p> <p>【業務実績報告書の記述】 毎月の超過勤務時間を集計した結果、対前年比88.6%と縮減していることを確認した。 また、適時適切に人事異動を行い、職員の適正な配置に取り組むとともに、機動的で柔軟な業務運営ができる体制を整備するため、平成23年度で38名の部門間異動を実施した。（PT別添7-10） ※ 人事評価制度等に関する取組は、第1の2の（2）人件費の削減の取組を参照</p>	a
<p>【中期計画】 (2) 人員に関する指標 期末の常勤職員数は、期初の常勤職員数に平成23年度からの業務執行の見直しによる増員数19人を加えた数（234人）を上回らないものとする。 なお、期初（平成20年度）において、前中期目標期間の期末（平成19年度）に対して2人を削減する。 【参考1】 前中期目標期間の期末（平成19年度）の常勤職員数 217人 期初の常勤職員数の見込み 215人</p>	<p>【評価指標】 ◇(2) 人員に関する指標 （指標＝常勤職員数、人件費総額） a：計画どおり順調に実施された b：概ね計画どおり順調に実施された c：計画どおりに実施できなかった （各年度の年度計画において規定されている具体的な目標に基づき、達成度を評価する）</p> <p>【業務実績報告書の記述】 常勤職員数は、期初が205人、期末が213人となった。 人件費総額については、計画の2,033百万円を下回る1,821百万円となった（第1の2の（2）参照）。</p>	a

評価項目	達成状況	評価
<p>期末の常勤職員数の見込み 期初の常勤職員数に平成23年度からの業務執行の見直しによる増員数19人を加えた数（234人）を上回らない範囲内で、人件費の削減計画を踏まえ弾力的に対応する。 [参考2] 中期目標期間中の人件費総額見込み 10,473百万円</p> <p>【年度計画】 期末の常勤職員数は、期初の常勤職員数に平成23年度からの業務執行の見直しによる増員数19人を加えた数（234人）を上回らないものとする。 [参考1] 期初の常勤職員数の見込み215人 期末の常勤職員数の見込み 期初の常勤職員数に平成23年度からの業務執行の見直しによる増員数19人を加えた数（234人）を上回らない範囲内で、人件費の削減計画を踏まえ弾力的に対応する。 [参考2] 人件費総額見込み2,033百万円</p>		
<p>【中期計画】 (3) 業務運営能力等の向上 機構の使命や業務の目的を自覚し、その職階に応じた業務遂行能力を十全に発揮できるよう、以下のとおり研修を行う。 ① 職員の総合的能力を養成するための階層別研修として以下の研修を実施する。 ② 職員の専門的能力を養成するため、必要に応じて、会計事務職員研修、情報ネットワーク維持管理研修、衛生管理者養成研修等の専門別研修を実施する。</p> <p>【年度計画】 (3) 業務運営能力等の向上 職員の事務処理能力の向上を図るため、業務運営能力開発向上基本計画に基づき、研修を実施する。 ① 職員の総合的能力を養成するための階層別研修として以下の研修を実施する。 ア 初任者研修として、ビジネスマナー研修、初任者現場研修等 イ 一般職員研修として、農村派遣</p>	<p>【評価指標】 ◇(3) 業務運営能力等の向上 ① 階層別研修の実施 a：取り組みは十分であった b：取り組みはやや不十分であった c：取り組みは不十分であった</p>	a

評価項目	達成状況	評価
研修、行政実務研修、海外派遣研修等 ウ 管理職研修として、新任管理職研修 ② 職員の専門的能力を養成するため、人事異動に応じて、各部署で必要とされる能力を確保するため、必要に応じて下記の研修を受講させる。 ア 会計関連研修として、会計事務職員研修、予算編成支援システム研修、消費税中央セミナー イ 広報・調査情報関連研修として、広報研修、情報ネットワーク維持管理研修、情報提供技術向上研修 ウ 総務・人事関連研修として、衛生管理者養成研修、個人情報保護研修	【業務実績報告書の記述】 職員の総合的能力を養成するための階層別研修として、初任者等に対し、以下の研修を実施した。 ア ・新聞購読研修（平成23年11月～平成24年3月、平成24年度新規採用予定者） ・行動憲章・文書作成研修（平成23年4月） ・ビジネスマナー研修（平成23年4月） ・現地研修（平成24年1月～3月） イ ・農村派遣研修（平成23年8月～12月、平成24年2月） ・行政実務研修（平成23年4月～平成24年3月） ・海外派遣研修（平成24年1月～3月） ・係長研修（平成24年3月） ・中堅職員研修（平成24年3月） ウ ・メンタルヘルス研修（平成23年11月） （PT別添7-11）	
	【評価指標】 ② 専門別研修の実施 a：取り組みは十分であった b：取り組みはやや不十分であった c：取り組みは不十分であった 【業務実績報告書の記述】 職員の専門的能力を養成するため、以下の研修を受講させた。 ア ・財務省会計研修（平成23年10月～11月） ・予算編成支援システム研修（平成23年10月） ・消費税中央セミナー（平成23年11月） イ ・広報研修（平成23年9月、平成23年12月） ・情報提供技術向上研修（平成24年1月～3月） ・ネットワーク維持管理研修（平成23年7月） ウ ・個人情報保護研修等（平成23年4月、平成23年7月） ・衛生管理者養成研修（平成23年10月、平成24年3月） ・メンタルヘルス研修（平成23年11月） （PT別添7-11）	a

評価項目	達成状況	評価
第8-2 長期借入れを行う場合の留意事項	○ 長期借入れを行う場合の留意事項 (評価対象外 : 1)	—
【中期計画】 独立行政法人農畜産業振興機構法 (平成14年法律第126号)第14条第 1項(加工原料乳生産者補給金等暫 定措置法(昭和40年法律第112号)第 20条の2第2項の規定により読み替 えて適用する場合を含む。)の規定 に基づき、機構が長期借入金をする に当たっては、市中の金利情勢等を 考慮し、極力有利な条件での借入れ を図る。	【評価指標】 — 【業務実績報告書の記述】 —	—
【年度計画】 なし		

評価項目	達成状況	評価
第8-3 施設及び設備に関する計画	○ 施設及び設備に関する計画 (評価対象外 : 1)	—
【中期計画】 予定なし	【評価指標】 —	—
【年度計画】 なし	【業務実績報告書の記述】 —	

評価項目	達成状況	評価
第8-4 前期中期目標期間繰越積立金の処分	○ 前期中期目標期間繰越積立金の処分 【評価結果】 指標の総数 : 1 評価aの指標数 : 1 × 2点 = 2点 評価bの指標数 : 0 × 1点 = 0点 評価cの指標数 : 0 × 0点 = 0点 合計 2点 (2 / 2 = 100%)	A
【中期計画】 畜産勘定、でん粉勘定及び補給金 等勘定の前期中期目標期間繰越積立 金は、それぞれ独立行政法人農畜産 業振興機構法(平成14年法律第 126号)附則第8条第1項に規定する 業務、同法第10条第5号二及びホに 規定する業務並びに加工原料乳生産	【評価指標】 ○ 前期中期目標期間繰越積立金の処分 a : 積立金を充てた理由等は適切であった c : 積立金を充てた理由等是不適切であった	a

<p>者補給金等暫定措置法（昭和40年法律第112号）第3条第1項に規定する業務に充てることとする。</p> <p>【年度計画】</p> <p>畜産勘定、でん粉勘定及び補給金等勘定の前期中期目標期間繰越積立金は、それぞれ独立行政法人農畜産業振興機構法（平成14年法律第126号）附則第8条第1項に規定する業務、同法第10条第5号二及びホに規定する業務並びに加工原料乳生産者補給金等暫定措置法（昭和40年法律第112号）第3条第1項に規定する業務に充てる。</p>	<p>【業務実績報告書の記述】</p> <p>（畜産勘定）</p> <p>畜産勘定の前中期目標期間繰越積立金は、株式会社への出資の持分として、機構法附則第8条第1項に基づき管理している。</p> <p>（補給金等勘定）</p> <p>補給金等勘定の前中期目標期間繰越積立金は、加工原料乳生産者補給金等暫定措置法第3条第1項において規定する業務に充てるため、同勘定において管理している。</p>	
---	--	--